

平成27年10月16日

佐賀市議会議長 福井章司様

議会運営等改革検討会
会長 江頭弘美

議会運営等に関する検討結果について（最終答申）

平成25年12月13日付けで議長から諮問のあった議会基本条例に基づく議会運営等に関する検討について、一定の結論に達したので、当検討会の最終答申として別添のとおり提出します。

なお、議長におかれましては、この答申を尊重いただき速やかに適切な措置をとられるようお願いいたします。

議会運営等に関する検討結果

最終答申書

平成27年10月16日

佐賀市議会 議会運営等改革検討会

はじめに

1

検討結果（答 申）

1

1	各種会議の位置付け	1
2	議会のあり方検討委員会で協議済みの項目	1
3	議会のICT化（情報共有化・文書のペーパーレス化）	1
4	本会議の運営・定例会の会期	1
5	議案質疑	1
6	一般質問・代表質問制	2
7	反問権（質問権）	2
8	委員会の運営（委員研究会の位置付けを含む）	2
9	合同審査会	3
10	議員間の自由討議	3
11	執行部の監視・評価、事務事業評価	4
12	個別外部監査制度の活用	4
13	政策立案・提言、議員提案条例	4
14	政策調整会議、政策立案研究会	4
15	会派制	5
16	委員会の数・構成人数	5
17	議長・委員の任期	6
18	行政視察	7
19	議員研修	8
20	公務活動	8
21	出席費用弁償	8
22	協議調整の場、議会独自の勉強会	9
23	調査会・附属機関	9
24	専門的知見の活用	9
25	議会事務局の役割と体制強化	10
26	議会図書室	10
27	政務活動費	10
28	災害対応	11
29	議会基本条例の評価・見直し	11
30	議員の倫理、議員の身分、議員活動（非公務）	11
31	政治倫理条例	12
32	議員報酬	12
33	議員定数	12
34	その他	13

参考資料

I	検討会の発足経緯と役割-----	1 5
II	検討会の運営方法等-----	1 5
III	検討会の開催実績-----	1 8
IV	検討会の協議概要-----	2 1

はじめに

議会運営等改革検討会では、平成25年12月13日付で議長から諮問を受けた「議会基本条例に基づく議会運営等に関する検討」について、約2年間にわたる22回の議論、4市における先進地調査を実施してきたところであるが、このたび一定の結論に達したので、次のとおり答申する。

なお、答申中、第1次中間答申書及び第2次中間答申書において既に答申済みの事項については、その旨を記載している。

また、答申に至る議論の経過等については、15ページ以降の参考資料を参照されたい。

検討結果（答 申）

1 各種会議の位置付け

第1次中間答申書により答申済み

2 議会のあり方検討委員会で協議済みの項目

第1次中間答申書により答申済み

3 議会のICT化（情報の共有化・文書のペーパーレス化）

第1次中間答申書により答申済み

4 本会議の運営・定例会の会期

「通年議会」、「通年会期」については、閉会中の委員会活動が可能な現状において、執行部の専決処分がなくなる、本会議の招集を議会ができること以外に明確なメリットが見出せないため、導入の必要はない。

5 議案質疑

第2次中間答申書により答申済み

6 一般質問・代表質問制

(1) 一般質問のあり方

一般質問において、議員・執行部の双方が原稿を見ながら質問・答弁をする姿がシナリオに沿ったものであるとの市民の批判が一部にあるが、一般質問は通告制をとっており、執行部側が数値の誤りや考え方が間違っただけの伝わり方をしないよう原稿を用意することは、ある意味、当然のことである。シナリオのように読むことが問題であり、議員・執行部の双方がそうならないように努力する必要がある。

また、質問して答弁を受けるだけで終わりではなく、市民にわかりやすい質問を心がけ、その中から執行部に対し必要な指摘や提案を行っていくことが望ましい。

(2) 質問時間

執行部の答弁を含めた60分という持ち時間に対し、議員の発言時間を明確に確保したほうがよいのではないかと意見もあるが、一般質問の本会議進行の時間が総枠60分であれば、市民に案内しやすい。

また、特に大きな問題もなく、その機会も年間4回（定例会）ある。よって、現状のままとする。

(3) 代表質問制

既に導入している先進都市では、一般質問との区別が不明確であるとの問題点も指摘されており、仮に一般質問の登壇者が多い当市議会で導入した場合、この傾向はより顕著となると予想される。よって、代表質問制導入のメリットが見出せず、また、一般質問と役割分担も難しいため、現状では導入の必要はない。

7 反問権（質問権）

既に議会運営委員会で協議し、執行部を含め申し合わせを行ったところであり、議会運営委員会で決定した「質問権の運用方法」どおりとする。

8 委員会の運営（委員研究会の位置付けを含む）

(1) 委員会の活動

当市議会では、改選期ごとに閉会中の委員会活動を担保するために、閉会中の所管事務調査を議決している。これは、委員会活動の活性化はもとより、市政の課題や執行部の動きに迅速かつ柔軟な委員会としての活動を目的とした手続きである。委員会活動の活性化の一環として、活動のテーマや活動計画を定めた委員会運営を行っている議会もあるが、委員会の所管事項は多岐

にわたり、そのどれもがいつでも市政の重要案件となる得るため、テーマを決めることがデメリットとなる恐れもある。

このため、本市議会においては、当面、各委員会の自主性・主体を尊重する意味から、他市議会の委員会運営を参考としながら、現状の委員会活動のより一層の充実を図るべきである。

(2) 委員研究会の位置づけ

委員研究会も実態としては委員会の活動であることに変わりはないが、法定の会議である委員会の活動とするには、執行部の持ち込み案件の説明を目的とした研究会の開催等、法定化の前提となる活動の主体性、計画性及び拘束性等の面で疑問が残る。一方で、法定の会議でないことにより、柔軟で自由度のある活動ができているという事実もある。しかしながら、委員研究会と委員会の違いについては、議員個々に認識が異なっていることは否定できない。

これらの状況から、委員研究会については、その位置づけ（定義）を「任意の会議（法定外会議）とし、原則、執行部の依頼により開催する委員会（執行部の持ち込み案件の説明及び質疑）等、委員会としての受動的な活動を委員研究会とする。ただし、委員会の決定により、委員会としての主体的活動であっても委員研究会とすることができる。」とすべきである。

(3) 委員間の自由討議

委員間の自由討議は、委員長からの問いかけ以外にも、委員からの要求等により実施することもあり得る。また、執行部がいるいないにかかわらず、委員会の活動の中で必要に応じて実施されるべきものであり、プログラム化には馴染まないとと思われる。

ただし、これを活用することで委員会の審議や活動の充実につながるものと思われるため、これを踏まえ各委員会の運営を行うべきである。

9 合同審査会

必要に応じ活用する。

10 議員間の自由討議

必要に応じ活用する。（委員間の自由討議は「委員会の運営」に掲載）

11 執行部の監視・評価、事務事業評価

事務事業評価については、平成23年度から平成25年度までの3年間、決算審査の充実を主な目的に実施し、その検証を踏まえ、平成26年度から「各常任委員会で決算議案に対する附帯決議を行い、これを議決し、執行部に回答を求める。」という新たな試みを実施したところである。今後も執行部の監視・評価という議会本来の機能を充実するため、現在の監視・評価のやり方を継続的に改善していくことが望ましい。

12 個別外部監査制度の活用

執行部が導入した場合の問題であるが、議会が活用できる制度という意味で、その導入状況や活用するメリットやデメリット等の情報を収集し、議会内で共有することが望ましい。

13 政策立案・提言、議員提案条例

条例の提案権は、基本的には執行部に帰属し、執行権を侵さない範囲（予算を伴わないもの等）において議員に認められている。このため、議員の提案条例については、その範囲の制限から理念条例となることが多い。

一方、政策提言については、これを受け入れ、実施するか否かは、あくまで執行部に選択肢があることから、何らの制限を受けることもなく、条例事項のみならず行政運営の細部に至るまで、議員・会派・委員会を問わず、議会側から市民等の意見、議員及び議会活動の成果を反映する手段としての活用が可能である。

この現状を踏まえ、議会の活動の成果を具体化する手段として、議会は積極的に政策提言や条例提案を行い、もってよりよい市政の実現を目指すべきである。また、その内容及びこれに対する執行部の対応を市民に明らかにすべきである。

14 政策調整会議、政策立案研究会

政策提言や条例提案を議会意思とするためには、最終的には所管の常任委員会等を通して本会議で議決する必要がある。しかしながら、その検討を行う場については、委員会や会派を横断し、議員個々の得意分野を生かしながら、興味や関心がある案件について議員が結集する任意の場として、その設置を議会として奨励し、議会及び議員活動の活性化を図るべきである。

また、この検討の場の設置や協議状況等の情報については、議長を通じて全議員に通知するなど、議会内で共有すべきである。

15 会派制

(1) 会派制の必要性

議会は多様な意見、利害関係をもつ議員の集まりである。そのため、議会意思を決定するプロセスにおいては、当然議論が必要となるが、この多様性こそが合議体としての議会の大きな特徴である。

その中で、個々の議員が自分の政策等を実現していくためには、多くの議員の賛同を得ることが必要となる。また一方で、36人という議員からなる本市議会の運営を効率的かつ円滑に行うためには、ある一定のグループ化が必要である。事実、これにより常任委員会を同時開催しても、その審査状況等の詳細が会派を通じて各議員で共有されている。

こうした理由から、本市議会においては、長年にわたり会派制を導入しており、それに基礎をおいた議会運営がなされている。会派制には、会派以外の意見をどう担保していくかという課題があるが、本市議会においては、代表者会議に準会派の出席を認めて意見を聞くなど、会派制をとりながらも多くの場面でこれに配慮した運営がなされている。

以上のことから、本市議会においては、今後も会派制を継続すべきである。

(2) 会派の所属議員数

意見を集約できる最小の構成人数との考えから、会派成立の要件は、現状どおり所属議員数3人以上とすべきである。

(3) 議長の会派所属

本市議会においては、会議規則や各種会議の決定に基づいた議会運営がなされており、議長が会派に所属することによる支障は特段見受けられない。逆に、議長が会派に所属しないことにした場合、出身会派の成立要件や運営、政務活動費の支給に当たっての問題が生じる。

このため、これまで同様、議長が中立的立場を明確にし、所属会派の意向等に左右されることなく、公正・公平な議会運営を行うことを前提に、現状どおり議長は会派に所属するものとする。

(4) 会派・準会派への控室割当

現状どおり「会派及び準会派ごとに所属議員数に応じた広さの控室」を割り当てるものとする。

16 委員会の数・構成人数

(1) 常任委員会の数・構成人数

本市議会において、議員定数の根拠としているため、当面は、現状どおり常任委員会は4つ、その構成人数は9人とすべきである。

(2) 特別委員会の数・構成人数

現状どおり3つの特別委員会を設置する場合において、その構成人数は、他の委員会や会議との日程調整や予算措置等の問題から、議員の特別委員会への重複所属を極力避ける意味で、原則として12人（議員定数の1/3）とすべきである。ただし、この人数及び人選に当たっては、案件により弾力的に運用されることが望ましい。

なお、特別委員会の設置時期については、改選期や中間期という特定の時期にとらわれることなく、市政の動きに合わせ、必要と思われる時期とすることが望ましい。

(3) 議会運営委員会の構成人数

委員定数については、議論の場として一定の人数を固定的に確保する必要があること、県庁所在都市の議会の平均定数が議員数の約1/4となっていることから、現状の10人が妥当である。また、その構成については、当市議会が会派制による議会運営をしていることから、会派から選出された委員をもって構成すべきである。

ただし、委員会で取り扱う案件は、本会議の運営のみならず議会内部の様々な案件が多数あり、より多くの意見を汲み上げることが一方で必要となることから、これまで同様、準会派についてはオブザーバーとしての出席を求めべきである。

17 議長・委員の任期

(1) 議長の任期

地方自治法の規定により、議長の任期については議員の任期である4年とされている。

議長は、任期を4年とする市長と対等の機関である議会の代表者としての役割を担い、議会の民主的な運営や審議充実等を図ることが期待されていることから、短期での交代は、議長の役割の発揮や権威の維持のみならず、市長と議会の関係維持のうえからも好ましいものではない。一方で、議長の任期及びその選出には、そのときの議会の状況や会派構成等の問題が影響することも事実である。

このため、議長の任期は、現在の申し合わせどおり「任期2年（再任を妨げない）」とすべきである。なお、副議長の任期についても、議長を補佐するというその役割から、議長と同様にその任期は2年とすべきである。

(2) 委員の任期

委員会条例の規定により、当市議会では常任委員会の委員の任期は2年としている。

これを1年とした場合は、改選期が10月であることから、予算から決算というひとつの議会審議のサイクルの途中で交代することになるため、委員会審議の一貫性及び議員の経験値向上という点で問題があると思われる。一方、4年とした場合は、議員が任期中に4つの常任委員会のうちの1つの常任委員会しか経験することができず、市政全般への精通度という点で問題があると思われる。

このため、常任委員会の委員の任期は、現状どおり2年とすべきである。また、議会運営委員会の委員の任期については、前述の議会審議のサイクル及び議員の経験値向上の点から、常任委員会の委員の任期と同様に2年とすべきである。

18 行政視察

(1) 行政視察の必要性、視察報告書

市長（執行部）から持ち込まれる議案等の案件、その時々々の市政の課題について、本市議会では、各委員会で調査・研究を行い、その委員会としての意思決定を行っている。

この意思決定をする上で、参考となる他市の状況を委員会全体で視察することは、インターネット等では得がたい情報が得られるばかりでなく、議員個々の活動や経験から得られるそれぞれの独自の視点により、委員会としての議論が深まり、市政への反映やその際の問題点等の共通認識を醸成することができる。その意味で、行政視察は議会機能の強化及び議員の資質向上に大きく寄与するものであり、現状どおり実施すべきである。

なお、視察の目的・成果等については、説明責任を果たす視察報告書の作成や適切な市政への反映がなされるよう、視察前後において、これまで以上に各委員会で十分な議論・検証を行うことが望ましい。

(2) 行政視察の旅費

本市議会では、通常、各委員会で年1回、2泊3日の行程で2都市を視察しており、1委員当たり9万円の旅費が予算措置されている。

この予算額については、市の財政事情等により減額され、今日に至っているが、この額では全国全ての地域の視察はかなわず、結果、この額の枠内で行ける地域の都市を選定し、視察を行っている状況である。一方で、行政視察は、各委員会で抱える課題等について全国の先進事例を視察し、それを市政に反映することを目的としており、議会活動の基本ともなるものである。

このため、これに要する旅費の予算を、行き先が制限される額とすることは好ましくなく、円滑な議会活動を維持する観点から、全国至るところに行ける額を、当然、議会として確保すべきである。

ただし、この予算の執行に当たっては、現在の市の財政状況等に配慮し、その節減に努めるべきである。

19 議員研修

議会基本条例で「議会は、議員の政策の形成及び立案能力の向上を図るために、議員研修の充実強化を図るものとする。」と規定している。

議員には、議会及び議員活動を行うに当たっての基本的な知識が求められる。また一方で、その時々々の市政及び議会の課題解決のために必要となる知識も求められる。

これを受け、現在、本市議会においては、議員研修の体系化の一環として、講師を招いた研修を新しい試みとして実施している。各種の委員会で実施する視察研修とは別に、議会として全議員が共有すべき案件について行うこの研修は、議員の資質向上はもとより議会の機能向上のために当然必要である。

このため、現状どおりの研修を行い、その中で議会の研修体系化を推進すべきである。

20 公務活動

議員には、議会活動、政務調査活動、議員活動等、さまざまな活動がある。これらの活動のうち、公務災害の適用を受けるのは、判例から「地方自治法や会議規則、条例の規定に基づく会議等」とされている。一方、公務災害の対象とならなくても、代表者会議等の任意の会議を初め、全議員合意のもとに行われる議会活動が多数存在するのも事実である。

よって、公務災害の適用の有無にかかわらず、これら全ての活動を本市議会の公務活動と位置づけ、各議員は私的活動に優先し、この活動に当たることが望ましい。

21 出席費用弁償

出席費用弁償は、地方自治法の「職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる」という規定を根拠に支給されるものであるが、その支給額の根拠が不明確であることから、「報酬の二重取り」とする批判等が絶えず、本市議会においてはこれを支給していない状況にある。

しかしながら、一方で市町村合併により市域が広がった今、遠方から議会に赴く議員の交通費の負担感は、合併前とは異なり非常に大きいことは事実であり、議員の公平性の観点から、距離に応じた交通費の実費相当額を出席費用弁償として支給することには一定の合理性があると思われる。

しかし、現時点で本市議会が支給していないこと、全国的にも支給を減額

または廃止する流れにあること等から、現状では、支給の合理性をもってこれを実際に支給することへの市民理解が得られるとは言い難く、現時点では支給すべきでない。

なお、この判断は、あくまで現時点での判断を示すもので、遠方の議員の交通費の負担感があることは事実であるので、今後も継続的にこの件についての検討は必要である。ただ、その検討に当たっては、議員以外の特別職への費用弁償、議員が受ける報酬や政務活動費、議員の定数等と一体的に議論を行うことが望ましい。

22 協議調整の場、議会独自の勉強会

「各種会議の位置付け」、「政策調整会議」及び「政策立案研究会」と内容が重複しているため、特に答申すべき事項はない（答申は行わない）。

23 調査会・附属機関

「調査会・附属機関」は、議会の諸活動に伴い必要となる審査や調査等を行うことを目的とし、議会が設置する外部の有識者等で構成する組織である。

この設置について、総務省は、地方自治法に設置できるとする規定がないこともあり、「議会は、合議制の議事機関であり、その構成員である議員自ら多様な意見を議会に反映させる責務を負っているものであり、その機能を附属機関に委ねるのは適当ではない」等の理由により否定的な見解を示している。

当市議会において、設置を検討した事例はないが、審査及び調査機能の充実・強化を図る手段のひとつとして、今後は、他の市議会の事例を参考に、その有効性を検証しながら、必要に応じて設置を検討することが望ましい。

24 専門的知見の活用

地方議会の執行機関に対する監視機能や政策形成機能を充実・強化するために、平成18年の地方自治法改正により、議案の審査等に関し、議会は学識経験者等の知見を活用することができることとされた。この改正以降、積極的にこの制度を活用している議会が多数見受けられるが、当市議会においては、議会基本条例で積極的な活用を規定しているものの、具体的な活用事例はない。

活用に当たっては、活用すべき案件の選定や予算措置の問題等、検討すべき課題が多数あるが、他の市議会の事例を参考に、その有効性を検証しながら、必要に応じて活用を検討することが望ましい。

25 議会事務局の役割と体制強化

二元代表制において、議会や議員の活動をサポートする議会事務局は重要な役割を有している。

しかしながら、議長の権限に属する議会事務局職員の人事の実態は、執行部の人事と一体となっており、専門性の高い職員が育ちにくい状況にあるばかりか、いずれ執行部に異動する職員が議会及び議員と歩調を合わせて、執行部に対峙していけるかについては疑問があるところである。また、職員の数についても決して十分とは言えない状況にある。

このため、議会事務局の人事や専門性の高い職員の育成等、その機能を高めるための検討を継続的に行い、必要に応じて執行部と協議すべきである。

26 議会図書室

インターネットの普及により議員の調査・研究を支える情報の集積場所としての議会図書室の機能は薄れていることは否定できない。加えて、図書の充実には予算面の問題もあり限界がある。しかしながら、その一方で議員間や議会と市民の情報の共有場所としての機能整備や市立図書館との連携等、新たな検討が必要であると思われる。

このため、当面はパソコン・コピー機の設置や議会内文書の自由閲覧等、情報の共有場所としての機能整備を進めるべきである。また、これとは別に市立図書館との連携などの新たな活用策の検討を行うことが望ましい。

27 政務活動費

当市議会では、政務活動費の公正性、透明性を確保するために、使途に関する自主ルール（政務活動費の手引き）の制定や実績関係書類の自主公開（平成22年度分から実施）等に取り組んできたところである。しかしながら、政務活動費の使途に関する世論は依然として厳しく、ICT環境を初め目まぐるしく変化する昨今の社会情勢に即した適切な運用も求められている。

よって、今後も引き続き、政務活動費調整会議等で継続的に検討を行い、公正性、透明性を確保していくことはもちろんのこと、その時々々の社会情勢に即した運用についても検討を重ねていくべきである。

なお、現在、懸案となっているタブレット端末の購入経費を使途の対象とするか否かについては、「佐賀市議会ICT推進基本計画」におけるタブレット端末の取り扱いを勘案した検討を行うことが望ましい。

28 災害対応

議会の災害組織とその役割については、本市議会及び議員の災害時における最低限の役割を申し合わせている。

この対象となる災害発生時において、議員の活動は地元での災害対応活動が主体となると思われるため、役割をより詳細に定めるよりも、当面は現状の申し合わせ程度でよいと思われる。

ただ一方で、危機管理の観点からの正副議長に事故あるときの代行者の序列化や、議員のスキルアップのための避難所運営訓練等の研修の導入については、検討することが望ましい。

29 議会基本条例の評価・見直し

議会基本条例の評価・見直しについては、その第21条に規定があるものの、平成21年4月の施行以降、定期的な実施には至っておらず、改選前の議会のあり方検討委員会から現在の議会運営等改革検討会にかけての議論が、実質的に評価に準じた初めての試みとなっている。

こういった現状を踏まえ、評価・見直しのサイクル化は急務であることから、まずは評価に着手し、その上で、よりよいものとするために常に改善を加えていくことが肝要と考える。評価の実施時期については、任期の2年目及び4年目の2年に1度の実施とし、4年目に出た課題等については、改選後の議会に申し送りを行うサイクルとすべきであり、必要に応じて条文等の見直しについても協議を実施するべきである。

また、評価・見直しを実施する組織については、さきに議会運営等改革検討会から答申を行い、議会運営委員会で決定した所管事項に従って議会運営委員会がその役割を担うべきであり、他の検討組織の設置や諮問の是非等も含めた評価の手法については、議会運営委員会の協議の中で決定すべきであると考える。

なお、評価手法の検討に当たっては、必要に応じて市民の意見をアンケート等により収集することなどについても検討することが望ましい。

30 議員の倫理、議員の身分、議員活動（非公務）

議員の倫理（政治倫理）とは、一般に「住民全体の代表者として公平・公正に行動するために議員が持つべき規範」を言い、本市議会の議員の倫理については、佐賀市議会基本条例と佐賀市政治倫理条例に規定されている。また、議員の身分については、地方公務員法で公選による特別職として一般職と区別して位置づけられ、自己の責任で住民の信任に対する職責を果たすことが期待されている。

この中で、議員の活動は、議会や委員会等の「公務活動」だけではなく、任意の会議や会派の会合、勉強会、研修会等の「準公務活動」、さらには地域住民や支持者からの要望や意見の聴取、議員・会派が行う議会報告会、地元団体（自治会、商店会、PTAなど）の会合や地域イベント事業への参加・協力等の「非公務（政治）活動」など広範な領域に及んでいるのが実態である。議員は、より一層の市民福祉の向上のために、公務性の有無にかかわらず、これらのことを十分に認識した活動に努めるべきである。

31 政治倫理条例

政治倫理条例については、各議員において条例制定に至った背景、目的を再認識した上で、今後も引き続き条例に定める政治倫理基準の遵守に努めていくべきである。

32 議員報酬

議員報酬の額については、明確な根拠というものは存在せず、全国の自治体との比較による相対的な評価によるところが大きい。その観点から考えると現在の当市議会の報酬額は妥当な水準であると言える。当市の議員報酬は既に合併以前から減額傾向にあるが、今なお報酬額が高いとの市民の声もあることから、当市における議会活動や議員活動、議員報酬の用途等についての説明をこれまで以上にしっかりと行い、市民の理解を得ていく必要がある。

また、議会基本条例のもと、当市議会の活動は以前にも増して活発化しており、各委員会（地方自治法第100条第12項に基づく協議又は調整の場も含む）における正副委員長が果たす役割や責任も非常に重要となっていることから、他市の例にもあるように、正副議長と同様に職責に応じた報酬加算について検討すべきである。

なお、今後、議員報酬についての議論を行うに当たっては、当市における賃金の状況や市民の考え方との整合性をとることはもちろんのこと、議員定数や費用弁償、政務活動費と一体的に議論することが望ましい。

33 議員定数

議員定数削減を求める世論は根強いが、議員定数が適正か否かの判断については、他市議会との比較のみならず、合併により大幅に拡大した山間地等を含む広大な市域面積等の地域の実情、議会や議員の活動実態等を踏まえ、当市議会が総合的に判断する必要がある。

当市議会では、平成25年10月の改選から議員定数を2人削減して36人としたところであるが、議会基本条例のもと、当市議会の活動は以前にも

増して活発化している。こういった状況の中、次期改選において再度定数削減となれば、議員個々への負担の増大等による議会機能の低下が懸念されるため、現在の定数を維持すべきである。

なお、定数については引き続き本市議会の課題として、議員報酬や費用弁償、政務活動費と一体的に議論することが望ましい。

34 その他

(1) 閉会中の委員会等の開催のための定期的な日程確保

議会基本条例のもと、本市議会の活動は以前にも増して活発化しており、閉会中においても、特別委員会を初め各種会議の開催回数が増加傾向にあり、さらに、佐賀中部広域連合等の外部の議会や農業委員会等の各種委員会に所属する議員も多い。また、議員個人においても、議員活動、政務活動等において多忙を極めている。こういった中、特別委員会や議会運営委員会、委員研究会等の各種会議の開催において、日程調整が難しいケースが散見されるようになってきている。

今後、本市議会の活動は、より活発化していくことは確実であることから、各種会議の開催のための定期的な日程の確保について、その方法も含めて検討を行うべきである。

(2) 手話通訳について

議会の情報公開において、本来は、障がい者の方たちを含め全ての人が情報を得ることができるような環境を整備すべきであるが、手話通訳や要約筆記、インターネット録画配信へのテロップの導入、音声を文字化するシステムの導入など、そのいずれにおいても、予算的な問題等により全面的な導入をすぐ実現することは困難な状況にある。

しかしながら、この問題は継続的に検討を行っていくべき問題であり、特に、希望者があった場合の個別的な対応については、他市の例を参考としながら、早急に具体的な方法の検討を含めて実施を検討すべきである。

また、現在導入している赤外線補聴システムの広報については、これまでに以上に力を入れていくべきである。

(3) 委員会の所管事項に係る所属委員の議案質疑の制限

現状のままとする。

(4) 特別委員会の所管事項に係る所属委員の一般質問の制限（協議未了）

詳細な検討になお時間を要するため、当検討会においては協議未了とし、議会運営委員会等のしかるべき組織において引き続き検討を求める。

(5) 質問主意書について（協議未了）

詳細な検討になお時間を要するため、当検討会においては協議未了とし、議会運営委員会等のしかるべき組織において引き続き検討を求める。

I 検討会の発足経緯と役割

議会運営等改革検討会は、議会のあり方検討委員会（委員長 亀井雄二・副委員長 平原嘉徳、平成25年3月18日設置・同年12月13日廃止）による第二次答申書の附帯意見に基づき、議会会議規則の改正（同年12月13日議決）によりこれまでの委員構成等を見直し、平成25年12月17日に発足した。

議会基本条例第15条の「議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会運営等改革検討会を設置する。」との規定に基づき、議会運営等改革検討会は、議員自らが議会改革に取り組むために設置する組織である。

このため、その役割は、議会改革の継続的な検討であり、当面は、議長（議会）から諮問を受けた次の検討事項について協議を行う。

- (1) 議会の各種会議の位置付け
- (2) 議会のあり方検討委員会の第二次答申
- (3) 議会のあり方検討委員会から引き継がれた5つの検討区分「市長等との関係」、「議会機能の充実」、「議会機能の向上」、「その他」とその検討項目

II 検討会の運営方法等

1 検討会の基本事項

- (1) 位置付け
協議又は調整を行うための場（自治法100条12項・会議規則166条）
- (2) 委員
会派及び準会派から選出された者 14名
・会派からの選出数（議会運営委員会の選出数と同じ） 10名
・準会派からの選出数（各1名） 4名
- (3) 会長等
会長 江頭弘美 / 副会長 野中宣明
- (4) 所管事項
議会改革に関すること（議会基本条例15条で設置を規定）
- (5) 会議運営
委員間で自由活発な議論を展開し、検討会としての意見集約を図る。
※会議が円滑に進むよう、各委員は自会派内調整（所属議員の意見収集・情報提供及び理解醸成等）を行い、検討会にのぞむよう努める。
- (6) 会議傍聴
原則として傍聴可（議会基本条例を準用）とする。

2 検討会での当面の検討事項及び運営方法等

- (1) 検討項目
改選前（～H25.9）の『議会のあり方検討委員会』が議会基本条例の現状評価等を踏まえ抽出した項目（協議済み項目を含む）、及び協議の過程で検討

することを新たに決定した項目とする。

(2) 検討順序

① 各種会議の位置付け 順 1

議会内にある種々の会議の組織・所管事項・運営方法等については、これまで横断的視点での検討はなされておらず、所管事項・権限の重複等の問題が発生している。合議体である議会にとって各種会議の位置付けは、組織運営の根幹であり、本検討会への議長（議会）からの諮問にあたって「最優先に検討してほしい」旨の意見が添えられていることから、まず最初にこの項目を協議・検討する。

② 議会のあり方検討委員会の協議済み項目（議会HPを除く） 順 2

すでに一定の協議が整い答申がなされた項目であるが、項目ごとに議会としてどう取り扱うか等についての決定はされていない。（順1）での協議結果を踏まえ、項目ごとに今一度精査を行い、適切な場（会議）への振り分け等を協議・検討する。

③ 議会のあり方検討委員会の未協議項目（新規追加項目を含む） 順 3

(3) 検討方法

項目毎又は類似項目グループ毎に委員間で自由討議を行い、その討議結果の一覧表（事務局作成）をもとに、次回会議で検討会としての意見を集約する。この方法を毎回繰り返すことを基本とする。

(4) 検討終期

平成27年9月（議会内人事改選月の前月）

※検討事項を極力早く具体化に移していくため。

(5) 開催頻度

月1回（毎月第2金曜日／13：30～）を基本に検討会を開催する。

※検討計画表により進捗管理を行い、必要に応じ検討会の開催頻度を調整する。

(6) 検討結果

議長（議会）へ必要に応じ答申する。

（具体的な方法等を明らかにしている項目はその都度答申）

※あくまでも検討会（内部機関）としての検討結果であり、それを議会意思とするか、具体的にどういう方法で実施するか等については、当面、議会運営委員会等での協議を受け、議長が判断する。ただし、当検討会の意思は十分に尊重する旨が代表者会議で決定されている。

(7) 検討計画表

正副会長が提示する計画表（P17）に沿って検討を進める。

(8) 会議情報

基本情報（検討会の位置付け、検討項目・方法・スケジュール等）は必要に応じ、詳細情報（検討状況、検討結果等）は答申するごとに、それぞれ「議会ホームページ、議会だより等」を活用し、市民に対し情報発信する。

(9) その他

委員間の議論に支障のない範囲で、事務局職員の発言・意見を認める。

※議会内のいろいろな分野の検討を行う検討会の性質上、少しでも多くの視点・意見を得る必要があるため。

< 検討計画表 >

日 程 第 2 金曜日・13:30～		協議（検討）内容		
		概 要	詳 細	
25 年度	1 回	12 月 17 日	検討会の基本事項	検討会の設置の目的及び経緯等、会議の位置付け、会議の委員、所管事項、会議傍聴ほか
	2 回	1 月 28 日	検討会の運営方法等	検討項目、検討順序、検討方法、検討終期、開催頻度、検討結果、検討計画表、会議情報ほか
	3 回	2 月 14 日	議会機能の充実	各種会議の位置付け
	4 回	3 月 14 日	↓	↓
26 年度	5 回	4 月 11 日	市民との関係	議会のあり方検討委員会で協議済みの項目
	6 回	5 月 9 日	市長等との関係	本会議の運営、議案質疑、一般質問、反問権、定例会の会期
	7 回	6 月 13 日	↓	委員会の運営、合同審査会、議員間の自由討議
	8 回	7 月 11 日	↓	執行部の監視・評価、事務事業評価、個別外部監査制度の活用
	9 回	8 月 8 日	↓	政策立案・提言、議員提案条例、政策調整会議、政策立案研究会
	10 回	9 月 12 日	↓	委員会の数・構成人数、議長・委員の任期
	11 回	10 月 10 日	議会機能の充実	行政視察、議員研修、公務活動、費用弁償
	12 回	11 月 14 日	↓	協議調整の場、議会独自の勉強会
	13 回	12 月 12 日	↓	調査会・附属機関、専門的知見の活用
	14 回	1 月 9 日	↓	議会事務局の役割と体制強化、議会図書室
27 年度	15 回	2 月 13 日	議会機能の向上	会派制、政務活動費、災害対応
	16 回	3 月 13 日	↓	議会の情報共有化、ICT化、文書のペーパーレス化
	17 回	4 月 10 日	そ の 他	議会基本条例の評価・見直し
	18 回	5 月 8 日	↓	議員の倫理、議員の身分、議員活動（非公務）、政治倫理条例
	19 回	6 月 12 日	↓	議員報酬、議員定数
	20 回	7 月 10 日	↓	↓
	21 回	8 月 14 日	検討のまとめ	答申（案）の協議
	22 回	9 月 11 日	↓	答申の決定

III 検討会の開催実績

回数	開催日	開催時間	協議事項
1回	12月17日	10:54 ～11:34	1 会議の設置の目的・経緯（確認） 2 議会のあり方検討委員会の答申等（確認） 3 会議の運営方法等
2回	1月28日	10:05 ～10:47	1 会議の運営方法等 2 各種会議の位置付けについての検討課題
3回	2月14日	13:37 ～15:18	1 各種会議の位置付け (1) 議会運営委員会の位置付けの明確化 (2) 協議又は調整を行うための場の位置付けの明確化 (3) 代表者会議の位置付けの明確化 (4) 議会運営委員会、協議又は調整を行うための場、代表者会議の関係 (5) 法定外会議の位置付けの明確化 (6) 各種会議の決定事項の取扱い (7) 既存法定会議の活動範囲の拡大 (8) 法定外会議の法定会議への移行の必要性 (9) その他
4回	3月17日	15:06 ～17:08	1 各種会議の位置付け
5回	4月11日	13:32 ～16:01	1 各種会議の位置付け
6回	5月9日	15:37 ～17:12	1 各種会議の位置付け 2 議会のあり方検討委員会で協議済みの項目 3 検討計画表の見直し 4 視察研修
7回	6月18日	14:19 ～14:53	1 議会の情報共有化、議会のICT化、議会文書のペーパーレス化 2 中間答申（第1次答申）の必要性
8回	7月24日	13:36 ～16:09	1 第1次答申（案） 2 検討計画表に沿った検討 (1) 本会議の運営 (2) 議案質疑 (3) 一般質問 (4) 反問権 (5) 定例会の会期 3 視察報告書（苫小牧市・登別市）の取り扱い
9回	8月21日	13:35 ～16:39	1 第1次答申（案） 2 検討計画表に沿った検討 (1) 議案質疑（継続） (2) 委員会の運営 (3) 合同審査会 (4) 議員間の自由討議

回数	開催日	開催時間	協議事項
10回	9月29日	13:05 ～14:04	1 検討計画表に沿った検討 (1) 議案質疑(継続) (2) 委員会の運営(継続) (3) 執行部の監視・評価、事務事業評価 (4) 個別外部監査制度の活用
11回	10月10日	13:36 ～14:40	1 検討計画表に沿った検討 (1) 政策立案・提言、議員提案条例 (2) 政策調整会議、政策立案研究会 2 「議案質疑」についての答申
12回	11月18日	10:07 ～11:43	1 議長への中間答申(第2次答申)の確認 2 検討計画表に沿った検討 (1) 会派制 (2) 委員会の数・構成人数 (3) 議長・委員の任期
13回	12月15日	15:35 ～16:45	1 検討計画表に沿った検討 (1) 会派制(継続) (2) 委員会の数・構成人数(継続) (3) 行政視察 (4) 議員研修 (5) 公務活動 (6) 出席費用弁償
14回	1月9日	13:32 ～14:56	1 検討計画表に沿った検討 (1) 出席費用弁償(継続) (2) 協議調整の場、議会独自の勉強会 (3) 調査会・附属機関 (4) 専門的知見の活用
15回	2月13日	13:32 ～15:16	1 検討計画表に沿った検討 (1) 出席費用弁償(継続) (2) 議会事務局の役割と体制強化 (3) 議会図書室
16回	3月20日	13:35 ～14:58	1 検討計画表に沿った検討 (1) 出席費用弁償(継続) (2) 政務活動費 (3) 災害対応
17回	4月10日	13:32 ～14:49	1 検討計画表に沿った検討 (1) 政務活動費(継続) (2) 議会基本条例の評価・見直し
18回	5月8日	13:31 ～14:22	1 検討計画表に沿った検討 (1) 議員の倫理、議員の身分、議員活動(非公務) (2) 政治倫理条例
19回	6月12日	13:31 ～14:32	1 検討計画表に沿った検討 (1) 議員報酬 (2) 議員定数
20回	7月10日	10:00 ～11:50	1 検討計画表に沿った検討 (1) 議員報酬(継続) (2) その他(検討項目の追加)

回数	開催日	開催時間	協議事項
21回	8月24日	13:32 ～15:49	1 検討計画表に沿った検討 (1) 議員報酬(継続) 2 追加検討項目の検討 (1) 閉会中の委員会等の開催のための日程確保 (2) 手話通訳について (3) 委員会の所管事項に係る所属委員の議案 質疑の制限 (4) 特別委員会の所管事項に係る所属委員の 一般質問の制限 (5) 質問主意書について 3 答申(案)の協議
22回	9月30日	13:32 ～14:12	1 追加検討項目の検討 (1) 特別委員会の所管事項に係る所属委員の 一般質問の制限(継続) 2 答申の決定

IV 検討会の協議概要

1 第1回検討会（12月17日）

会議設置の目的や経緯、議会のあり方検討委員会の答申等について確認し、次に、会議の運営方法等について、議会のあり方検討委員会の運営方法等を参考に協議を行った。

2 第2回会議（1月28日）

前回の協議結果に基づき、会議の運営方法等（P15のⅡ「検討会の運営方法等」のとおり）を決定した。

次に、各種会議の位置付けの協議に向けて、本市議会内の各種会議の現状や会議の設置根拠、他市議会の状況、法定外会議の問題点等（P47 会議資料1参照）を確認し、各種会議の位置付けについての検討課題を次のとおり決定した。

《各種会議の位置付けについての検討課題》

- ① 議会運営委員会の位置付けの明確化
- ② 協議又は調整を行うための場の位置付けの明確化
- ③ 代表者会議の位置付けの明確化
- ④ 議会運営委員会、協議又は調整を行うための場、代表者会議の関係
- ⑤ 法定外会議の位置付けの明確化
- ⑥ 各種会議の決定事項の取扱い
- ⑦ 既存法定会議の活動範囲の拡大
- ⑧ 法定外会議の法定会議への移行の必要性
- ⑨ その他

3 第3回会議（2月14日）

「各種会議の位置付け」について協議を開始した。

まず、法制化の経緯や本市議会の申し合わせ等による各種会議の位置付けの現状と議会意思の決定プロセスにおける役割等（P49 会議資料2参照）を確認し、設定した各種会議の位置付けについての検討課題に沿って「① 議会運営委員会の位置付けの明確化」に関し自由討議を行った。

自由討議では、現在は法定外会議である（会派）代表者会議が議会の運営に関する事項も含め多くのことを担っているが、議会の運営に関する事項は、法定のとおり議会運営委員会が所管すべきとの意見が多く出された。

4 第4回会議（3月17日）

前回に引き続き、「各種会議の位置付け」について協議を行った。

「各種会議の位置付け」を協議するに当たっては、議会運営委員会と（会派）代表者会議の位置付けをまず決定しなければ他の会議の整理が進まないことから、前回会議の意見（P52 会議資料3参照）を踏まえ、正副会長から各種会議の位置付けについての素案（P53 会議資料4参照）が提示され、説明が行われた。

素案では、まずその考え方が次のように示されていた。

- ・ 議会内の検討案件の最終的な決定の場を議会運営委員会と（会派）代表者会議の2つの会議とする。

- ・ 議会運営委員会は、検討の過程・決定の理由の透明性を要するもの、決定が議会運営に影響を及ぼすもの、議会基本条例に関するものを担う。
- ・ (会派)代表者会議は、会派間の調整、情報共有を要するもの、人事等の非公開情報に関するものなどを担う。
- ・ 協議又は調整を行うための場合は、法定の経緯・趣旨を踏まえ、前述の2つの会議から依頼された案件について、より詳細な協議や議員間調整を行う。
- ・ 協議又は調整を行うための場の決定事項は、前述の2つの会議で最大限尊重されることを想定し、委任を受けた事項については、最終決定となる。
- ・ 法定外会議については、協議又は調整を行うための場と同様の位置付けとする。

そして、この考え方に基づく、議会運営委員会と(会派)代表者会議の具体的な所管事項が示され、議会の意思決定のプロセスが図示された。

この素案に関し自由討議が行われ、2つの会議に振り分けられた所管案件の適否等について意見が交わされ、これまで不明確だった各案件の窓口が明らかにされただけでその後の運営では柔軟な対応がとれることから、最終的には素案どおりで意見がまとまり、「① 議会運営委員会の位置付けの明確化」、「② 協議又は調整を行うための場の位置付けの明確化」、「③ 代表者会議の位置付けの明確化」、「④ 議会運営委員会、協議又は調整を行うための場、代表者会議の関係」の協議を終了した。

次に、「⑤ 法定外会議の位置付けの明確化」、「⑥ 各種会議の決定事項の取扱い」、「⑦ 既存法定会議の活動範囲の拡大」、「⑧ 法定外会議の法定会議への移行の必要性」などについて自由討議を行った。

法定外会議には、(会派)代表者会議、議案勉強会、委員研究会、正副委員長会議などがあり、これらの会議について、法定会議にすべきとの意見や既存の法定会議に取り込むべきなどの意見が出された。

5 第5回会議(4月11日)

第3回会議から引き続き、各種会議の位置付けについて協議を行った。

前回の会議で正副会長から提示された各種会議の位置付けについての素案が了承されたことを受け、この素案どおりに、「① 議会運営委員会の位置付け」、「② 協議又は調整を行うための場の位置付け」、「③ 代表者会議の位置付け」、「④ 議会運営委員会、協議又は調整を行うための場、代表者会議の関係」が決定したことを確認した。

次に、「⑤ 法定外会議の位置付けの明確化」などの自由討議に入るにあたり、前回会議でのこれらに関する意見(P56 会議資料5参照)、法定外会議の種類・問題点、検討課題(P57 会議資料6参照)などを確認した。

自由討議では、会議出席における公務災害の取扱い、会議情報の公開、会議運営の柔軟性、会議出席の拘束性、事務量などの観点からそれぞれの会議について意見が交わされ、正副委員長会議、政務活動費調整会議、議会報告会、初会合は意見がまとまったが、代表者会議、議案勉強会、委員研究会、議員研修会は意見が分かれた。

6 第6回会議（5月9日）

第3回会議から引き続き、各種会議の位置付けについて協議を行った。

前回の会議で意見がまとまった次の法定外会議の位置付けについて確認した。

- ・ 正副委員長会議、政務活動費調整会議 … 法定外会議
- ・ 議会報告会 … 法定会議
- ・ 初会合 … 既存法定会議（全員協議会）に統合

次に、「⑤ 法定外会議の位置付けの明確化」などの自由討議に入るに当たり、前回会議で意見が分かれた代表者会議、議案勉強会、委員研究会、議員研修会への意見（P60 会議資料7参照）と代表者会議を法定化している他市議会の状況（P63 会議資料8参照）を確認した。

代表者会議と議案勉強会については、自由討議で法定化の適否等についてと同時期に開催される一部事務組合等の会議との優先順位や会議情報の発信基準等についてそれぞれ意見が交わされ、最終的には意見がまとまった。

また、委員研究会と議員研修会については、それぞれ今後予定されている「委員会の運営」で協議することや協議中である議員研修の体系化の決定後に協議する方が適切であることなどから、先送りすることで意見がまとまった。

次に、議会のあり方検討委員会の第二次答申について協議し、加筆、修正等の意見はなく、そのままの内容で問題ない旨の意見がまとまった。

最後に、検討計画表の見直しについて協議し、議会のICTのあり方について早急に協議する必要があるとの意見が出され、第16回（平成27年3月13日）に予定されていた「議会の情報共有化」、「ICT化」、「文書のペーパーレス化」を次回会議で協議することで意見がまとまった。

7 第7回会議（6月18日）

前回の会議で意見がまとまった次の法定外会議の位置付けについて確認した。

- ・ 代表者会議 … 法定外会議
- ・ 議案勉強会 … 法定会議
- ・ 委員研究会 … 結論を先送り（「委員会の運営」の検討に合わせ再度協議）
- ・ 議員研修会 … 結論を先送り（「議員の研修体系」の策定を経て再度協議）

そして、議会のあり方検討委員会の第二次答申について、そのまま（加筆、修正等すべき箇所はない）とする旨を確認した。

次に、前回会議で計画を前倒しすることになった「議会の情報共有化」、「ICT化」、「文書のペーパーレス化」についての協議を行った。

まず、協議に先立ち他市議会及び本市議会のICT化の現状（P64 会議資料9及びP67 会議資料10参照）を確認した。

自由討議では、先進議会のICT化の例や平成28年度の完成を目指す議会棟建設に合わせた整備の必要性から、早急に導入に向けた会議を開始すべきとの意見が出され、ICT化に向け組織を設置すべきとの意見がまとまった。

最後に、これまでに結論に至った事項について中間答申を行うことを決定した。

8 第8回会議（7月24日）

(1) 中間答申（第1次答申）案についての協議

中間答申（第1次答申）案について協議を行った。これまでの会議で意見がまとまった内容を文章化した答申案に対し、改めて生じた疑義等の確認や協議が行われ、数箇所の修正を決定した。

(2) 検討計画表に沿った項目ごとの検討（P72 会議資料1 1 参照）

① 本会議の運営・定例会の会期⇒協議終了⇒答申のとおり決定

意見

- ◆「通年議会」、「通年会期」については、閉会中の委員会活動が可能な現状において、執行部の専決処分がなくなる、本会議の招集を議会ができること以外に明確なメリットが見出せないため、必要性を感じない。

② 議案質疑⇒協議継続

意見

- ◆議案質疑は、「一括質問一括答弁方式で、質疑する議案の数にかかわらず、ひとりの議員の発言回数は3回まで」となっているため、複数の議案に対する質疑をするときは、質問及び答弁ともに混在し、わかりにくい状況にある。発言回数を議案ごとに3回までに改め、質疑を議案ごとに完結していく等、わかりやすい議案質疑にできないか。

決定

質疑ごとに区分したほうがよい。しかし、本会議の効率的な運営の観点等から質疑方式の変更（一問一答方式の導入や併用）や回数・時間等の制限については、他市議会の状況等を調査したうえで再度、協議する。なお、これとは別に、議案質疑のあり方（一般に、議案に対する疑義を質すもので、個人の意見は質問を補足するために必要な範囲で認められるもので、賛成・反対の意思表示を認めるものではないとされる。これは、議案に対しては、後に賛成討論・反対討論が制度として用意されていることからわかる。）を再認識し、これを遵守した議員個々の質疑、ならびに議長の議事運営が必要である。

③ 一般質問・（代表質問制）⇒協議終了⇒答申のとおり決定

意見

- ◆原稿を議員・執行部の双方が見ながら質問・答弁をする姿がシナリオに沿ったものであるとの市民批判が一部にあるが、問題はないか。
- ◆質問して答弁を受けるだけで終わりではなく、問題点を指摘したり、政策提言をすることが、一般質問の本来の目的ではないか。そのことについて、議員が今一度、共通認識を持つべきである。
- ◆執行部の答弁を含めた60分という持ち時間だか、議員の発言時間を明確に確保したほうがよいのではないか。
- ◆代表質問については、先に視察した苫小牧・登別の両市議会で導入されているが、いずれも一般質問との区別が不明確になってきているとのことだった。仮に一般質問の登壇者が多い当市議会で導入した場合、この傾向はより顕著となると予想される。現状では、導入の必要性は見出せない。

④反問権（質問権）⇒協議終了⇒答申のとおり決定

意見

- ◆昨年、議会運営委員会で「質問権の運用方法」について協議し、執行部を含め、申し合わせをしたところであり、当面は、この申し合わせどおりの運用方法でよい。

9 第9回会議（8月21日） ※答申に関するもののみを記載

(1) 中間答申（第1次答申）案の確認

中間答申（第1次答申）案について確認を行った。前回の会議の結果を反映し、文章化した答申案に対し、最終確認が行われ、答申（案）どおり議長に答申することを決定した。

(2) 検討計画表に沿った項目ごとの検討（P74～会議資料12～13参照）

①議案質疑⇒協議終了⇒第2次中間答申書のとおり決定（第10回及び第12回会議で修正あり）

意見

- ◆議案質疑は、「一括質問一括答弁方式で、質疑する議案の数にかかわらず、ひとりの議員の発言回数は3回まで」となっているため、複数の議案に対する質疑をするときは、質問と答弁が混在し、わかりにくい状況にある。発言回数を議案ごとに3回までに改め、質疑を議案ごとに完結していく等、わかりやすい議案質疑にできないか。

②合同審査会⇒協議終了⇒答申のとおり決定

③議員間の自由討議⇒協議終了⇒答申のとおり決定

④委員会の運営（「委員研究会の位置付け」を含む）⇒協議継続

ア) 委員会の活動

課題

- ◆開会中（会期中）に付託議案の審査をするぐらいで、閉会中（会期外）は、閉会中の所管事務調査の権限を議決により議会から付与されているにもかかわらず、主に執行部からの持ち込み案件の説明を委員研究会として聞くぐらいで、あるテーマをもって主体的に活動すること（所管事務調査）がほとんどない。先般視察した登別市議会をはじめとして、全国の議会では、政策提言や条例提案などのテーマをもって委員会が主体的かつ計画的に活動しているところがかかなりある。委員会の機能強化と法令等で期待される委員会の役割を果たす意味からも、閉会中の委員会活動の充実を図るべきではないか。

意見

- ◆委員の改選後すぐの委員会で、任期2年の中でやる委員会独自の研究テーマを決定し、委員会が主体的に活動していくことが必要だと思う。
- ◆研究テーマは1つということに固執することなく、所属会派の意向等を聴取したうえで議員間の自由討議を行い、決定することが望ましい。
- ◆研究テーマはもちろんのこと、活動計画やルール等も併せて決めたほうがよい。委員はもとより、市民にも議案審査以外の委員会の活動をわかりやすく示せる。
- ◆日程等の計画は、事細かく決めるというのではなく、大まかなところを決め、委員個々の都合を考慮し、その都度調整することでいいと思

う。

イ) 委員研究会の位置付け

課題

- ◆法的には、あくまで任意の会議であり、議会（委員会）としての正式な会議でないことは、先に議論した「各種会議の位置付け」で確認したところであるが、実態として委員会の活動であることに変わりないため、法定化（委員会の活動に含める、委員研究会として会議規則に規定する等）の必要性についての検討が必要である。

意見

- ◆委員研究会も委員会として活動していることに変わりないため、その活動内容にかかわらず、その全てを委員会の活動に含めていいのではないか。
- ◆委員研究会の法定化を検討する前に、個々に解釈が異なっていると思われる委員会と委員研究会の定義付け（意思統一）を図る必要がある。
- ◆委員研究会は、執行部の要請に応じて委員長の裁量で開催されることが多く、開催日程やテーマ等、委員会の合意を得ているわけではない。運営や進行についてのルール化が必要ではないか。
- ◆委員会の活動は、本来、委員会が能動的（自主的）に行うものであることから、テーマや開催日程等を委員会が決定できる。その意味で、能動的な活動を委員会の活動とし、それ以外の受動的な活動を委員研究会の活動とする考え方もある。
- ◆法定であること、任意であることのメリット、デメリットを踏まえて考える必要がある。会議録の作成等、議会事務局の負担や非公開と思われる情報の取り扱いなど。
- ◆任意の会議であるから、執行部の意思形成過程の情報を得られ、それに意見することができる。法定の会議になれば、執行部は固まってしまった案件をもって来る恐れがあり、議会としての意見が反映されにくくなってしまわないか。
- ◆任意となっていることから、執行部に根回し的に使われている部分もある。研究会で説明したとして、それを既成事実化することもあったように思う。法定の会議としても、案件によっては非公開の取り扱いも可能であるため、委員会の活動に含めても問題はないのではないか。
- ◆委員研究会での質疑は、あくまで任意の会議での質疑にすぎない。任意の会議のデメリットにもあるように、公の会議での引用ができないため、委員会では再度、説明を求めないと会議録には残らないし、委員会での質疑とはならないなどの問題がある。
- ◆委員研究会のいい部分が委員会の充実に繋がるのであれば、現状のまま残すべきではないか。
- ◆議会運営委員会と代表者会議の整理の議論と同様に、今後の委員会の活動を考えた場合、委員研究会を開く、開かないは別にして、ある一定の範囲で委員研究会のような任意の会議が必要ではないか。
- ◆過去の委員長会議の決定で、平成21年以降、委員会が自主的に決定した案件を委員会、執行部からの申し出によるものを研究会ということとで区分されている。事前審査的な質疑が予想されるようなものを研

研究会として開催しているところもある。

- ◆ 執行部との情報共有を図るものを委員研究会とする考え方もある。
- ◆ 執行部の持ち込み案件でも、それをやる、やらないは委員会が決定するのだから、受動的でなく、能動的であるとの考え方もできる。

ウ) 委員間の自由討議

課題

- ◆ 委員会、委員研究会にかかわらず、議案審査や意見聴取等が終わったタイミングで、委員会の進行プログラムのひとつとして「委員間の自由討議」を組み込んでもらいたい。委員に諮って、特に必要なしということであればそれでいいし、そういう時間があることで各委員がもつ意見の共有化もすすむし、委員会としての取り組むべき課題が明らかになると思う。

意見

- ◆ 現状、委員長の裁量により委員間の自由討議をやっていることもあれば、やっていないところもある。改選前の文教福祉委員会で、執行部との質疑応答のあと、執行部を退席させ委員間の自由討議を実施したことを記憶している。

10 第10回会議（9月26日）

(1) 検討計画表に沿った項目ごとの検討（P77～会議資料14～15参照）

- ① 議案質疑（協議終了項目）⇒ 決定事項修正
- ② 委員会の運営（「委員研究会の位置付け」を含む）⇒ 協議終了
 - ア) 委員会の活動⇒ 答申のとおり決定
 - イ) 委員研究会の位置付け⇒ 答申のとおり決定
 - ウ) 委員間の自由討議⇒ 答申のとおり決定
- ③ 執行部の監視・評価、事務事業評価⇒ 協議終了⇒ 答申のとおり決定
- ④ 個別外部監査制度の活用⇒ 協議終了⇒ 答申のとおり決定

(2) 検討項目の追加

項目⇒ 特別委員会の所管事項に係る所属委員の議案質疑の制限

<趣旨> 県議会をはじめ、制限をしていない議会もある。委員会での質疑と本会議での質疑が同じになるとは限らず、また、特別委員会の設置の有無にかかわらず、本来、議案質疑は自由に行われるべきものではないか。

決定

検討項目に加える。すでに協議が終了している「議案質疑」に関連する項目であるため、次の答申に加えるべく協議する。

11 第11回会議（10月10日）

(1) 検討計画表に沿った項目ごとの検討（P80 会議資料16参照）

- ① 政策立案・提言、議員提案条例⇒ 協議終了

意見

- ◆ 議員提案条例は、乾杯条例のように予算の裏付けを必要としない理念条例がほとんどであり、そのような条例をいくらつくっても意味がないと思う。

- ◆議員提案ができる条例の範囲は、原則、予算措置を伴わないものに限られるため、予算措置を伴う条例については、結局は、執行部とやり取りをしながら、執行部側から条例議案の提出してもらう必要がある。
- ◆今回実施した決算議案に対する附帯決議は、ある意味で政策提言に近いものだと思う。委員会活動を充実させていくなかで、それを政策立案や政策提言につなげていく必要がある。

②政策調整会議、政策立案研究会⇒協議終了

意見

- ◆政策提言、条例提案を問わず、議会意思とする場合は、最終的には本会議の多数決で決まっていくため、基本的には常任委員会が主体となって取り組むほうがよい。ただし、常任委員会に所属議員のいない会派への配慮が必要だと思う。
- ◆案件によっては、常任委員会でやろうとしても全会一致にならない場合も想定される。その意味で、そういう案件をやろうとする考えをもつ議員が集まって検討する組織があってもいいのではないか。
- ◆常任委員会での取り組みとは別に、議員個々の得意分野を生かす、また、興味・感心がある議員が取り組むという意味で、政策研究会のようなものがあつたほうがよいと思う。
- ◆任意のものであれば、あるテーマについて、やりたいと思う議員が集まって検討する。これはすごく大事なことである。当然、議会意思とするには、そこで検討結果を正式な議会内の機関にあげていく必要があるが、それはそれでいいと思う。
- ◆政策研究会というようなものをつくらうとするとき、その情報を議会内で共有してもらえれば、興味・感心がある議員が集まりやすいし、議会内のいろんな意見等も収集しやすくなると思う。
- ◆政策研究会の設置は、任意であろうが、法定であろうが、政策提言や条例提案の手段のひとつであって、設置そのものが目的ではなく、また、その運営もケースバイケースで違うので、柔軟な定義付けが必要だと思う。あくまで任意の組織として定義し、というようなものをつくらうとするとき、その情報を議会内で共有してもらえれば、興味・感心がある議員が集まりやすいし、議会内のいろんな意見等も収集しやすくなると思う。

(2) 「議案質疑」についての答申

意見

議案質疑の手法については、具体的手法まで検討し、協議を終了している。早期実施を図る意味から、この項目だけでも答申すべきではないか。

決定

すでに協議・決定している検討会の運営方法等で、検討結果については「具体的な方法を明らかにしている項目は、その都度答申する」としているため、議長に答申する。

次回の検討会で答申書（案）の最終確認を行い、答申する。

(3) 検討項目の変更⇒決定事項の修正

決定

項目⇒特別委員会の所管事項に係る所属委員の議案質疑の制限

＜趣旨＞県議会をはじめ、制限をしていない議会もある。委員会での質疑と本会議での質疑が同じになるとは限らず、また、特別委員会の設置の有無にかかわらず、本来、議案質疑は自由に行われるべきものではないか。

(4) 検討項目の追加

項目⇒質問主意書の導入

＜趣旨＞衆議院では、執行部に「質問主意書」を提出でき、これに対する回答を一週間以内に閣議決定しているようである。やる、やらないは別として検討してはどうか。

決定

「質問主意書」がどのようなものかを調査したうえで、後日、検討項目に追加するか否かを協議する。

12 第12回会議（11月18日）

(1) 前回会議の検討結果の確認

①政策立案・提言、議員提案条例⇒答申のとおり決定

②政策調整会議、政策立案研究会⇒答申のとおり決定

(2) 議長への中間答申（第2次答申）の確認⇒第2次中間答申書のとおり決定

(3) 検討計画表に沿った項目ごとの検討（P85 会議資料17参照）

①会派制

ア) 会派制の必要性⇒協議終了

意見

- ◆会派は、同じような意見・政策をもった集団だと認識している。議会内のいろいろな案件を全員協議会等ですべての議員に説明していくのは大変だと思うので、会派制をとるべきだと思う。
- ◆会派制とは何かをきっちりしておく必要がある。会派内での意思統一が難しい案件がある場合の会派運営など会派制をとることによる問題が生じると思うが、それでも敢えて会派制をとることについて、議員個々の受け取り方がバラバラのように感じる。
- ◆会派の中でいろんな問題を話し合っていくという大前提があるわけだから、いろんな会派の捉え方があっても、それはそれでいいと思う。
- ◆同じ会派であっても当然意見の違いはある。国政と違い、自治体議会の議員は、党の指示とかイデオロギーで動くという発想は希薄で、地域の声を集約しながら動くというのが現実である。会派内でいろんな地域の声を集約し、議論するなかで修正を加えながらも一定の結論を導きだしている。会派として集まったほうが得だからという発想をもつ議員はいないと思う。そういう意味で、会派には会派の意義がやっぱりあると思う。
- ◆会派制にも功と罪がどうしてもある。県庁所在都市ではない議会では、会派制をなくそうとする動きも見受けられる。そういう議会の調査も今後必要ではないか。
- ◆会派制をとっていても、本市議会の場合、代表者会議に準会派の出席を認めて意見を聞くなど、少数意見を尊重してきている。そうしたことから

らも現状どおり会派制をとることでいいのではないか。

イ) 会派の所属議員数⇒協議終了

意見

- ◆議員が議案を提出するには議員定数の1/12が必要で、本市議会の議員定数(36人)で考えると、その数は3人となる。その意味からも、現状どおり3人でいいと思う。
- ◆平成2年までは2人だったと思うが、意見が分かれたときに調整がつきにくいということで3人になった経緯がある。議案の提出権と関連づけると議員定数の増減により数が変わることになるため、これとは関係なく、集団としての最小単位という意味で、現状どおり3人でいいと思う。

ウ) 議長の会派所属、会派・準会派への控室割当⇒未協議

②委員会の数・構成人数

ア) 常任委員会の数・構成人数⇒協議終了

意見

- ◆改選前の議会において、議員定数を現在の36人とする際に、その定数の根拠を常任委員会の数・構成人数(9人×4常任委員会)としていくことから、現状どおりとすることでいいのではないか。

イ) 特別委員会の数・構成人数⇒協議終了

意見

- ◆以前は、改選期・中間期に特別委員会を3つ設置するという確認のもと、その都度3つ設置しており、1議員1特別委員会ということで必然的に議員数の1/3が特別委員会の人数となっていた。しかし、最近では、3つの特別委員会としながらも、その都度協議を行い人数を決定している。必要に応じて必要と思われる時期に特別委員会を設置しているため、その都度定数を議論することを否定するわけではないが、視察旅費等の予算措置も必要となるので、基本は、特別委員会は3つ、その人数は12人(議員数の1/3)と決めたほうがいいと思う。
- ◆以前と違い、3つの特別委員会を設置するといっても無理につくなくてもいいという流れが本市議会にはある。そういう時期にあるのだとも思う。市民や市政にとって重要な案件が生じたときに、特別委員会の設置を検討する場合は、なるべく多くの意見が反映される人数とする立場を議会はもっておいたほうがいいと思う。
- ◆本市議会の場合、常任委員会とは違い、特別委員会への重複所属を認めるとか、認めないとかの申し合わせがあるわけではないので、定数については、案件に応じてその都度協議して決めるべきで、最初から決めておく必要はないと思う。仮に人数を決めても、重複所属の可能性は担保しておくべきだと思う。
- ◆特別委員会への重複所属を認めれば、他の委員会や会議との開催日程調整など議会運営が難しくなると思われるので、なるべく重複を避けるという意味で基本的な人数を定めることは必要だと思う。会派内においても、重複を避けるために、内部調整を行っている現状がある。

ウ) 議会運営委員会の構成人数⇒協議継続

意見

- ◆現在の常任委員会の人数（9人）や他市議会の状況等から判断し、現状どおり10人でいいと思う。
- ◆現在は、委員定数10人を会派に比例配分し、準会派はオブザーバーとしている。この方法を踏襲するのか、例えば、今回調査した県庁所在地の議会に中にいくつか見受けられるように、準会派をひとくくりにして会派とみなして、今の比例配分に加えるのかという話をする必要はないのか。
- ◆いくつかの準会派をひとくくりにして会派にみなすということになると、会派制の根幹にかかわる。これまでどおり会派に委員定数を比例配分することでいいと思う。

③議長・委員の任期

- ア) 議長の任期⇒協議終了
- イ) 委員の任期⇒協議終了

意見

- ◆1年とした場合、本市議会の場合、改選期が10月であることから、予算から決算というひとつのサイクルの途中で委員が交替することになるため、現状どおりの2年でいいと思う。

13 第13回会議（12月15日）

(1) 前回会議の検討結果の確認

①会派制

- ア) 会派制の必要性⇒答申のとおり決定
- イ) 会派の所属議員数⇒答申のとおり決定

②委員会の数・構成人数

- ア) 常任委員会の数・構成人数⇒答申のとおり決定
- イ) 特別委員会の数・構成人数⇒答申のとおり決定

③議長・委員の任期

- ア) 議長の任期⇒答申のとおり決定
- イ) 委員の任期⇒答申のとおり決定

(2) 検討計画表に沿った項目ごとの検討（P86～会議資料18～19参照）

①会派制

- ウ) 議長の会派所属⇒協議終了

意見

- ◆所属議員3人以上を会派としているため、仮に3人会派から議長が離脱した場合、その会派は会派として成り立たなくなる。
- ◆公正な議会運営が担保されれば、会派離脱の必要はない。
- ◆政務活動費が会派（準会派）に支給されているため、会派を離脱すると議長が1人会派を結成する必要が生じる。

- エ) 会派・準会派への控室割当⇒協議終了⇒答申のとおり決定

意見

- ◆現状どおりでお願いしたい。

②委員会の数・構成人数

- ウ) 議会運営委員会の構成人数⇒協議終了

意見

- ◆現在の常任委員会の人数（9人）や他市議会の状況等から判断し、現状どおり10人でいいと思う。
- ◆現在は、委員定数10人を会派に比例配分し、準会派はオブザーバーとしている。この方法を踏襲するのか、例えば、今回調査した県庁所在地の議会に中にいくつか見受けられるように、準会派をひとくくりにして会派とみなして、今の比例配分に加えるのかという話をする必要はないのか。
- ◆いくつかの準会派をひとくくりにして会派にみなすということになると、会派制の根幹にかかわる。これまでどおり会派に委員定数を比例配分することでいいと思う。
- ◆会派から選出された委員で構成しているが、準会派の意見も聞いている状況にあるので、定数もその構成も現状どおりでいいと思う。
- ◆会派の数に応じて定数を決めている議会もあるが、そうなる場合によっては定数が極端に少なくなったりすることも考えられる。議論する場という意味で、一定の人数は確保すべきだと思う。

③議員研修⇒協議終了

意見

- ◆現在、新しい試みで講師を招き実施している。こちら側が旅費をかけて出向くよりはるかに安く済むし、各議員の共通の課題にタイムリーに取り組んでいくのであれば、現在のやり方でいいと思う。

④公務活動⇒協議終了

意見

- ◆議員の活動として、議会活動、政務調査活動、議員活動がよく言われるが、その線引き自体が難しいなか、公務活動の範囲となると、各議員の認識にかなりバラツキがあるのではないか。
- ◆公務災害の対象になるのは何か、それとは別に、当市議会としての公務は何かの共通認識を図る必要があるのではないか。

⑤行政視察

ア) 行政視察の必要性、視察報告書⇒協議終了

意見

- ◆「百聞は一見にしかず」現地に行ってみることは、やはり大事。行った議員もその報告をしながら一般質問に結び付けているケースも多い。
- ◆議員が書く視察報告書に個人差がある。オンブズマン等の指摘もことから、視察報告書の書き方等について、ある程度のマニュアル化を図る必要があるのではないか。
- ◆何を目的に視察に行き、何をみて、それがどうであったかを書くのは議員として当たり前のことであって、マニュアル化するものではないと思う。ただ、市民からみて、何をしているんだとならないよう、第三者に思いが伝わる報告書を書くという自覚は必要である。
- ◆委員会として同じ目的で視察に行くわけなので、視察終了後、その調査内容について委員会で協議・検証した上で、個々の委員の所感を簡条書きするなどの委員会としての報告書をつくることも検討していいのではないか。

- ◆個々の議員が所感だけを書くというのは現実的に難しい。視察先の概要を含めて書いて、はじめて所感が書ける。確かに、概要が各議員で重複するが、それは、委員会として1つの報告書にまとめるのであれば、その時点で考えることだと思う。

イ) 行政視察の旅費（費用弁償）⇒協議終了

意見

- ◆旅費が非常にタイト。執行部の規定に無理やり合わせなくてはならないものか疑問に思う。同じ遠隔地で、実費支給が原則となっており、パック旅費等の割引がある所は行けるが、ないところは行けないというのはどうかと思う。
- ◆議員一人当たり9万円としている現在の予算では、東北や北海道などには行くことができない。先進地は全国いたるところにあるのだから、行けるような予算を確保してもらいたい。
- ◆視察は2箇所、2泊3日を基本としているが、比較対象ということで行ければ行ったほうが良いとは思いますが、これが絶対ではないと思う。市民感情等を念頭におきながら、予算が足りない場合に、どうして行きたいところがあれば、1泊2日して行く等の運用も考えていいと思う。
- ◆各委員会の視察が終了した場合、必ず不要額が生じる。議員一人当たり9万円の予算が不足するという議論の前に、議会の視察予算全体を考え、この不要額を有効活用する検討が必要ではないか。
- ◆議員一人当たり9万円とのルールがあるので、この枠内で視察を計画するので不要額が生じるのは当たり前。この額をいくりにしようと不要額は生じる。問題は、現在の額で行けない視察先があるということで、この額の設定根拠を何処に求めるかではないか。

⑥出席費用弁償⇒協議継続

意見

- ◆当市議会は、現在、会議出席に際しての費用弁償、いわゆる出席費用弁償の支給はないが、合併により市域が広がっている状況から、支給の是非についての検討をする必要があるのではないか。
- ◆平成15年か16年頃までは、出席費用弁償があったと聞いているが、この項目を検討する前に、それがどの程度あったのか、また廃止された経緯を教えてほしい。
- ◆県議会には、出席費用弁償があるようだが、その内容を調べてほしい。
- ◆全国的にみて出席費用弁償は、廃止又は縮小傾向にある。これは、議員報酬との二重取りとの風潮があつてのことだと思う。
- ◆交通費の実費相当の費用弁償を考えるのであれば、市域の広域化を理由に政務活動費で支出可としてガソリン代とあわせて考える必要がある。

14 第14回会議（1月9日）

(1) 前回会議の検討結果の確認

①会派制

ウ) 議長の会派所属⇒答申のとおり決定

エ) 会派・準会派への控室割当⇒答申のとおり決定

②委員会の数・構成人数

- ウ) 議会運営委員会の構成人数⇒答申のとおり決定
 - ③議員研修⇒答申のとおり決定
 - ④公務活動⇒答申のとおり決定
 - ⑤行政視察
 - ア) 行政視察の必要性、視察報告書⇒答申のとおり決定
 - イ) 行政視察の旅費（費用弁償）⇒答申のとおり決定
- (2) 検討計画表に沿った項目ごとの検討（P88～会議資料20～23参照）

- ①協議調整の場、議会独自の勉強会⇒協議終了
- ②調査会・附属機関⇒協議終了

意見

- ◆活用ができるということを再確認する程度でよいのではないか。

- ③専門的知見の活用⇒協議終了

意見

- ◆活用ができるということを再確認する程度でよいのではないか。

- ◆今後、活用が必要となることが結構あるように思う。

- ④出席費用弁償⇒協議継続

意見

- ◆報酬の二重取りとの市民感情や市の財政事情等から合併前の佐賀市議会で廃止した経緯があるが、合併して市域も広がり、その当時と状況が違い、遠方から来る議員にとっては確かに交通費の負担感はあると思うので、少し考えていいのではないか。

- ◆当市議会でガソリン代を政務活動費から支出を可（総額の1/3、月5,000円を上限）としているが、それでも追いつかない現状にある。

- ◆政務活動費での支出は、あくまで政務活動に対して支出するものだから、出席費用弁償とは分けて考えるべきだと思う。

- ◆交通費の実費相当額を支給するという考えにたち、全ての議員に支給するのではなく、近くの議員を除き、例えば5キロ以上、10キロ以上と距離区分を設けて支給をするということかどうか。

- ◆伊万里市議会（キロ当たり37円）のように、距離に応じて全ての議員に支給したほうが公平であり、交通費実費相当額ということで市民理解を得やすいのではないか。

- ◆実際に、交通費実費相当額を常に必要としている議員がどのくらいいるかの実態把握が検討の前提として必要ではないか。

- ◆交通費実費相当額を出席費用弁償として支給とした場合、政務活動費での支給をどうするのかについても、当然、関連性をもって検討すべきではないか。

- ◆市域が広くても支給していない議会もある。検討課題とするのはいいが、現状では支給すべきでないと思う。

- ◆出席費用弁償を廃止した経緯から考えて、支給するのであれば、それ相応の説明が必要となる。仮に支給するのであれば、金額の妥当性やその明確な根拠がなければ、市民理解は得られないと思う。

15 第15回会議（2月13日）

- (1) 前回会議の検討結果の確認

- ①協議調整の場、議会独自の勉強会⇒答申のとおり決定
 - ②調査会・附属機関⇒答申のとおり決定
 - ③専門的知見の活用⇒答申のとおり決定
- (2) 検討計画表に沿った項目ごとの検討 (P92 会議資料 2 4 参照)

①議会事務局の役割と体制強化⇒協議終了

意見

- ◆二元代表制と言いながら、議会事務局の実態は執行部から職員を借りているような状況にある気がする。執行部に対抗していくことを考えれば、専門性の高い職員を育てる必要がある。佐賀県市議会議長会で職員を雇用して、その職員を各市の議会に派遣したりする手段は考えられないのか。
- ◆議会事務局は議員と歩調を合わせ、執行部と対峙してもらわないといけないことが生じる。現状は十分にこの役割を果たしてもらっているように思うが、執行部の職員と同様に一般の異動に組み込まれている実態を考えると、この状況が続くのかと疑問を感じざるを得ない。その意味で、議会事務局の人事や専門性の高い職員の育成等、その機能を高めるための事例があれば調査してほしい。
- ◆現段階において条例を改正して、議会事務局の職員をふやすことは難しいと思うので、現状の体制のなかでその機能を高める工夫をしなければいいと思う。
- ◆非常に大きな課題であると思うが、今後検討していくということで当面は現状のままとしていいのではないか。

②議会図書室⇒協議終了

意見

- ◆各市の基本資料等を置いているが、インターネットで調べられるので置く必要がないように思う。
- ◆市民に開かれた図書室ということで議会基本条例に規定しているため、市民への利用PRを何らかの形で行う必要があるのではないか。また、市民と共有するという意味で、改善の余地があると思う。
- ◆インターネットの普及によりネット書籍をみることができるようになる環境が必要だと思う。その意味で、パソコンやコピー機の設置が必要ではないか。
- ◆図書の充実には予算面の問題もあり限界があることから、市立図書館との連携等の検討も必要ではないか。

③出席費用弁償⇒協議継続

意見

- ◆遠い所から来ている二人から支給を求める意見は聞かないが、言いにくいというのが実際のところではないか。
- ◆出席費用弁償が必要だという理由に正当性があっても、今の社会情勢で受け入れられるか疑問を感じる。
- ◆出席費用弁償を廃止したときには、交通費相当の必要性の有無についての検討は一切していない。日額 4,700 円の額をもって高すぎる、市民の理解は得られないとの意見のなかで、減額という選択肢を想定していなかったというのが事実である。その意味で、きちんと検討して

妥当性のある説明ができるのであれば、復活してもおかしくはないと思う。

- ◆市域が広がった市内あらゆる所から、今後議員として出てもらうためには、距離による格差により議員になろうという意識を低下させないために、実費相当を弁償するという考えがあってもいいのではないか。
- ◆伊万里市議会のキロ当たり 37 円で実際に所要額を試算して、再度検討することでどうか。
- ◆伊万里市議会のキロ当たり 37 円を基準としているが、この額が高すぎないのかという検討が出すのであれば必要だと思う。
- ◆市の審議会等の委員が交通費相当の費用弁償を受けていない中で、議員だけがこれを受けるということに問題はないのか。

16 第 16 回会議（3 月 20 日）

(1) 前回会議の検討結果の確認

- ①議会事務局の役割と体制強化⇒答申のとおり決定
- ②議会図書室⇒答申のとおり決定

(2) 検討計画表に沿った項目ごとの検討（P96～会議資料 25～27 参照）

①出席費用弁償⇒協議終了

意見

- ◆出席費用弁償を廃止した過去の経緯もあり、現時点でそれを復活させることは好ましくない。
- ◆議員単独での検討ではなく、他の特別職の出席費用弁償の議論が行われるときにあわせて検討してはどうか。
- ◆出席費用弁償単独での議論は市民への説明が難しく、議員報酬や議員定数、政務活動費なども含めた一体的な議論が必要であるため、今回結論を出すのではなく、今後も様々な角度からの検討が必要である。
- ◆市町村合併によって市域が広域となったことは整理しておく必要があり、今後検討していくということはあってもいいのではないか。

②災害対応⇒協議終了

意見

- ◆執行部が集約した情報を議員に伝達する仕組みは必要であり、現在の災害対応組織は引き続き必要である。
- ◆議員はどうしても地域での災害対応活動が主体となるため、役割を詳細に固定化するよりも、最低限の役割を定めた現状程度の内容で十分だと思う。
- ◆市の災害対策本部が設置される場合は、かなり大規模な災害が想定され、正副議長ともに連絡が取れないことも考えられる。その際、議会事務局への指示等を行う代行者の序列を決めておく必要があるのではないか。
- ◆議員研修の中に避難所運営訓練等を取り入れてはどうか。

③政務活動費⇒協議継続

意見

- ◆パソコンとタブレット端末の双方を使用するのが世の中の主流となっ

てきている中で、タブレット端末を2台目のパソコンとして政務活動費の対象としないのは、時代の流れに即していないのではないか。

- ◆政務活動費の手引書を作成した当時と現在ではICTを巡る環境は大きく変化しており、見直しをしていく必要があるのではないか。
- ◆政務活動費調整会議で議論している項目のほか、さらに改善すべき点について、もう一度持ち寄って検討すべきではないか。
- ◆議会事務局が所有している印刷機について、使用料を負担してでも使用できれば、それぞれの会派が政務活動費で印刷機を購入またはリースする費用が削減できると思うので、対応可能かどうかを調べてほしい。

17 第17回会議（4月10日）

(1) 前回会議の検討結果の確認

- ①出席費用弁償⇒答申のとおり決定
- ②災害対応⇒答申のとおり決定

(2) 検討計画表に沿った項目ごとの検討（P99 会議資料28参照）

①政務活動費⇒協議終了

意見

- ◆タブレット端末については、機種代が月々の通信費に含まれる場合が多く、政務活動費の対象とするにしても、どこまでを対象とすべきかについて難しい問題があるため、議論が必要である。
- ◆政務活動費調整会議においてタブレット端末を政務活動費の対象とするかどうかの議論を行っているが、一方で、現在、議会運営委員会において「佐賀市議会ICT推進基本計画」を策定し、タブレット端末の全議員への配付・運用に向けて検討を進めている現状があることから、それを含めた検討が必要である。
- ◆新聞の電子版については、過去のゼンリン地図の電子版についての議論を勘案すれば、政務活動費の対象とすべきである。

②議会基本条例の評価・見直し⇒協議終了

意見

- ◆評価サイクルについては、到達点を任期の中間と任期の最後で確認するということで2年に1度がよい。改選前に出た課題について改選後の議会で行い、中間で1度検証し、改選前に再度検証して、課題について改選後に申し送りするという形ではどうか。
- ◆条例の見直しというケースは頻繁に発生するものではないが、評価については2年に1度ぐらいでよいと思う。
- ◆評価・見直しの実施については、常設の委員会である議会運営委員会が実施すべきと考える。
- ◆議会運営委員会で行うとなると、正式会派のみだけが委員となる。現在と同じ方法で、議会運営委員会が諮問し、議会運営等改革検討会で検討して答申する方法がいいのではないか。
- ◆さきに答申した各種会議の位置づけの中で、議会運営委員会の所管事項の中に議会基本条例の推進が含まれていることを考えれば、評価・見直しは議会運営委員会が所管すべきである。
- ◆評価・見直しについては、議会運営委員会が所管すべきであり、議会

運営等改革検討会などの他の組織への諮問を行うかどうか、また、新たな組織を設置するかどうかは、議会運営委員会の中で決すべきものである。

- ◆評価にあたっては、「市民との関係」など、項目によっては市民の意見を聞く必要がある場合も想定されるため、議会報告会の際のアンケートを活用する等の手法についても検討する必要がある。
- ◆外部の意見を聞くということはあってもよいと思うが、まずは、今までやっていなかった評価・見直し、特に評価の部分に取り組むことが先決だと思う。その上で、必要であれば外部の意見を聞くということを検討していく形でよいのではないか。
- ◆今まで一度も取り組んでいないことから、まずは評価に取り組み、その上で、よりよいものとするために常に改善を加えていくという旨を答申に加えてほしい。

18 第18回会議（5月8日）

(1) 前回会議の検討結果の確認

- ①政務活動費⇒答申のとおり決定
- ②議会基本条例の評価・見直し⇒答申のとおり決定

(2) 検討計画表に沿った項目ごとの検討（P101～会議資料29～30参照）

- ①議員の倫理、議員の身分、議員活動(非公務)⇒協議終了
意見

◆現在、地方議員の地位に関する法律の規定はないが、身分を明確にするためにもそういった規定は必要と考える。

- ②政治倫理条例⇒協議終了
意見

◆政治倫理審査会の審査結果の公表方法が、条例の施行規則では市報への掲載しか示されていないが、現在の社会状況や情報伝達の迅速性の観点から、ホームページへの記載を規定の中に加えることについて、執行部に対して、他の条例や規則との整合性を図った上での検討を求めていくべきではないか。

19 第19回会議（6月12日）

(1) 前回会議の検討結果の確認

- ①議員の倫理、議員の身分、議員活動(非公務)⇒答申のとおり決定
- ②政治倫理条例⇒答申のとおり決定

(2) 検討計画表に沿った項目ごとの検討（P106～会議資料31～32参照）

- ①議員報酬⇒協議継続
意見

◆各種研修会等での講師によると、議員報酬については、はっきりとした根拠があるわけではなく、他市との比較等による相対的な評価しかないようである。そういった観点から、類似規模都市等の状況を見ても、現状のところ妥当ではないかと考える。

◆現実の市民の収入や賃金の状況といった地域性についての考慮も必要と思われる。議会として、市民の負担増に対しての対応や市民全体の

所得アップに資するような活動など、市民の期待に沿うような活動が
できているかということを考えながら検討する必要があるのではない
か。

- ◆議員報酬の評価については、非常に難しい問題であり、やはり全国の自治体の事例を参考にするしかないという部分がある一方で、佐賀市の民間企業や市民の考え方ともある程度整合性をとる必要があると思う。
- ◆前回定数を2名削減したことによる議会費の削減効果や、議員報酬の使途等についてもきちんと市民に説明していかないと、議員報酬が高いという声はとまらないのではないかと。
- ◆議員報酬の使途について、市民の目に見えない部分も含めた議員活動について、しっかりと市民に説明していけば理解してもらえらると思う。
- ◆議員報酬は、議員として働いていることへの対価であり、交際費や慶弔費などの個人の問題についての議論は別ではないかと思う。
- ◆議員報酬だけを議論するだけではなく、議員定数などとセットで議論していくべきである。
- ◆議員報酬については、費用弁償や定数、政務活動費などとセットで議論し、慎重に結論を出すべきことだと思うので、今回の改革検討会の答申の中で結論は出せないと思う。今回の議論は、改めて本格的に議論する際の論点整理として意見を出し合う形でよいのではないかと。
- ◆委員会の正副委員長は、打ち合わせ等の回数も多く、他の委員に比べ拘束される時間も長くなる。何らかの手当を出すことができないか。
- ◆委員会の正副委員長は、充て職も多く、さまざまな会合にも出席しなければならないので、正副委員長の手当については検討の余地ありと考える。
- ◆議員の忙しさは、役を有無にかかわらず個人差があると思うので、正副委員長への手当の加算については慎重に議論すべきだと思う。
- ◆欧米等のボランティアの議員と比較されることがよくあるが、日本の地方議員とは役割や責任の重さが全く違うということを議員各個人がはっきりと認識しておく必要がある。
- ◆武雄市の報酬等審議会が議員報酬等を増額する答申を出しているのので、武雄市の状況を調査してほしい。
- ◆議員報酬を上げるという立場ではないが、以前に比べて報酬が下がっているのは事実であるので、月額及び年額ベースで最高時と比べてどれくらい下がっているのかを調査してほしい。
- ◆月額及び年額ベースの最高時との報酬の比較については、可能であれば佐賀市長や他市の市長、議員についても調査してほしい。
- ◆同じ特別職であるのに退職金が出る市長と退職金が出ない議員の違いは知っておくべきであるので、市長の退職金の額を調べてほしい。

②議員定数⇒協議終了

意見

- ◆議員1人当たりの人口や面積のようなデータだけでは見えない部分があり、山間地も含め、それぞれの地域の実情や意見を反映できるようにしていくためには、一定の議員数の保障は必要であり、これ以上減

らすべきではない。

- ◆現在の議員定数について、他市の議員からは、人口規模で考えると妥当だが、面積から考えると足りないのではないかということもよく言われる。これ以上の定数削減は佐賀市議会の機能低下につながるのではないかと思う。
- ◆定数を減らすのではなく、議員の活動を活発化させて、それをきちんと市民に説明していくことが極めて重要であると思う。
- ◆市民が納得できるような議会活動に努め、それをきちんと市民に説明していくことが、市民の皆さんに評価してもらうことにつながるのではないか。
- ◆議員みずからが定数を減らすことが議会改革であるというのは違うと思う。現在の定数はぎりぎりのところであり、慎重に考えないといけないと思う。
- ◆前回の定数削減の際に常任委員会の数である4で割れる数ということもあって36人となったが、その考え方でいくと、次は32人という議論をしなければならなくなり、それは論外だと思う。
- ◆県内の他の自治体では、自治会長会から議員定数削減の提案があったように聞いているが、佐賀市の議員定数については、自治会長の皆さん方には御理解いただいていると思う。

20 第20回会議（7月10日）

(1) 前回会議の検討結果の確認

①議員定数⇒答申のとおり決定

(2) 検討計画表に沿った項目ごとの検討（P110～会議資料33～34参照）

①議員報酬⇒協議継続

意見

- ◆各委員会の正副委員長については、他の議員に比べて、打ち合わせ等を含めて登庁する日数が非常に多くなっているのは事実であり、他市の状況を調査して、本市議会においても何らかの手当について措置を講じる必要があるのではないか。
- ◆常任委員長は、委員会が所管する部署が開催する各種行事にも出席しており、手当については一定の理解は得られるのではないか。
- ◆委員長と副委員長は一緒に行動することが多いので、手当の金額の差はあるにしても、正副委員長をあわせた形で検討するべきではないか。
- ◆正副委員長の手当については、登庁回数等だけの話ではなく、その役割と責任の観点から議論していくべき。
- ◆以前に比べ、議会の役割と責任も非常に重くなっており、それに伴って、正副議長はもちろん、正副委員長の役割と責任も重くなっており、一定の理解は得られるのではないか。
- ◆現在の佐賀市議会の中で正副委員長が果たしている役割と責任として、委員会を運営していく責任、取りまとめていく責任、執行部と調整していく責任等、一般の議員以上の役割と責任があるのは事実であり、それに対しての手当という考え方はあり得ると思う。
- ◆常任委員会や議運、特別委員会だけではなく、協議調整の場に位置づ

けられている会議の正副委員長についても、手当の金額の差はあるにしても、役割と責任に応じた手当という考え方はあり得ると思う。

- ◆正副委員長は多忙ではあるものの、通常の公務員なり会社員は毎日出勤するのは当たり前であり、一般的な感覚から考えると、正副委員長へ手当を出すという結論には至らないと思う。

(3) その他（検討項目の追加）

①議場設備について

＜趣旨＞他市と同様に、執行部席に自席マイクを導入し、あわせて電子採決システムや映像切りかえのシステム等の全体的なシステムの見直しや現状として劣悪な環境にあるモニター室の改善を行ってはどうか。また、議場の椅子の更新も行ってはどうか。

決定

議場設備については、議会運営委員会の所管であり、検討項目には加えず、議会運営委員会で提起し協議する。

②閉会中の委員会等の開催のための定期的な日程確保

＜趣旨＞議会活動や議員活動が活発化している中、現状として委員会の開催日程の調整が困難な状況が生じている。委員会等の開催のため、毎月、定例的に全議員が予定を入れないように日程を確保してはどうか。

意見

- ◆自分で主導的にスケジュールを調整できないケースもあるので難しいのではないかな。
- ◆個々の議員の活動を縛ってしまう危険性があるので、難しいのではないかな。
- ◆その日に委員会等が集中し、委員が重複することもあり得るので、逆に調整が難しくなるのではないかな。
- ◆委員会が集中する可能性は確かにあるが、その日を基本にして不可能であれば別の日程を検討するということもあると思うので、現状のゼロからの調整よりも改善できるのではないかな。
- ◆1日だけだとより集中しやすいので、視察等との重複を避けて、週の初めか週末に月2日ほどを確保し、それでも重なる場合は午前と午後に分けて開催する形にすれば、現在の日程調整の状況を考えた場合、かなりの改善ができるのではないかな。
- ◆なかなか難しい部分はあるが、議員個々が積極的にその日程は空けておく程度のことであれば可能ではないかな。

決定

検討項目に加える。

③手話通訳について

＜趣旨＞聴覚障害者の方への対応として、現在ある赤外線補聴システムのほかに、ぶんぶんテレビの中継に手話通訳やテロップを入れることはできないかな。

決定

検討項目に加える。

④委員会の所管事項に係る所属委員の議案質疑の制限

＜趣旨＞県議会をはじめ、制限をしていない議会もある。委員会での質疑と本会議での質疑が同じになるとは限らず、本来、議案質疑は自由に行われるべきものではないか。

決定

既に追加していた項目の積み残し分であり、改めて検討項目に加える。

⑤特別委員会の所管事項に係る所属委員の一般質問の制限

＜趣旨＞特別委員会の開催のタイミングとずれて新しい事象が発生する場合もあるため、議論を活発化させるためにも認めるべきではないか。

決定

検討項目に加える。

⑥質問主意書について

＜趣旨＞衆議院では、執行部に「質問主意書」を提出でき、これに対する回答を一週間以内に閣議決定しているようである。やる、やらないは別として検討してはどうか。

決定

「質問主意書」がどういうものかを調査したうえで、後日、検討項目に追加するか否かを協議することとしていたものの積み残し分であり、事務局からの報告を受けた上で、追加するか否かを協議する。

21 第21回会議（8月24日）

(1) 検討計画表に沿った項目ごとの検討（P115 会議資料35参照）

①議員報酬⇒協議終了⇒答申のとおり決定

(2) 追加検討項目の検討

①閉会中の委員会等の開催のための定期的な日程確保⇒協議終了
意見

- ◆検討したほうがいいと思うが、中部広域連合等の外部の議会や委員会等もあり、第何週とか曜日を定例的に定めるのは難しいと思う。1カ月ぐらい前に決めるのであれば可能だと思うが、余り長い期間だと難しい。
- ◆日程調整が難しいからこそ、日程を確保しておくべきと思う。できるかどうか一度検討してもいいのではないか。
- ◆難しい部分もあるが、これだけ会議等がふえている中で日程調整が困難となっているのは事実であり、今後議論していく必要があると思う。
- ◆検討するのは問題ないが、現実問題として、その日にいろんな会議が集中すれば委員が重複する可能性もあり、また、委員外として他の委員会へ出席することも困難になるのではないか。
- ◆委員会が重複した場合については、当然、事務局が調整することになると思うが、その調整がしやすいように、一定の日程をあけておいたほうが、議員自身も便利であり、事務局も調整しやすいと思う。
- ◆日程を調整するアプリ等も開発されてきているので、ICTの検討部会の中でもぜひ研究してほしい。

②手話通訳について⇒協議終了

意見

- ◆手話通訳については、恐らく人件費だけでかなりの費用がかかると思われるので、音声文字化の障がい者向けのシステムの導入などをICT化の検討の中で行っていくべきではないか。
- ◆インターネットの録画配信の中でテロップを使う方法もあるのではないか。
- ◆宇部市で導入されている磁気ループを導入してはどうか。
- ◆現在導入している赤外線補聴システムについての広報をもっと行うべき。
- ◆本来は、全ての人ができるようにして当たり前であり、多くの自治体がやっているように、数日前までに希望者が申し出た場合に、手話通訳や要約筆記等で対応できるようにしておくべきだと思う。
- ◆手話を言語として認識するという全国的な流れの中で、手話通訳が必要であることは当然であるが、予算的な問題もあるのでここで結論は出せないと思う。
- ◆将来的には、全ての障がい者の方たちが理解できるような環境をつくるべきであるが、手話通訳は、人材確保の問題、予算的な問題等もあり、テロップでの対応についても、その加工にはかなりの費用を伴うと思われる。しかしながら、現実にリクエストがあった場合にどう対応するかということについては、早急に検討をすべきだと思う。
- ◆リクエストがあった場合の対応については、具体的な方法も含めて早急に検討しておかないと対応できないと思う。
- ◆市内の障がい者全体に占める聴覚障がい者の割合と、その中で手話が理解できる人の割合について、できれば調べてほしい。

③質問主意書について（P116 会議資料 3 6 参照）⇒協議終了

意見

- ◆一般質問の前に文書質問を行うことで、一般質問をより掘り下げることができるのではないか。
- ◆わざわざ文書で質問して文書で回答を得なくても、担当部署に行って口頭で確認すればよいので、必要ないと思う。
- ◆文書質問となると乱発の恐れもあるし、基準をつくるのが難しい部分もある。一般質問と文書質問は一体のものとして考えるべきと思うので、もう少し時間をかけて一般質問の全体の枠組みの中で検討をすべき。
- ◆現状、会派や議員団で執行部に対して文書による申し入れをし、文書による回答を得たりしているが、この文書質問の制度を導入することによって制限を受けることも懸念されるので、慎重に考えるべき。
- ◆機を逸したとか緊急を要するから閉会中にも質問をしたいという場合に、そういう方法があってもよいのではないかと思うし、文書質問を経て一般質問を掘り下げということを考えれば検討してもいいと思うが、実施の可否については、より詳細な検討が必要であり、ここで結論は出ないと思うので、今後引き続き検討すべき事項としてはどうか。

④委員会の所管事項に係る所属委員の議案質疑の制限⇒協議終了

意見

- ◆議案質疑をしなくても委員会のできるもので、現状のままでよい。

- ◆委員会がインターネットで公開されていればいいが、現在は本会議だけなので、委員会での議論の公開性が低い。
- ◆所属委員の立場から専門的な質疑や問題提起をすることによって、よりわかりやすくなる。
- ◆制限をしないことで何か不都合があるのか。
- ◆これを認めて、多くの議員がやりだすと、委員会での議論が形骸化する恐れがある。
- ◆基本的に、委員会の中で、どういう議論があってどういう結果になったかというのが重要であって、議案質疑をした部分がどうということではない。本来すべきなのは、委員会のインターネット等での公開を進めていくことだと思う。
- ◆各議員がそれぞれの問題意識で議案質疑をするのは自由であるが、だからといって全員がそうするかというと、現実にはそうっていないので、あまり極端なこと想定しなくてもいいのではないか。
- ◆本会議だろうと委員会だろうと、どこで質疑を行おうが同じことだと思う。委員会という場があるのであれば、そこでしっかりと審議すればいいだけだと思う。
- ◆委員会に所属しているからできないのではなく、その委員会に入れないから質疑の機会を与えているのではないか。
- ◆議案質疑は、委員会での議論をさらに深めてもらうという意味もあるので、制限をする必要はないのではないか。
- ◆公開性が高いから委員会ではなく本会議ですということよりも、インターネット中継の導入などにより委員会の公開性を高めることが重要。
- ◆所属委員であっても、委員会の議論を深めるために、骨格的な部分で問題提起をするのはあり得るのではないか。

⑤特別委員会の所感事項に係る所属委員の一般質問の制限⇒協議継続
意見

- ◆特別委員会は、基本的には閉会中に開催されており、会期中に新しい動きがあったときに、所属委員も一般質問ができたほうが、タイミングの面からもよいのではないか。
- ◆他市において制限をしていないところで支障がないようであれば、制限をしなくてもいいのではないか。
- ◆特別委員会の開催時期と一般質問の時期の問題については、ある程度理解できるが、所属委員が特別委員会の所管事項を一般質問に取り上げることになると、委員会の中で同じ質問がしにくくなり、逆に委員会としての議論が深まらないのではないか。
- ◆確かにタイミングの問題はあるが、必要であれば会期中でも特別委員会を開催すればいいので、現状のままでよい。
- ◆所属委員の立場から掘り下げた質問をすることによって、所属していない議員も議論の中身をより理解することができ、市民にもわかりやすいものとなるのではないか。
- ◆不都合があるかと言われれば、不都合はないかもしれないが、議事についてはルールをつくって、それに従って効率的に進めており、そのルールの中でも発言の機会は保証されている。委員会に所属していれば、委

員会の中で十分議論ができる。市民の目に触れるか触れないかということであれば、特別委員会の公開性を高めることを議論すべきである。タイミングの問題はあるかもしれないが、その後、委員会が開催されて同じことを聞くようであれば、逆におかしい。

- ◆特別委員会の公開性を高めることは別として、その時々それぞれの議員の問題意識やタイミングがあるので、一般質問ができる項目に制限をかけるべきではないと思う。
- ◆他市の状況として、制限をかけていない市において、何か支障はあるのか、実態として頻繁に行われているのか、制限はかけていないものの暗黙の規則的なものがあるのか等について調査を。（事務局・委員ともに）

(3) 答申（案）の協議

決定

次回までに各自内容を確認し、修正等があれば次回協議する。

22 第22回会議（9月30日）

(1) 追加検討項目の検討

- ①閉会中の委員会等の開催のための定期的な日程確保⇒答申のとおり決定
- ②手話通訳について⇒答申のとおり決定
- ③質問主意書について⇒答申のとおり決定
- ④委員会の所管事項に係る所属委員の議案質疑の制限⇒答申のとおり決定
- ⑤特別委員会の所感事項に係る所属委員の一般質問の制限（P117 会議資料37 参照）⇒協議終了⇒答申のとおり決定

意見

- ◆九州内の県庁所在地の状況を見ると、大半が制限をしておらず、特に問題は出ていないようなので、制限をなくしてもいいのではないかと。
- ◆特別委員会を設置している意義や執行部の負担といった点から、委員以外においても制限をしているところや、制限をしていなくても議員個々の判断で一般質問をしていないところもあるということも認識しておく必要がある。
- ◆執行部の負担に関して言えば、今でも委員外の議員は一般質問ができるので、余り問題にならないのではないかと。
- ◆特別委員会の所管事項の範囲が広い場合は制限をかけないとか、狭い場合は逆に全議員に制限をかけるとか、そういう考え方もあり得るのではないかと。
- ◆特別委員会の意義を考えると、全議員に制限をかけたほうがいいとも考えるが、現状のままでいいと思う。
- ◆所属委員は、一般質問を行わなくても、正副委員長と協議しながら、委員会で議題とすることも可能であるので、現状のままでよい。
- ◆佐賀市議会は、会派制や委員会制を重視しており、委員会での議論が最優先とされるべきであり、一方で、委員外議員は一般質問はできるので、現状のままでよい。
- ◆市長の考えを聞くために、何度も特別委員会に出席を求めることは難し

いので、一般質問を制限しないほうがよい。

- ◆意見が分かれていることもあり、今回の改革検討会では、協議未了とし、今後、議会運営委員会等の視察において調査項目に入れ、もっと他市の状況を調査しながら議論するということにしてはどうか。

(2) 答申の決定⇒最終答申書の内容を承認

各種会議の現状

1 設置状況（本会議を除く）

	区 分	名 称
法定	常 任 委 員 会	総務委員会、文教福祉委員会、経済産業委員会、建設環境委員会
	特 別 委 員 会	本庁及び支所の機能に関する調査特別委員会
	議会運営委員会	議会運営委員会
	協議又は調整を行うための場	全員協議会、議会広報広聴委員会、議会運営等改革検討会
法定外	その他の会議	会派代表者会議、議案勉強会、常任（特別）委員研究会、常任（特別）委員勉強会、常任委員会正副委員長会議、政務調査費調整会議、初会合、議会報告会ほか

※「法定（法定外）」とは、法・条例等に基づく（基づかない）会議

2 協議又は調整を行うための場

（1）根拠法

地方自治法 100 条 12 項（平成 20 年 9 月 1 日施行）

『議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる』

（2）法の趣旨

議会の議員活動のうち、議案の審査や議会運営の充実に資する目的で開催されている各派代表者会議、全員協議会等の議会内の法定外の会議について、会議規則に定めることにより、議会活動の範囲に含まれ得ることを明確しようとしたもの。そこには、当然、本会議・常任委員会等と同様に説明責任の徹底及び透明性の向上を重視した運営が求められる。会議（協議又は調整を行うための場）の委員にも、他の法定会議と同様に出席義務等の法的拘束を受ける。

なお、議会内の任意の会議をこの趣旨のもと、会議規則に定める（法定会議への移行）かどうかは、各市議会が判断すべきものである。

(3) 他市議会の設置状況

(九州県都及び佐賀県、H26.1.28現在)

佐賀市	3	全員協議会、議会広報広聴委員会、議会運営等改革検討会
長崎市	5	全員協議会、各派代表者会議、世話人会、 常任委員会正副委員長会議、特別委員会正副委員長会議
福岡市	-	
熊本市	4	全員協議会、予算決算委員会理事会、議会広報委員会、 政策条例検討会
大分市	4	全員協議会、会派代表者会議、広報委員会、議会活性化推進会議
宮崎市	3	全員協議会、代表者会、議会活性化検討委員会
鹿児島市	-	
那覇市	4	全員協議会、各派代表者会議、正副委員長会議、 議会史編さん委員会
佐賀県	7	世話人会、図書室運営委員会、選挙管理委員等選考委員会、 選挙区及び定数検討委員会、政策条例検討委員会、 議会改革検討委員会、新人議員説明会

3 法定外会議の問題点

- (1) 議会基本条例の趣旨とは裏腹に、存在はもとより役割・構成・開催・会議の内容・決定事項の拘束力等が必ずしも市民に明らかにされていない。

※議会基本条例(第3条第2項)

議会は、主催者である市民の代表機関であることを常に自覚し、公平性、透明性及び信頼性を重んじ、市民に開かれた議会として、市民参加を目指して活動するものとする。

- (2) 法定会議である委員会や協議又は調整を行うための場との役割区分が明確でない。
- (3) 公務災害、費用弁償の取扱いの対象とはならない(実質的には公務である議会活動と言えるが、法的根拠がないこと、透明性の確保が不十分であること等の理由から)。

4 各種会議の位置付けについての検討課題(案)

- (1) 議会運営委員会の位置付けの明確化
- (2) 協議又は調整を行うための場の位置付けの明確化
- (3) 代表者会議の位置付けの明確化
- (4) 議会運営委員会、協議又は調整を行うための場、代表者会議との関係
- (5) 法定外会議の位置付けの明確化
- (6) 各種会議の決定事項の取扱い
- (7) 既存法定会議の活動範囲の拡大(=法定外会議を既存法定会議の活動と位置付ける)
- (8) 法定外会議の法定会議への移行の必要性
- (9) その他

『各種会議の位置付け』の検討に入る前に

1 検討課題の確認（前回会議での決定事項を再掲）

- (1) 議会運営委員会の位置付けの明確化
- (2) 協議又は調整を行うための場の位置付けの明確化
- (3) 代表者会議の位置付けの明確化
- (4) 議会運営委員会、協議又は調整を行うための場、代表者会議との関係
- (5) 法定外会議の位置付けの明確化
- (6) 各種会議の決定事項の取扱い
- (7) 既存法定会議の活動範囲の拡大（＝法定外会議を既存法定会議の活動と位置付ける）
- (8) 法定外会議の法定会議への移行の必要性
- (9) その他

2 「議会運営委員会」と「協議又は調整を行うための場」との調整の必要性

議会運営委員会の所管事項は、その法制化の経緯から、会期中の本会議の運営や委員会間の調整にとどまらず、議会内の雑多の問題を網羅しており、議会運営すべてを含むように設計されている。そこには、さらに協議又は調整を行うための場が設置されることを想定していないため、相互の所管事項を明確に区別することは難しい。このため、協議又は調整を行うための場を設置するに当たっては、相互に関連する検討事項等が発生した場合、相互に関わりあうのか、役割を分担するのか等の調整が必要となる。

議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・議会の運営に関する事項 ・議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 ・議長の諮問に関する事項
協議又は調整を行うための場	議案の審査又は議会の運営に関する事項

<参考> 1 佐賀市議会運営委員会運用内規

協議事項（上記を除く）⇒①議会の予算に関すること
②議会の施設に関すること

2 佐賀市議会の運営に関する申し合わせ

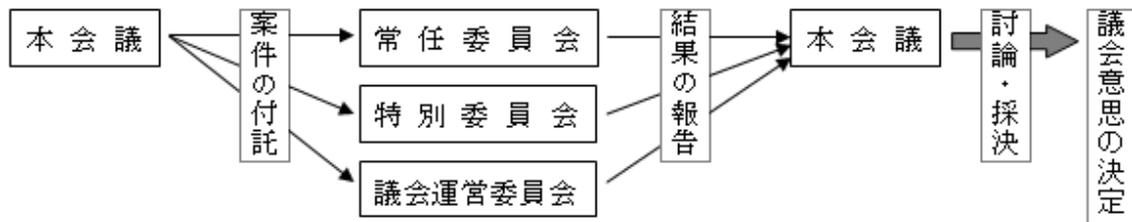
議会基本条例の推進機関は、議会運営委員会とする。

3 「委員会」と「協議又は調整を行うための場」の所管事項の区分

代表者会議での現在の申し合わせ事項

協議又は調整を行うための場の所管事項は、法では「議案の審査（執行部関連）」と「議会の運営（議会関連）」を規定しているが、本市議会では、「議案の審査（執行部関連）」については、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会が所管するものとし、「議会の運営（議会関連）」については、議会運営委員会、協議又は調整を行うための場及び代表者会議等が所管するものとしている。この区分は、その当時の「議会広報調査特別委員会」の常任委員会化を代表者会議で検討する際に協議・決定された事項で、この決定を受け、議会広報調査特別委員会は、その設置目的が議会広報という執行部に関係のない（議会関連）ことであることから、常任委員会ではなく、協議又は調整を行うための場として「議会広報広聴委員会」となっている。

4 議会意思の決定プロセス①（法・会議規則等で手続きが規定されている案件の場合）



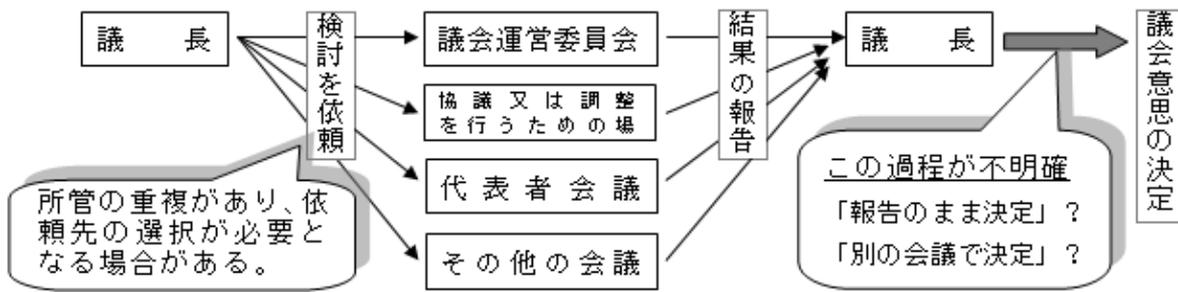
<補足> 1. 各委員会は、本会議の下審査機関として付託を受けた案件を審議し、その表決結果を本会議に報告するが、最終的な決定は本会議（全議員）で行う。

2. 各委員会に付託する案件は、議会内の申し合わせに基づき、各委員会の所管に応じて、議会運営委員会が区分しているため、各委員会が審議する案件の重複は生じない。

なお、特別委員会の所管については、常任委員会の所管事項のなかから本会議の議決によりその一部（特定案件）を実質的には付託替えするものであり、その案件は当然に常任委員会の所管から除かれることになる。

3. 本会議からの案件付託をもって、各委員会ははじめて本会議のもつ権利を委任され、その独立性や権利行使が担保される。このため、閉会中の継続審査・所管事務調査の議決を得ない限り、通常、その活動は会期中に限られる。

5 議会意思の決定プロセス②（議会内の案件の場合）



- <補足> 1. 案件にもよるが、「代表者会議」、「議会運営委員会」及び「全員協議会」については、検討結果がそのまま議会意思として決定されることが多い。
2. 「議会広報広聴委員会」については、議会だよりの発行に関しては、検討結果がそのまま議会意思として決定されているが、その他の所管事項については、代表者会議や全員協議会での報告等を経て決定されることが多い。
3. 当「議会運営等改革検討会」については、現在のところ、検討結果を尊重するとされてはいるものの、検討結果は議長に報告し、最終決定は議会運営委員会ですることになっている。
4. 「議会改革事項」については、議会基本条例では議会運営等改革検討会が所管するとなっているが、議会運営委員会が所管する議会基本条例の推進や議会運営に関する事項、議会広報広聴委員会が所管する議会の広報広聴に関する事項との区分が案件によっては難しい。

【参考：他市の決定プロセス】

- 事例① 議長⇒**検討する会議**（決定）⇒議長（周知）
- 事例② 議長⇒**検討する会議**⇒議会運営委員会（決定）⇒議長（周知）
- 事例③ 議長⇒**検討する会議**⇒代表者会議（決定）⇒議長（周知）
- 事例④ 議長⇒議会運営委員会⇒**検討する会議**⇒議会運営委員会（決定）⇒議長（周知）
- 事例⑤ 議長⇒代表者会議⇒**検討する会議**⇒代表者会議（決定）⇒議長（周知）

※④⑤については、**検討する会議**での検討が不必要と議会運営委員会・代表者会議が判断すれば、当該会議で検討されている。

6 各種会議の人選の現状

議会運営委員会	会派選出議員（条例定数10人を会派所属議員数比で割振り） ※準会派議員各1名をオブザーバーとして出席要請
代表者会議	会派代表者各1名＋案件に応じ準会派代表者各1名
協議又は調整を行うための場	会派及び準会派選出議員

議会運営委員会の位置付けについての主な意見

○第3回会議（H26.2.14）での意見

1	議会運営委員会の位置付けは、合併前の議会ごとに違っていたと思われる。その意味で、この検討会で代表者会議との関係など現状の問題点を出しあい、議会内での認識の一致が必要と感じる。
2	当市議会は、現在、代表者会議を正式な会議としていない。条例等に規定した正式な会議で議論し、決定していくのが本来の姿だろうと思う。代表者会議を正式な会議とする方法と、正式な会議として位置付けられている議会運営委員会で決定する方法が考えられるが、議会運営にかかわるものは本来、議会運営委員会でやるべき。代表者会議では、対外的な部分を調整するぐらいに留めるべき。
3	代表者会議が任意の会議である以上、正式な会議である議会運営委員会の役割を整理していくべき。そうすることで、おのずと代表者会議等、他の会議の位置付けが決まってくると思う。代表者会議を正式な会議と位置付ければ話は変わるが、その必要はないと思っている。
4	かねてから議会運営委員会より代表者会議の権限が強いとの思いがある。議会運営委員会は、本会議会や委員会の流れ等、決まったことを追認するイメージが強い。議会改革等の重要案件の決定にしても、代表者会議での決定を形式上、議会運営委員会に持ってきて、結果追認している。議会運営委員会は、ある意味で形骸化している。正式な会議である議会運営委員会がきちりとその役割を發揮できる体制づくりが必要だと思う。
5	議会の運営及び議会の施設に関しては全て議会運営委員会で、それ以外を代表者会議で議論することでいいと思う。
6	代表者会議は、あくまで任意の会議であって、最終的には議会運営委員会にある程度の権限を持たせないと、物事が先に進んでいかない。
7	会議の位置付けは、これまでのやり方にとらわれることなく、ゼロベースで見直すという方向で議論すべき。
8	議会運営委員会に決定権を持たせ、その機能を高めていくという方向性は、その設置の経緯・法規定の背景から当然のことだと思う。ただし、少数意見をどうくみ上げていくかは別途議論が必要ではないか。

各種会議の位置付けについて（素案）

前回会議で出された各委員からの意見（資料1）から、検討のたたき台として以下のとおり素案を提示する。

1 素案の考え方

(1) 現状及び法規定の趣旨を踏まえ、最終的な決定の場を「議会運営委員会」と「代表者会議」の2つの会議とし、次の考え方により、議会内の検討案件すべてをこの2つの会議に区分している。

議会運営委員会⇒①検討の過程や決定の理由に透明性（情報公開）が求められるもの。

②検討の結果（決定）が議会運営に影響を及ぼすもの。

③議会基本条例に規定されているもの。

代表者会議⇒①会派（準会派）間での調整、情報共有が必要であるもの。

②人事等の非公開情報に属するもの。

③（議会運営委員会が組織されていない場合の代替機能）

(2) 「協議又は調整を行うための場」は、法規定の経緯・趣旨を踏まえ、上記2つの会議から依頼（所管事項の付託）された案件について、より詳細な協議及び議員間の調整を行う場と位置付けている。

(3) 「協議又は調整を行うための場」の決定事項の取扱いについては、最終的な決定の場である「議会運営委員会もしくは代表者会議」で最大限尊重されることを想定している。

なお、「議会運営委員会もしくは代表者会議」でその所管事項の一部を「協議又は調整を行うための場」に完全に委任（移管）すると決定された場合は、「協議又は調整を行うための場」は最終的な決定の場となり得る。

(4) 「その他の会議」については、前記（2）、（3）と同様の位置付けとしている。

(5) 各種会議の所管・役割等の位置付けを提示するもので、その人選・会派制との関係等については別途検討することを想定している。

2 素案①＝「議会運営委員会と代表者会議」の所管事項

(1) 議会運営委員会

【下線は、所管替え又は追加した項目】

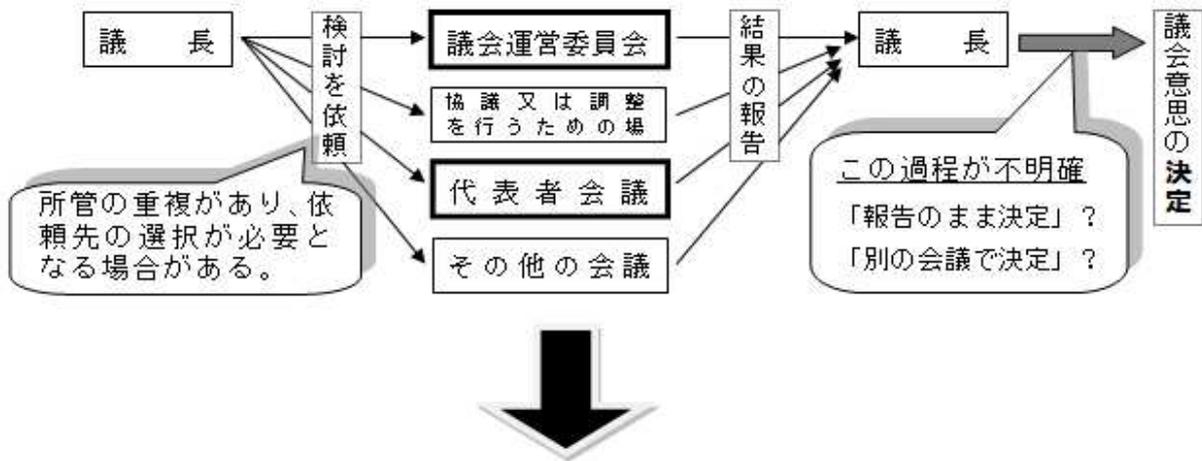
1 議会の運営に関する事項	①会期 ②議事日程 ③議席 ④質問 ⑤発言 ⑥選挙 ⑦意見書・決議案の取扱い ⑧請願・陳情の取扱い ⑨議案の取扱い ⑩本会議の議事進行 <u>⑪議会内会議（常任委員会・特別委員会・協議又は調整を行うための場・その他会議）の新設・改廃</u> ⑫議会内会議間の調整 ⑬その他議会運営上必要な事項
2 会議規則、委員会に関する条例等に関する事項	①議会関係の例規及び内規の制定・改廃 ②議会の先例
3 議長の諮問に関する事項	①議会の予算 ②議会棟 ③議会基本条例の推進 <u>④全員協議会の開催（協議・調整事項）</u> ⑤議員の研修 <u>⑥議員の身分 ⑦政治倫理 ⑧議会の防災組織</u> ⑨その他議長が諮問する事項

(2) 代表者会議

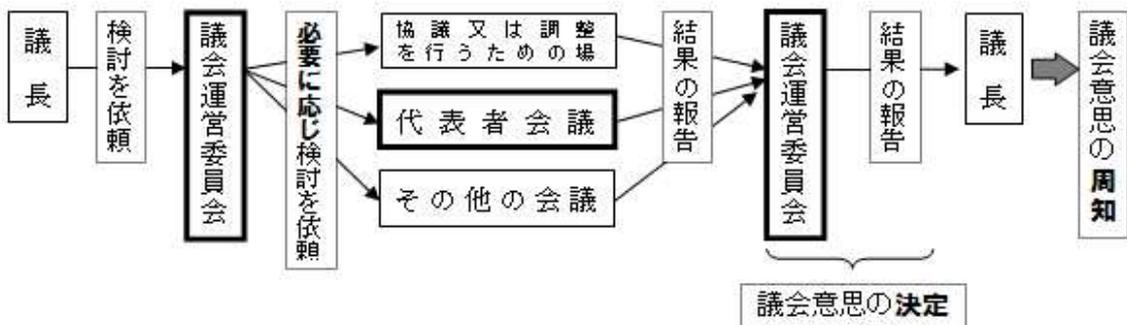
【下線は、所管替え又は追加した項目】

1 会派（準会派）間の連絡・調整に関する事項
2 議席・議員控室の配分に関する事項
3 議会内人事の調整等に関する事項
4 議会選出人事の調整等に関する事項
<u>5 全員協議会の開催（報告事項）に関する事項</u>
<u>6 議員の福利厚生に関する事項</u>
<u>7 議会及び議長の交際費の運用に関する事項</u>
<u>8 外部組織からの議会への案内等に関する事項</u>
<u>9 市政上重要な案件の報告に関する事項</u>
<u>10 一般選挙後、議会運営委員が選出されるまでの間の議会運営に関する事項</u>

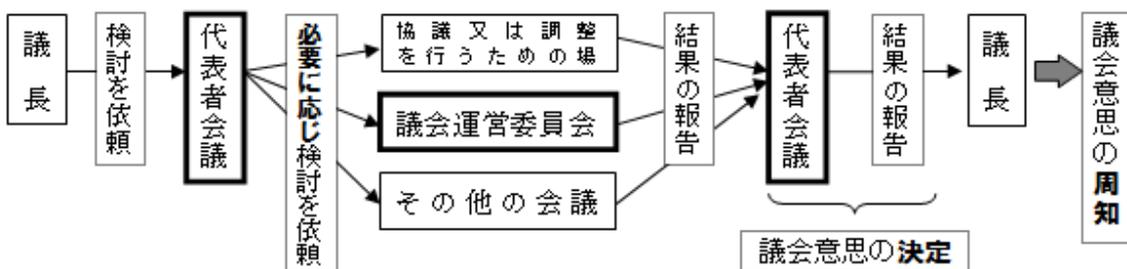
3 素案②＝議会意思決定のプロセス（議会内の案件の場合）



(1) 議会運営委員会の所管に属する議会内の案件



(2) 代表者会議の所管に属する議会内の案件



必要に応じ検討を依頼とは？

議長から検討の依頼を受けた会議が、詳細な議論・多くの意見聴取等が必要と判断した場合に、その検討を別の会議に委ね（所管事項の付託）、その結果の報告を求めることをいう。

別の会議での検討結果を参考にし、かつ尊重しながら案件の処理方法等を決定し、別の会議の検討結果とともに議長に報告する。

法定外会議の位置付けについての主な意見(前回会議)

○第4回会議 (H26.3.17)

- A** = 「法定会議へ移行すべき」との意見
B = 「既存法定会議の活動範囲に含めるべき」との意見
C = 「A又はBのいずれかとすべき」との意見
X = 「現状のどおり(法定外会議のまま)とすべき」との意見

代表者会議	A	・その活動内容、公務災害等の問題から法的担保が必要。
	X	・会派間の連絡調整会議との位置付けをしていることから、議会活動が円滑に行うためにも、本音で議論できる任意の場を確保しておく必要がある。公開の場では話せない部分も出てくる。
議案勉強会	C	・その活動内容、公務災害等の問題から法的担保が必要。
委員研究会	A	・その活動内容から通常の委員会活動の範囲にある。委員会が閉会中に所管事務調査を行うことを議決している以上、当然にこの所管事務調査の範囲に含めるべき。ただし、含めるとなれば、所管事務調査による会議開催の範囲等を明確に定義し、議会内で共有する必要がある。 ・任意の会議である以上、今後、執行部が安易に開催を要請することが危惧される。
	C	・のちに議案になることが想定される案件について開催されることが多く、情報収集という意味で執行部と質疑応答をしている。 ・陳情、請願等についての協議など、緊急もしくは臨時に必要な協議は現状では研究会の扱いとなるが、委員会としてその協議に責任を持つ必要がある。
正副委員長会議	C	・その活動内容、公務災害等の問題から法的担保が必要。
政務活動費調整会議	C	・その活動内容、公務災害等の問題から法的担保が必要。
議員研修会	C	・その活動内容、公務災害等の問題から法的担保が必要。
議会報告会	C	・議会基本条例に基づいて、議会として議員全員で同じ目的をもって活動している。
初会合	A	・その活動内容、公務災害等の問題から法的担保が必要。
会議の特定なし	C	・議会基本条例を推進するために、議会として今後いろいろな会議を設置する必要が生じ、その会議の活動の一環として当然に外部との意見交換や情報集が必要となることが予想される。その意味で <u>全ての会議に法的担保を持たせるべき。</u>

法定外会議の位置付けについて

1 検討を要する法定外会議

当市議会に設置されている法的根拠がない会議は、主に下記のとおりである。

- | | | |
|-------------|---------------|----------------|
| (1) 代表者会議 | (2) 議案勉強会 | (3) 委員研究会（勉強会） |
| (4) 正副委員長会議 | (5) 政務活動費調整会議 | (6) 議員研修会 |
| (7) 議会報告会 | (8) 初会合 | |

2 法定外会議の問題点

- (1) 議会基本条例の趣旨とは裏腹に、存在はもとより役割・構成・開催・会議の内容・決定事項の拘束力等が必ずしも市民に明らかにされていない。

※議会基本条例（第3条第2項）

議会は、主催者である市民の代表機関であることを常に自覚し、公平性、透明性及び信頼性を重んじ、市民に開かれた議会として、市民参加を目指して活動するものとする。

- (2) 法定会議である委員会や協議又は調整を行うための場との役割区分が明確でない。
- (3) 公務災害、費用弁償の取扱いの対象とはならない（実質的には公務である議会活動と言えるが、法的根拠がないこと、透明性の確保が不十分であること等の理由から）。

3 検討課題

- (1) 位置付けの明確化

前回会議（H26.3.17）で正副会長提示の素案（資料2「各種会議の位置付けについて」）が修正なく承認されたため、下記の取扱いとなる。

「議会運営委員会もしくは代表者会議」から依頼（所管事項の付託）された案件について、より詳細な協議及び議員間の調整を行う場として位置付ける。

- (2) 決定事項の取扱い

- (1) 同様の理由で、下記の取扱いとなる。

最終的な決定の場である「議会運営委員会もしくは代表者会議」で最大限尊重される。なお、「議会運営委員会もしくは代表者会議」から、その所管事項の一部を完全に委任（移管）された場合は、最終的な決定の場となり得る。

(3) 既存法定会議の活動範囲の拡大 (=現在の活動を既存法定会議の活動と位置づける)

「○」・・・拡大が可能 「×」・・・拡大は難しい

- ① 代表者会議 ⇒× 議会運営委員会の活動範囲とすることが可能であるが、代表者会議と議会運営委員会の所管事項等の位置付けを当検討会で決定している。
協議又は調整を行うための場とするか否かの検討が妥当
- ② 議案勉強会 ⇒○ 全員協議会の活動範囲とすることが可能ではないか？
・執行部の依頼によるが、全議員を対象に開催している。
・本会議の議案質疑に内容が酷似している。
- ③ 委員研究会 ⇒○ 委員会の活動範囲とすることが可能ではないか？
・執行部の依頼によるが、委員会委員を対象に開催している。
・案件が委員会の所管事務調査の範囲と考えられる。
- ④ 正副委員長会議 ⇒× 正副委員長のみを対象とする法定会議がない。
協議又は調整を行うための場とするか否かの検討が妥当
- ⑤ 政務活動費調整会議 ⇒× 会派会計担当者のみを対象とする法定会議がない。
協議又は調整を行うための場とするか否かの検討が妥当
- ⑥ 議員研修会 ⇒○ 対象を全議員だけとすれば全員協議会の活動範囲とすることが可能ではないか？
× 本市議会で議員の研修体系を検討中である。その結果によっては研修の対象が現在の法定会議の対象と一致しないことがあり得る。(例：全議員研修、新人議員研修など)
協議又は調整を行うための場とするか否かの検討が妥当
- ⑦ 議会報告会 ⇒○ 全員協議会の活動範囲とすることが可能ではないか？
・全議員で実施している。
・統一した資料により実施している。
× 全議員で実施しているが、実際には班分けを行い、班独自の対応が求められる場合がある(市民との意見交換等)。
協議又は調整を行うための場とするか否か、又は議員派遣の手続きにより公務性を担保するか否か、の検討が妥当
- ⑧ 初会合 ⇒○ 全員協議会の活動範囲とすることが可能ではないか？
・全議員を対象に開催している。
× 4年に一度の改選期に開催される会議であり、その内容は議員のレクチャーや日程調整等である。
協議又は調整を行うための場とするか否かの検討が妥当

(4) 法定会議への移行の必要性

すべての法定外会議が地方自治法 100 条 12 項に根拠を置く、法定会議（協議又は調整を行うための場）とすることができる。

ただし、法定化への移行（既存法定会議の活動範囲の拡大を含む）を検討するに当たっては、下記のメリット・デメリットを踏まえる必要がある。

- 【メリット】
- ①公務災害が適用される。
 - ②費用弁償の対象となる。
 - ③視察旅費等の予算措置が可能になる。
 - ④会議の公示する（存在を明らかにする）必要があるため、議会の透明性が向上する。
 - ⑤会議の所管事項を明確に定める必要があるため、他の会議との役割分担が明確になる。
 - ⑥本会議等の公の場で、会議名称や会議内容の引用が可能になる。

- 【デメリット】
- ①会議録調製の義務付けはないが、公文書としての会議記録が必要となる。
 - ②会議記録作成の手法により大小はあるが、議会事務局の事務量が增大する。
 - ③会議の所管事項を超えた調査はできないなど、会議運営の柔軟性が低下する。
 - ④議員個々に対する会議の拘束性・優先性が高まる。
 - ⑤会議の成果が期待される。

<参考資料> 他市議会の「協議又は調整を行うための場」の設置状況

(九州県都及び佐賀県、H26.1.28 現在)

佐賀市	3	全員協議会、議会広報広聴委員会、議会運営等改革検討会
長崎市	5	全員協議会、各派代表者会議、世話人会、常任委員会正副委員長会議、特別委員会正副委員長会議
福岡市	-	
熊本市	4	全員協議会、予算決算委員会理事会、議会広報委員会、政策条例検討会
大分市	4	全員協議会、会派代表者会議、広報委員会、議会活性化推進会議
宮崎市	3	全員協議会、代表者会、議会活性化検討委員会
鹿児島市	-	
那覇市	4	全員協議会、各派代表者会議、正副委員長会議、議会史編さん委員会
佐賀県	7	世話人会、図書室運営委員会、選挙管理委員等選考委員会、選挙区及び定数検討委員会、政策条例検討委員会、議会改革検討委員会、新人議員説明会

法定外会議の位置付けについての主な意見

○第5回会議（H26.4.11）での意見

1 代表者会議

山下明子 委員	柔軟な対応が必要ということで法定化しないほうがいいという意見があるが、実際法定化しているところの運用状況を聞いたうえで、可能であれば法定化すべき。法定化することにより生じるかもしれない問題を不安視して法定化しないほうがいいとの意見があるなら、法定化しているところ状況を検証したうえで判断すべき。そのうえで法定化が難しいのであれば現状のままでいいし、工夫次第でやりようがあるなら法定化を考えていい。原則、議会には秘密はいらないという立場にたっている。議員活動を補償するという立場からも法定化が望ましい。
千綿正明 委員	これまであいまいになっていた代表者会議と議会運営委員会の役割分担をこの検討会で明確にしたことで、代表者会議の役割はこれまでより狭まっているので、あえて法定化する必要はないと思う。透明性を求められるものは、議会運営委員会の役割としている。これまでの代表者会議では公にできない案件はあまりなかったと記憶しているが、「公開する・しない」は法定でも、法定外であっても当市議会の判断のできるもので、当検討会で決定した代表者会議の所管は、あくまで会派間の調整等であることから、あえて法定化する必要はない。現状で「法定化する・しない」にある問題が公務災害の問題だけならば、代表者会議の今後の開催頻度を考えれば法定化する必要はないと思う。
松尾和男 委員	代表者会議が任意の会議である以上、正式な会議である議会運営委員会の役割を整理していくべき。そうすることで、おのずと代表者会議等、他の会議の位置付けが決まってくる。代表者会議を正式な会議と位置付ければ話は変わるが、その必要はないと思う。
山下伸二 委員	代表者会議は、法定化にそぐわないと思う。
池田正弘 委員	他市の状況を見るのもいいが、当市議会は当市議会として判断すればいい。法定化する必要はない。
松永憲明 委員	代表者会議のこれまでの案件を思い起こしてみると、表に出せない部分が確かにあった。会議を法定化する、会議を公開する、となった場合、こういう話がやりにくくなる場合もでてくる。法定化しないほうが、柔軟な会議運営が可能となる。逆に言えば、法定化のメリットが見えにくいし、デメリットのほうが大きいような気がする。
松永幹哉 委員	法定化することにより、またその調整・準備のための新たな任意の会議が必要になるかもしれない。柔軟性を持たせる意味でも、法定化しないほうがいい。
白倉和子 委員	代表者会議の役割を明確にしたい以上、それを前提に法定化した場合のことを考えると情報公開の対象となる公文書作成が必要となってくる。代表者会議が議会運営委員会の役割まで担ってる議会があるようだが、その役割を代表者会議でどう取り扱っているかについて知りたい。結論としては、法定化するメリットよりもデメリットのほうが大きいような気がする。非公開としても、時期がきたら公開することになる。結局は、公になることを前提に調整・協議をする必要が生じ、協議がしにくくなる部分が生じることは避けられない。

野中宣明 副会長	代表者会議と議会運営委員会の所管の見直しをした。これまでは、代表者会議の開催頻度が高かったが、見直し（案）どおりいけば、今後は、議会運営委員会の開催頻度が高まる。代表者会議の公務災害を考えるなら、法定会議の開催日にあわせてやる手もある。
-------------	--

2 議案勉強会

松尾和男 委員	全員協議会でいい。
松永幹哉 委員	法定会議とした場合、基本的に出席が義務化される。他の法定会議（一部事務組合議会等との優先順位を明確に定める必要がある。
千綿正明 委員	事前審査といっても可否をとるわけではない。しかしながら、事前審査と思われないような共通認識は必要。これは全議員にかかわる問題なので会派に持ち帰って意見を聞いたほうがいいと思う。
山下明子 委員	県議会は、開会後に勉強会をしている。議会運営委員会で会期の考え方を整備することを含め、そのやり方の検討をしてもいいのでは。会期中にするなら全員協議会に含めることに何ら問題ないと思う。
山下伸二 委員	「法定である・なし」で執行部の対応がかわるのか、事務局の業務量がどうなのかという視点も必要。
堤正之 委員	現状をみると、必要な議案だけ聞いて、それぞれの議員が用務のために抜けている状況がある。法定化されると基本的にはそういうことができなくなるが、それでもいいのかという話をきっちりすべき。その時間（2～3日）を完全に拘束されることになるわけだから。公務災害の問題は確かに議員にとって大きい問題だとは思いますが、それありきの議論ではいけない。自由をとるか、拘束をとるかということだと思う。

3 委員研究会

千綿正明 委員	全議員が参加できる日程調整が必要になるという問題がある。日程の決定の手法等についても平行して協議が必要ではないか。その他の議員活動に支障をきたさないとも限らない。
山下明子 委員	閉会中の特別委員会の日程調整と同じではないか。委員会を開催しているのに、研究会としてある時間から切り分けることに違和感がある。閉会中の所管事務調査を慣例で申し出ている以上わかる必要はない。
松永憲明 委員	委員会の閉会中の活動が担保されているのであれば、あえて研究会とする必要はない。全議員のスケジュールを確認しながら日程を決めていくのは現実的には無理。
堤正之 委員	欠席届を出さなければいけないなどの制約があるので、柔軟性をもった取扱いがほしい。
白倉和子 委員	原則、公務優先という程度いいのかと思う。

4 議員研修会

山下伸二 委員	現在、検討中の議員の研修体系ができあがってからのほうが共通認識にたつての議論がしやすいため、研修体系の構築を待って議論したほうがいい。研修体系がみえないと開催頻度もつかめない。
山下明子 委員	視察に行く、講師を招くということのバランスを考えた場合は、現状のままという選択肢もある。
松永憲明 委員	研修体系がみえなくとも議論できるのではないか。
千綿正明 委員	広報面から考えれば「議員研修会」として法定化したほうがいい。

<参考> 議会報告会

山下明子 委員	基本条例に基づくもので任意ではないので、位置づけるべき。準備行動まで入れるかは議論の余地あり。議員派遣でなく位置付けを。
千綿正明 委員	今後内容がかわっていく可能性があるので位置付け方が難しいのではないか。
堤正之 委員	事前準備を含め、活動の範囲が広い。それを含め位置付けが必要。
山下伸二 委員	事前準備まで公務扱いにする手段があるのか。事前・事後の調整は、広報広聴委員会の業務とすることで担保をとれないか。事務局の負担をふやさないよういまのやり方を踏襲する必要はある。
松永幹哉 委員	すでに体系化されており、市民意見を市長に伝えるところまで行っている。よって法定化すべき。
松永憲明 委員	事前に加えて、事後の業務も位置付ける方法があるか、検討が必要。

代表者会議を法定化している他市議会の状況

九州県都の市議会及び佐賀県議会のうち、代表者会議を法定化している長崎市、大分市、宮崎市、那覇市の状況をそれぞれ電話で聞き取り調査を行ったので報告する。

<H26.5 電話調査>

	会議情報の 公開・非公開の別		出席費用弁償支給 対象・対象外の別		特記事項
	法定化 (前)	法定化 (後)	法定化 (前)	法定化 (後)	
長崎市	公開	公開	対象外	対象外	従前から「非公開」調整会議の回長会議があったため、公開による不具合は生じていない。
大分市	非公開	公開	対象外	対象	案件により「非公開」の取扱いをしているため、公開による不具合は特にない。
宮崎市	非公開	非公開	対象外	対象	所管事項が議会内部（会派間調整）ということ理由に「非公開」としている。
那覇市	非公開	公開	対象外	対象	案件により「非公開」の取扱いをしているため、公開による不具合は特にない。

(注) 各市に共通のコメント

「議会内の主な案件は、会派間調整、執行部の人事案件・報告等を除き、そのほとんどを議会運営委員会で協議しているため、代表者会議の開催はあまりない。」

市議会のICT化に係る統計資料（資料：全国市議会議長会／H24.12.31現在）

1 議員等へのパソコンの貸与（配置）状況 ※複数回答あり

	議員1人に1台ずつ貸与している	会派ごとに貸与している	議長室に配置している	副議長室に配置している	議会図書室に配置している	公費による貸与は行っていない	その他
5万未満 (251市)	1市 0.4%	26市 10.4%	98市 39.0%	46市 18.3%	77市 30.7%	56市 22.3%	78市 31.1%
5～10万未満 (270市)	7市 2.6%	69市 25.6%	107市 39.6%	59市 21.9%	92市 34.1%	49市 18.1%	60市 22.2%
10～20万未満 (157市)	9市 5.7%	55市 35.0%	70市 44.6%	51市 32.5%	57市 36.3%	22市 14.0%	31市 19.7%
20～30万未満 (49市)	4市 8.2%	19市 38.8%	23市 46.9%	17市 34.7%	18市 36.7%	8市 16.3%	7市 14.3%
30～40万未満 (28市)	3市 10.7%	4市 14.3%	15市 53.6%	14市 50.0%	9市 32.1%	5市 17.9%	7市 25.0%
40～50万未満 (21市)	6市 28.6%	7市 33.3%	12市 57.1%	12市 57.1%	4市 19.0%	3市 14.3%	3市 14.3%
50万以上 (15市)	1市 6.7%	4市 26.7%	8市 53.3%	6市 40.0%	5市 33.3%	3市 20.0%	2市 13.3%
指定都市 (20市)	4市 20.0%	5市 25.0%	13市 65.0%	13市 65.0%	6市 30.0%	5市 25.0%	1市 5.0%
全市 (811市)	35市 4.3%	189市 23.3%	346市 42.7%	218市 26.9%	268市 33.0%	151市 18.6%	189市 23.3%

2 本会議場・委員会室等での議員のパソコン・タブレット端末・説明用スクリーン説明用パネルの使用許可状況

	本会議場	委員会室	その他
議員のパソコンの使用を許可している	32市 3.9%	53市 6.5%	192市 23.7%
議員のタブレット端末の使用を許可している	26市 3.2%	38市 4.7%	190市 23.4%
議員の説明用スクリーンの使用を許可している	13市 1.6%	29市 3.6%	224市 27.6%
議員の説明用パネルの使用を許可している	257市 31.7%	95市 11.7%	256市 31.6%

3 会議録の調整形態

	書面	電磁的記録
5万未満 (251市)	251市 100.0%	0市 0.0%
5～10万未満 (270市)	270市 100.0%	0市 0.0%
10～20万未満 (157市)	157市 100.0%	0市 0.0%
20～30万未満 (49市)	49市 100.0%	0市 0.0%
30～40万未満 (28市)	28市 100.0%	0市 0.0%
40～50万未満 (21市)	21市 100.0%	0市 0.0%
50万以上 (15市)	15市 100.0%	0市 0.0%
指定都市 (20市)	20市 100.0%	0市 0.0%
全市 (811市)	811市 100.0%	0市 0.0%

4 会議録検索システムの導入状況

	本会議会議録			委員会会議録		
	インターネットによる検索システムを導入している	庁内LANによる検索システムを導入している	その他	インターネットによる検索システムを導入している	庁内LANによる検索システムを導入している	その他
5万未満 (251市)	144市 57.4%	29市 11.6%	3市 1.2%	18市 7.2%	1市 0.4%	14市 5.6%
5～10万未満 (270市)	220市 81.5%	52市 19.3%	1市 0.4%	56市 20.7%	20市 7.4%	19市 7.0%
10～20万未満 (157市)	149市 94.9%	50市 31.8%	2市 1.3%	76市 48.4%	22市 14.0%	10市 6.4%
20～30万未満 (49市)	47市 95.9%	13市 26.5%	0市 0.0%	36市 73.5%	11市 22.4%	2市 4.1%
30～40万未満 (28市)	28市 100.0%	5市 17.9%	0市 0.0%	18市 64.3%	3市 10.7%	4市 14.3%
40～50万未満 (21市)	21市 100.0%	8市 38.1%	1市 4.8%	15市 71.4%	5市 23.8%	1市 4.8%
50万以上 (15市)	14市 93.3%	2市 13.3%	0市 0.0%	10市 66.7%	1市 6.7%	2市 13.3%
指定都市 (20市)	20市 100.0%	6市 30.0%	0市 0.0%	17市 85.0%	4市 20.0%	1市 5.0%
全市 (811市)	643市 79.3%	165市 20.3%	7市 0.9%	246市 30.3%	67市 8.3%	53市 6.5%

5 電子表決システムの導入状況

	電子表決(押しボタン式表決)システムを導入している
5万未満 (251市)	4市 1.6%
5～10万未満 (270市)	5市 1.9%
10～20万未満 (157市)	8市 5.1%
20～30万未満 (49市)	0市 0.0%
30～40万未満 (28市)	0市 0.0%
40～50万未満 (21市)	3市 14.3%
50万以上 (15市)	0市 0.0%
指定都市 (20市)	0市 0.0%
全市 (811市)	20市 2.5%

6 本会議・委員会の放送方法 ※複数回答あり

	本会議 (811市)	常任委員会				特別委員会			議会運営 委員会 (811市)
		予算審査 (32市)	決算審査 (15市)	予算・決算 審査(39市)	予算・決算 以外 (811市)	予算審査 (400市)	決算審査 (604市)	予算・決算 以外 (683市)	
庁舎内 モニターテレビ	527市 65.0%	2市 6.3%	1市 6.7%	9市 23.1%	50市 6.2%	86市 21.5%	98市 16.2%	41市 6.0%	21市 2.6%
庁舎内 音声放送	188市 23.2%	2市 6.3%	1市 6.7%	0市 0.0%	59市 7.3%	69市 17.3%	84市 13.9%	46市 6.7%	33市 4.1%
民放テレビ	4市 0.5%	0市 0.0%	0市 0.0%	0市 0.0%	0市 0.0%	0市 0.0%	0市 0.0%	0市 0.0%	0市 0.0%
ケーブルテレビ	307市 37.9%	3市 9.4%	0市 0.0%	3市 7.7%	14市 1.7%	30市 7.5%	29市 4.8%	9市 1.3%	1市 0.1%
ラジオ	46市 5.7%	0市 0.0%	0市 0.0%	0市 0.0%	0市 0.0%	3市 0.8%	3市 0.5%	0市 0.0%	0市 0.0%
インターネット (生中継)	343市 42.3%	2市 6.3%	1市 6.7%	7市 17.9%	37市 4.6%	55市 13.8%	65市 10.8%	25市 3.7%	16市 2.0%
インターネット (録画配信)	427市 52.7%	2市 6.3%	1市 6.7%	10市 25.6%	39市 4.8%	54市 13.5%	64市 10.6%	23市 3.4%	16市 2.0%
その他の 放送方法	73市 9.0%	0市 0.0%	0市 0.0%	2市 5.1%	27市 3.3%	32市 8.0%	33市 5.5%	25市 3.7%	19市 2.3%

7 インターネット上での議会の情報発信の有無

	情報発信している
全市 (811市)	811市 100.0%

8 インターネット上での議会の情報発信の内容

掲載内容	市数	掲載内容	市数
議会のしくみ、傍聴案内	784市 96.7%	行政視察報告	187市 23.1%
議長又は正副議長のあいさつ	305市 37.6%	議員報酬・費用弁償	133市 16.4%
議員名簿(委員会別、会派別など)	806市 99.4%	議長交際費	459市 56.6%
議員の顔写真(委員会別、会派別など)	627市 77.3%	政務調査費	280市 34.5%
その他の議員情報(住所、電話番号、メールアドレス、議員のウェブサイトなど)	641市 79.0%	議会活性化への取り組み紹介	211市 26.0%
会議日程	800市 98.6%	意見書・決議	335市 41.3%
議案一覧及び結果など	672市 82.9%	子ども向けのページ	93市 11.5%
質問通告書、質問内容など	706市 87.1%	議会用語の解説	182市 22.4%
議会だより	756市 93.2%	議長・副議長の日程	51市 6.3%
請願・陳情の提出方法、書式のダウンロードなど	717市 88.4%	クイズ	19市 2.3%
ネットによる議会中継など	438市 54.0%	外国語によるページ	57市 7.0%
会議録、会議録検索システム	782市 96.4%	携帯電話での閲覧用ページ	92市 11.3%
市民からの相談室、意見箱・掲示板など	131市 16.2%	その他	193市 23.8%

佐賀市議会のICT化の状況（流山市議会ICT推進基本計画との比較から）

流山市議会ICT推進基本計画（H23.3.17 実施する決議を議決）

第1章 総論

1 計画策定の背景

本市議会では平成21年3月に、「市民に開かれた市議会」の実現に向けて、流山市議会基本条例が全会一致で可決され、同年4月1日施行された。それを受けて、同年10月には「市民に開かれた市議会」の実現に向けて、更なる情報発信と情報通信技術（ICT）の推進を求める決議を全会一致で可決した。この決議文について具体的に事業を推進するため、このたび流山市議会ICT推進基本計画を策定するものとする。

また、本計画策定に当たっては、スカイプやユーストリームを活用し、外部アドバイザー（2名の大学教授、民間研究機関の研究員）とのリアルタイムによる協議手法も取り入れ、協議を重ね、さらには、執行部の協力もいただいた。

2 計画策定の目的

本市議会は、民主主義の過程（プロセス）に市民が、より深くかかわる機会を得るために、「市民に開かれた市議会」のなお一層の実現を図り、議会のオープン化（透明、参加、協働）に向けた有効手段のひとつとして、ICT技術の積極的活用を推進する。

第2章 基本フレーム

1 基本的な考え方

本計画の具現化にあたっては、市民へ最新の議会情報の提供と議会内情報の一元化を図り議会および議員活動の積極的展開と事務の合理化・効率化を推進すると共に市民との意見交換などを積極的に活用し、議会のオープン化を実現するものとする。

よって、流山市議会ICT推進基本計画は、以下の4点を基本事項とする。

- (1) 最新の議会情報を、分かり易く提供する。
- (2) 議会への住民の参加機会の拡大と関心の向上を図る。
- (3) 議会活動の積極的展開を図る。
- (4) 事務の合理化・効率化を進める。

第3章 事業の展開

1 ソフト面での計画事業（※は、実施年度及び計画年度）

(1) 市民との情報共有の拡充

- ア 本会議のインターネット（ライブ&録画）中継（平成18年9月から実施済）の改善

流山市議会 I C T 推進基本計画 (H23.3.17 実施する決議を議決)

- (ア) 録画のインターフェイスの見直し (※平成22年12月～実施)
- (イ) 画質向上の見直し (※平成24年以降に実現する方向で検討)
- (ウ) 議事録と録画の連携 (議会ホームページリンク)
(※議会ホームページリニューアルに合わせて協議)

イ 委員会のインターネット (ライブ&録画) 中継
(※平成22年4月から特別委員委員会で実験中)

- (ア) 常任委員会、特別委員会へのライブ中継の実施 (※平成23年度中に実施)
- (イ) 議事録と録画の連携 (議会ホームページリンク)
(※議会ホームページリニューアルに合わせて協議)

+

佐賀市議会 で実施済みの事業等

- ①本会議のテレビ中継 (ライブのみ/地元ケーブルテレビ)
- ②本会議のインターネット中継 (ライブ・録画)

ウ 議会ツイッター公式アカウントの取得 (平成22年5月から公式アカウント取得)

エ 一般質問時のプレゼンテーションツールの利用 (※平成24年9月～実施)

オ 議会ホームページの充実 (※平成24年2月実施)

- (ア) インターネット (ライブ&録画) 中継を行う委員会等の会議資料を事前にW e b サイトを通じて、市民に公開する。 (※平成23年度中に実施)
- (イ) 独自ドメイン取得 (※議会ホームページリニューアルに合わせて協議)
- (ウ) 会派のW e b サイトを作成 (※議会ホームページリニューアルに合わせて協議)
- (エ) 議員全員がW e b サイトを持つ支援体制の確立
(※議会ホームページリニューアルに合わせて協議)
- (オ) 議員個人のW e b サイトへのリンク
(※議会ホームページリニューアルに合わせて協議)

佐賀市議会 で実施済みの事業等

- ①議会単独ホームページの構築・運用
- ②議会運営等改革検討会の会議資料を議会ホームページで公開
- ③独自ドメインの取得
- ④一部会派で会派ホームページを作成
- ⑤議員個人のホームページへのリンク

流山市議会 ICT 推進基本計画 (H23.3.17 実施する決議を議決)

- カ 「ヤフーカレンダー」や「グーグルカレンダー」などの活用による議会日程の公表 (※平成23年4月～実施)
- キ 会派代表者会議のインターネットによる公開
(※平成23年度中に実施の方向で検討)
- ク 全員協議会のインターネットによる公開
(※平成23年度中に実施の方向で検討)
- ケ 議会報告会のインターネットによる公開
(※平成23年度から実施の方向で検討)
- コ 議会中継を見る日キャンペーンの実施 (※平成23年9月～実施)



佐賀市議会 で実施済みの事業等

- ①議会の行事予定 (会議の開催等) を議会ホームページで公開
- ②議会の行事予定 (会議の開催等) を議員に配信 (FAX、メール)
- ③議会報告会の開催及び実績を議会ホームページで公開
- ④政務活動費実績報告関連資料を議会ホームページで公開

(2) 市民参加による議会運営

- ア 会議を傍聴した市民又は、報告会に参加した市民、あるいはインターネットで会議を視聴した市民からの意見を議会ホームページに公表し、議会運営に反映させる。
(※議会ホームページリニューアルに合わせて協議)
- イ インターネットによる議会アンケートの実施
(※議会ホームページリニューアルに合わせて協議)
- ウ 議員と市民のツイッターやチャットによるリアルタイム意見交換
(※平成23年度～実施の方向で検討)

佐賀市議会 で実施済みの事業等

- ①議会報告会での市民意見を議会だより・議会ホームページで公表
- ②本会議傍聴者からの意見を必要に応じ議会だよりで公表
- ③執行部の「eさがモニター」を活用した市民アンケートを必要に応じ実施。
(アンケート結果は議会だより・議会ホームページで公表)

（3）議員の情報活用能力及び活用環境の向上

- ア インターネットを利用した情報収集・発信力の向上
(※平成23年度中に研修会の実施検討)
- イ 新聞記事検索データベースの活用 (※平成23年度～協議を継続)
- ウ 会議録検索システム導入 (平成15年12月より実施済)
- エ 先例集、市例規、会議録（本会議、委員会）索引、意見書・決議索引、図書室蔵書索引、議会保存の市長部局で作成した各種計画書等資料の索引等の電子化を図る。」
(※平成24年度中に構築)
- オ 市内LAN（イントラネット）への議員の限定アクセス権
(※平成24年10月～実施)

佐賀市議会では実施済みの事業等

- ①会議録検索システムを導入（本会議録のみ）
- ②市政概要を電子化

（4）議会内のペーパーレス化を促進

(※完全ペーパーレス化を原則とする方針で今後も協議を継続)

- ア 会議通知・各種式典等の案内通知の電子メール化 (※平成23年4月～実施)
- イ 発言通告書を電子化 (議員により、一部実施済) (※平成23年4月～実施)
- ウ 予算書・決算書の電子化 (※平成17年3月より一部実施済) ※減刷も課題
- エ 予算・決算資料の電子化 (※平成23年度～実施)
- オ 会議録の電子化 (※平成15年3月より一部実施済) ※減刷も課題
- カ 議案書の電子化 (※平成24年6月～実施)
- キ 委員会室におけるパソコン&プロジェクターの活用
(平成20年4月より一部実施済)
- ク 予算要望の電子化 (平成21年10月より一部実施済)
- ケ 予決指摘要望事項の電子化 (平成21年3月より一部実施済)
- コ 議員履歴の電子化 (※平成23年4月～実施)

流山市議会 I C T 推進基本計画 (H23.3.17 実施する決議を議決)

サ 報酬明細の電子化 (※平成 23 年度～実施)

シ 議会からの資料要求に対する執行部からの提出資料の電子化
(※平成 23 年度中に実施の方向で検討)

佐賀市議会 で実施済みの事業等

- ① 会議開催通知の電子化 (ペーパー通知、F A X 通知と併用)
- ② 議員履歴の電子化 (議員履歴管理システムの導入)

2 ハード面での計画事業

(1) 議会内 L A N の構築

ア 本会議場 (平成 22 年 9 月より実施済)

イ 議事堂 (※平成 23 年度中に実施の方向で検討)

(2) 機器及びシステムの整備

ア スマートフォンを全議員に配布及びその積極的活用を図る。
(※平成 22 年 9 月より実施済)

イ 電子採決システムの改善 (※平成 23 年 6 月～実施)

ウ 議案書等の電子化を図るため、情報端末を全議員に配布する。
(※平成 24 年 6 月～実施)

エ プリンター及びスキャナーを各会派に配備 (※平成 24 年 4 月～実施)
または、議会内 L A N の整備によりコピー機をオールインワン型にグレードアップ
する。ID 毎に誰がいつどんな内容のものを印刷したか記録できるようにしておく。

オ 議場におけるプレゼンテーションツールの整備 (※平成 24 年 9 月～実施)

3 その他

(1) 計画の実施に当たっては、適切なセキュリティ対策を講じるものとする。

4 財源措置と計画の見直し

(1) 予算の伴う計画については、流山市議会基本条例第 12 条の規定に基づき、議会が主体的に協議し、要望していく。

(2) 情報通信技術の発達を踏まえ、常に時代に適合した事業の推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

本会議の運営等について

1 定例会日程の例（概要）

開会 1週間前	招集告示 の翌日	招集告示 の翌々日	開会日	2～3 日間	5～8 日間	2～3 日間	1日間	1日間	閉会日
招集 告示	一般質問 通告締切	議会運営 委員会	開会、諸報告、 特別委員長中間 報告、議案付議、 提案理由説明	休会	一般質問 議案質疑	常任 委員会	議会運営 委員会	休会	委員長報告、 質疑、討論、 採決、閉会

2 一般質問・議案質疑

一般質問・議案質疑は通告制としている。一般質問は一問一答方式で実施している。

（ただし、1回目は総括方式）

(1) 通告書の提出締切

- ・一般質問通告 …… 招集告示日の翌日まで
- ・議案質疑通告 …… 議案質疑日程の2日前まで

(2) 質問・質疑の順序 …… 抽せん（通告書の提出順によるくじ引き）

(3) 議案質疑の回数 …… 3回まで

(4) 一般質問の発言時間 …… 答弁を含め基準を60分程度

(5) 質問権の付与 …… 本会議・委員会において、議員の質問に関連し、説明者である市長等の職員が、議長又は委員長の許可を得て、議員に対し質問の趣旨に留まらず、その根拠や考え方に至るまで質問することを認めている。

3 意見書・決議の取扱い

意見書案・決議案の提出締切日は定例会当初の休会日程の最終日とする。

提出された意見書案・決議案は、一般質問日程の2日目に各会派に配付し、一般質問・議案質疑日程の間を各会派の検討期間としている。

4 請願・陳情の取扱い

(1) 請願 …… 委員会付託日の2日前までに受理した請願書は、すべて常任委員会付託とし、以後提出された請願書は最終日前の議会運営委員会で取り扱いを協議する。

(2) 陳情 …… 陳情書が提出された場合は、速やかにその（写）を議員に配付する。

5 予算・決算の審査

予算・決算ともに常任委員会に分割付託し審査している。ただし、歳入については連合審査を行っている。

6 常任委員会

4つの常任委員会を設置している。議員は、必ず1つの常任委員会に所属し、任期は条例で2年と定めている。

7 特別委員会

特別委員会は、特定の事件、重要な問題の審査など、議会が特に必要と認めるとき、その案件ごとに設置される。

8 議会運営委員会

委員定数は10名とし、各会派（所属議員3人以上）から推薦した者を議長が指名する。議長は地方自治法105条の規定により出席、副議長は運用内規によりオブザーバーとして出席している。なお、申し合わせにより会派に準ずるクラブ等からもオブザーバーとして各1名が出席している。

9 本会議の開催状況（平成25年度）

会 別	会期 日数	本会議 日 数	常 任 委 員 会 審 査 日 数	開 催 日	会議時間	一般質 問人数	議案質 疑人数	傍聴 人数
6月 定例会	23	9	2	6/3,7,10~14,17,25	27時間59分	28	5	39
8月 定例会	31	9	5	8/26,29~30,9/2~6,25	23時間05分	22	5	62
10月 臨時会	3	2	0	10/30,11/1	0時間56分	-	-	2
12月 定例会	19	9	2	12/2,5~6,9~13,20	25時間56分	25	3	58
2月 定例会	21	8	4	2/27,3/4~7,10~11,19	29時間17分	27	4	70
合 計	97	37	13		107時間13分	102	17	231

議案質疑に関する調査結果

平成26年8月1日現在の状況に関する回答

【調査対象】

県内9市 ⇒ 9市回答 (回答率100%)
 県庁所在都市46市区 ⇒ 37市区回答 (回答率80%)

設 問		選 択 肢		当市	県内回答		県庁所在都市回答	
問1	事前通告制ですか？	1	はい	○	6	67%	32	86%
		2	いいえ		3	33%	5	14%
問2	一人の議員の質疑議案数に制限はありますか？	1	なし	○	9	100%	37	100%
		2	あり		0	0%	0	0%
問3	一人の議員の質疑回数に制限はありますか？	1	なし		1	11%	13	35%
		2	あり (質疑議案数に関係なく)	○ 3回	3	33%	15	41%
		3	あり (質疑議案1議案につき)		5	56%	9	24%
問4	一人の議員の質疑時間に制限はありますか？	1	なし	○	7	78%	10	27%
		2	あり (質疑議案数に関係なく)		1	11%	25	68%
		3	あり (質疑議案1議案につき)		1	11%	2	5%
問5	問4で2又は3の「あり」と回答された市にお伺いします。時間には、執行部の答弁時間を含みますか。	1	含む		1	50%	16	59%
		2	含まない		1	50%	11	41%
問6	質疑方式は？	1	一括質問一括答弁	○	3	33%	20	54%
		2	一問一答		4	45%	3	8%
		3	上記1、2併用 (選択制含む)		2	22%	14	38%
参 考 事 項		問3 質疑回数を制限する32都市中 2回=3都市・3回=29都市						
		問4 質疑時間を制限する29都市中 60分以上=12都市・45分以下=9都市・会派割当=8都市						
		問5 質疑時間を制限する29都市中 執行部答弁時間を「含む」都市 60分以上=11/12都市・45分以下=0/9都市・会派割当=6/8都市						
		他 回数と時間ともに制限する都市 17都市						

議案質疑に関する回答一覧表

★ 代表質問等のため、その人数等により算出される時間の場合
 ※ 総括と一問一答で回答が異なる場合は、一問一答を掲載
 ※ 代表質問と個別質問で回答が異なる場合、個別質問を掲載

設 問	選 択 肢	唐津	鳥栖	多久	伊方里	武雄	鹿島	小城	嬉野	神埼	県内計
問1 事前通告制ですか？	1 はい	○	○	○		○		○	○		6
	2 いいえ				○		○			○	3
問2 一人の議員の質疑議案数に制限はありますか？	1 なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
	2 あり										0
問3 一人の議員の質疑回数に制限はありますか？	1 なし	○									1
	2 あり（質疑議案数に関係なく）			3			3		3	3	3
	3 あり（質疑議案1議案につき）		3		3	3		3		3	5
問4 一人の議員の質疑時間に制限はありますか？	1 なし		○	○	○	○		○	○	○	7
	2 あり（質疑議案数に関係なく）	★									1
	3 あり（質疑議案1議案につき）						100				1
問5 問4で2又は3の「あり」と回答された市にお伺いします。時間には、執行部の答弁時間を含みますか。	1 含む						○				1
	2 含まない	○									1
問6 質疑方式は？	1 一括質問一括答弁		○	○	○						3
	2 一問一答						○	○	○	○	4
	3 上記1、2併用（選択制含む）	○				○					2

議案質疑に関する回答一覧表

★ 代表質問等のため、その人数等により算出される時間の場合
 ※ 総括と一問一答で回答が異なる場合は、一問一答を掲載
 ※ 代表質問と個別質問で回答が異なる場合、個別質問を掲載

設 問	選 択 肢	松江	仙台	盛岡	さいたま	那覇	徳島	広島	大阪	山口	岐阜	長崎	青森	大分
問1 事前通告制ですか？	1 はい		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2 いいえ	○		○										
問2 一人の議員の質疑議案数に制限はありますか？	1 なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2 あり													
問3 一人の議員の質疑回数に制限はありますか？	1 なし	○		○				○						○
	2 あり（質疑議案数に関係なく）		3		3	3	3		3		3			
	3 あり（質疑議案1議案につき）									3		2	3	
問4 一人の議員の質疑時間に制限はありますか？	1 なし	○				○		○				○	○	
	2 あり（質疑議案数に関係なく）		40	★	★		★		45	60	60			60
	3 あり（質疑議案1議案につき）													
問5 問4で2又は3の「あり」と回答された市にお伺いします。時間には、執行部の答弁時間を含みますか。	1 含む				○		○			○	○			○
	2 含まない		○	○					○					
問6 質疑方式は？	1 一括質問一括答弁		○		○	○	○	○			○	○	○	
	2 一問一答			○										
	3 上記1、2併用（選択制含む）	○							○	○				○

議案質疑に関する回答一覧表

★ 代表質問等のため、その人数等により算出される時間の場合
 ※ 総括と一問一答で回答が異なる場合は、一問一答を掲載
 ※ 代表質問と個別質問で回答が異なる場合、個別質問を掲載

設 問	選 択 肢	福島	前橋	鳥取	熊本	福岡	水戸	和歌山	福井	秋田	神戸	宮崎	宇都宮	大津
問1 事前通告制ですか？	1 はい	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○
	2 いいえ				○				○					
問2 一人の議員の質疑議案数に制限はありますか？	1 なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2 あり													
問3 一人の議員の質疑回数に制限はありますか？	1 なし	○	○								○		○	○
	2 あり（質疑議案数に関係なく）			3		3	2	3	3	3		3		
	3 あり（質疑議案1議案につき）				3	3	2		3	3				
問4 一人の議員の質疑時間に制限はありますか？	1 なし			○				○	○			○		
	2 あり（質疑議案数に関係なく）	20	★			60	60				★		75	60
	3 あり（質疑議案1議案につき）			10						20				
問5 問4で2又は3の「あり」と回答された市にお伺いします。時間には、執行部の答弁時間を含みますか。	1 含む		○			○	○				○		○	○
	2 含まない	○			○					○				
問6 質疑方式は？	1 一括質問一括答弁			○		○	○	○	○	○		○		
	2 一問一答	○												
	3 上記1、2併用（選択制含む）		○		○								○	○

議案質疑に関する回答一覧表

★ 代表質問等のため、その人数等により算出される時間の場合
 ※ 総括と一問一答で回答が異なる場合は、一問一答を掲載
 ※ 代表質問と個別質問で回答が異なる場合、個別質問を掲載

設 問	選 択 肢	富山	津	金沢	札幌	新宿	松山	高松	静岡	山形	鹿児島	千葉	甲府	県外計
問1 事前通告制ですか？	1 はい	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	32
	2 いいえ									○				5
問2 一人の議員の質疑議案数に制限はありますか？	1 なし	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	37
	2 あり													0
問3 一人の議員の質疑回数に制限はありますか？	1 なし	○					○				○	○		13
	2 あり（質疑議案数に関係なく）		3	3	3			2	3				3	15
	3 あり（質疑議案1議案につき）									3				9
問4 一人の議員の質疑時間に制限はありますか？	1 なし									○				10
	2 あり（質疑議案数に関係なく）	90	60	20	60		★	30	15		30	60	★	25
	3 あり（質疑議案1議案につき）													2
問5 問4で2又は3の「あり」と回答された市にお伺いします。時間には、執行部の答弁時間を含みますか。	1 含む	○	○				○					○	○	16
	2 含まない			○	○			○	○		○			11
問6 質疑方式は？	1 一括質問一括答弁			○	○			○	○	○				20
	2 一問一答										○			3
	3 上記1、2併用（選択制含む）	○	○				○					○	○	14

平成26年9月定例会の決算審査について（代表者会議資料より）

1 新しい取り組み

決算審査を踏まえた議会からの意見・提言

2 目的

- (1) 決算審査の充実
- (2) 次年度予算及び事業運営への議会意思の反映
- (3) 議会意思に対する執行部の処理方針の確認

3 概要

- (1) 常任委員会ごとに実施
決算議案は各常任委員会に分割付託し、審査していることから、意見・提言についても常任委員会ごとにまとめる。なお、歳入については連合審査をしているが、意見・提言については、常任委員会の所管に応じて行う。
- (2) 決算審査終了後に実施
決算議案の執行部の説明、それに対する質疑が終結したあと実施する。
- (3) 委員個々が問題とした案件を協議・検討
決算審査で委員個々が問題とした案件のなかから、委員会としてさらに協議・検討が必要な案件を抽出し、委員会総意としての意見・提言をまとめる。
- (4) 必要に応じ、執行部に詳細説明・資料提出を要請
委員会での協議・検討にあたって、さらに詳細な説明や資料の提出を必要とする場合は、執行部（案件の担当課）に出席要求・資料請求を行う。
- (5) 委員会でまとめた意見・提言を付帯決議と本会議に提出
委員会提出の「決算審査にかかる付帯決議案」として本会議に追加上程し、本会議での採決により議会意思とする。
- (6) 意見・提言に対する執行部の処理方針の報告を要請
通常の決議は議会意思の表明にとどまるが、先の付帯決議案では、その処理方針の報告までを要請し、この報告より議会意思の反映を確認するとともに、翌年度の当初予算の審査に生かす。なお、執行部への回答要請については、先の付帯決議案のなかにあわせ表記する。
- (7) 実施状況や関係書類を議会だより・議会ホームページで市民へ公開
追認との批判が多い決算審査における議会の実態を市民に公開し、議会活動の「みえる化」を図る。

外部監査制度の概要について（総務省資料より）

1 外部監査契約の締結（法 § 252-36①等）

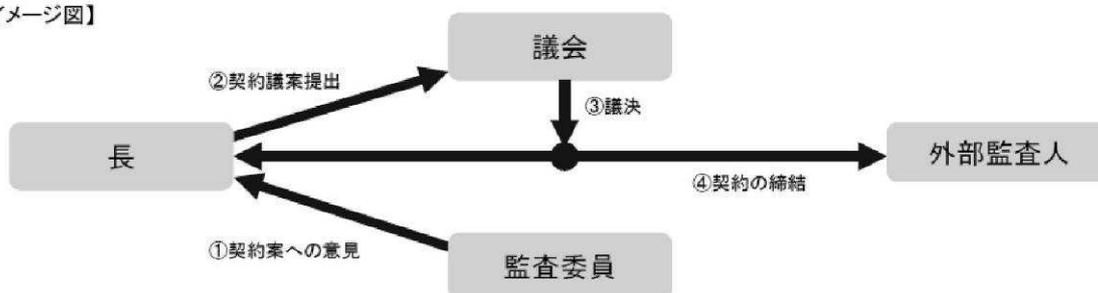
【包括外部監査契約】

- 都道府県・指定都市・中核市の長は、毎会計年度、包括外部監査契約を速やかに一の者と締結。
- ※ 連続して4回、同一の者と契約を締結してはならない。
- 契約の締結に当たっては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

【個別外部監査契約】

- 条例により個別外部監査を行うこととした地方公共団体で、住民・議会・長から監査委員の監査に代えて外部監査人による監査の要求があった場合、個別外部監査契約を一の者と締結。
- 契約の締結に当たっては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

【イメージ図】



2 外部監査契約を締結できる者（法 § 252-28①②）

地方公共団体が財務管理・事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であつて、次に該当するもの

- 弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む。）
- 公認会計士（公認会計士となる資格を有する者を含む。）
- 税理士（税理士となる資格を有する者を含む。）
- 国の行政機関において会計検査に関する行政事務に従事した者又は地方公共団体において監査若しくは財務に関する行政事務に従事した者で、監査に関する実務に精通しているもの

3 外部監査契約の解除（法 § 252-35）

- 上記の資格要件に該当しなくなったとき等は、外部監査契約を解除しなければならない。
- 外部監査人が①心身の故障のため監査の遂行に堪えないと認めるとき、②外部監査人に法令・外部監査契約に違反する行為があると認めるとき、③その他外部監査人と外部監査契約を締結していることが著しく不適当と認めるときは、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、その意見を付けて議会の同意を得た上で、外部監査契約を解除できる。

4 外部監査人の義務等

- 外部監査契約の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、誠実に監査を実施（法 § 252-31①）
- 常に公正不偏の態度を保持し、自らの判断と責任において監査を実施（法 § 252-31②）
- 特定事件についての監査の制限（法 § 252-29）
- 守秘義務・みなし公務員（法 § 252-31③～⑤）

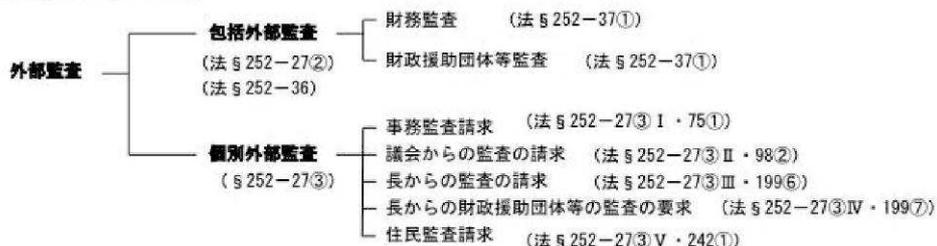
5 外部監査人の監査の事務の補助（法 § 252-32）

- 外部監査人は、監査の事務を他の者に補助させることができる。
- 外部監査人は、外部監査人補助者を監督しなければならない。

6 外部監査人と普通地方公共団体との関係

- 外部監査人と監査委員とは、相互の監査の実施に支障を来さないよう配慮しなければならない。(法 § 252-30①②)
- 議会、長その他の執行機関又は職員は、外部監査人の監査の適正かつ円滑な遂行に協力するよう努めなければならない。(法 § 252-33①)
- 議会は、外部監査人の説明を求め、又は外部監査人に対して意見を述べる事ができる。(法 § 252-34)

7 外部監査の種類



※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく個別外部監査

- 地方公共団体の長は、健全化判断比率^{※1}のうちのいずれかが早期健全化基準^{※2}以上となった場合等には、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならない。(平成21年4月1日施行)

※1 健全化判断比率

- ① 実質赤字比率
- ② 連結実質赤字比率(全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率)
- ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率(公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率)

※2 早期健全化基準

財政健全化計画の策定・公表を行うこと等により、財政の早期健全化(地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図ることを図るべき基準として、健全化判断比率のそれぞれについて政令で定める数値)

〈参考資料〉京都市会「市会改革推進委員会」H24.2.16 資料

(市会改革推進委員会資料)

平成24年2月

4-① 委員会から執行機関への政策提案

4-② 超党派の政策研究会の設置

<p>検討趣旨</p>	<p>議会として、市政の重要課題について調査研究を行い、執行機関に対して政策提案を行うなど、議会の調査研究機能、政策形成機能を積極的に発揮する取組について検討する。</p> <p>議会において実質的な審査・調査を行っている委員会としての取組のほか、委員会とは別に超党派の政策研究会を設置して取り組むことが考えられる。</p>
<p>現 状</p>	<p>平成18年の地方自治法改正により、議案の提出権が委員会にも認められるようになった。これは、付託案件に限らず広く所管事務について調査を行っている委員会の重要性を認めたものであると同時に、その調査活動の成果として、委員会により一層の政策形成機能の発揮を求めるものである。</p> <p>本市会においては、閉会中も常任委員会を積極的に開会し所管事務の調査を行うほか、必要に応じて特別委員会を設置して調査を行うなど、委員会活動の充実を努めているところであるが、委員会から執行機関に対し政策提案を行うことも委員会の更なる取組の一つとして挙げることができる。</p> <p>なお、他都市議会では、委員会で特定のテーマを設定し調査研究を行い、その報告書を市長に提出する事例や、委員会の提言書(案)を基に全議員で政策討論会を行い、取りまとめたものを市長に提言するなどの事例が見られる。</p> <p>また、委員会とは別に、政策条例の立案等の特定の政策に係る提案を行うことを目的として、超党派による政策研究会を設置し、会派を超えて議論を交わしている事例が、他都市議会において見られる。</p> <p>政策研究会については、委員会の構成の枠組みにとらわれず、それぞれの議会で運営方法等を定めることが可能である。</p>
<p>論 点</p>	<p>① 委員会で特定のテーマを設定し調査研究を行い、政策提案につなげていってはどうか。</p> <p>② 超党派の政策研究会を設置し、政策提案を行ってはどうか。</p>
<p>参 考</p>	<p>【他都市の状況】</p> <p>○ 委員会による政策提案 さいたま市、横浜市及び長野県松本市に政策提案の事例がある。 内容については、別紙1に記載している。</p> <p>○ 超党派による政策研究会 さいたま市、京都府、三重県及び福島県会津若松市に設置例がある。 内容については、別紙2に記載している。</p>

【根拠法令】

○地方自治法

第 109 条 普通地方公共団体の議会は、条例で常任委員会を置くことができる。

4 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。

6 常任委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

7 常任委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

9 常任委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。

第 110 条 普通地方公共団体の議会は、条例で特別委員会を置くことができる。

4 特別委員会は、会期中に限り、議会の議決により付議された事件を審査する。ただし、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することを妨げない。

5 第 109 条第 5 項から第 8 項までの規定は、特別委員会について準用する。

○京都府議会議事規則

第 122 条 法第 100 条第 12 項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（中略）を別表のとおり設ける。

名称	目的	構成員	招集権者
政策調整会議	議員提案による政策条例の立案に関する協議又は調整	会派から推薦された議員	政策調整会議座長

○三重県議会基本条例

第 14 条 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、目的を明らかにした上で、議決により、議員で構成する検討会等を設置することができる。

○会津若松市議会基本条例

第 13 条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催するものとする。

委員会から執行機関への政策提案の事例について

	実施主体	実施の手法	テーマの選定方法	効果	課題
さいたま市	常任委員会	当初の委員会において、所管事務調査の中から重要なテーマを決定し、1年を通して行政視察、参考人招致等により調査研究を行い、活動経過と共に提言をまとめ冊子の作成等を行い、全議員及び執行部に周知する。	各会派から希望する調査研究テーマを出してもらい、委員会で協議のうえ、正副委員長に一任することが多い。 * 23年度は議長から、各常任委員会の共通テーマとして防災を視점에置いたテーマ設定の依頼があった。	施策実施の一助になっているものと考えられる。	委員の任期が1年であることから、提言をまとめるのに時間的制約がある。
横浜市	特別委員会	付議事件に基づき、調査・研究テーマを設定し、テーマに関する提言、意見を取りまとめ、各特別委員会から議長に報告する。議会で了承を得た後、議長から市長宛てに報告書を送付する。	当初の委員会で1,2回議論のうえ決定することや、正副委員長があらかじめ協議のうえ委員会で決定し、初回から検討に入ることもあるなど、委員会によって選定方法は様々である。	特別委員会からの提言等を受け、所管部署において施策や事業に反映されている。	特別委員会の付議事件が広範囲なものとなっていることから、テーマ設定に苦慮している。
長野県松本市	常任委員会	年度ごとに各常任委員会が設定したテーマに基づき調査研究を行い、その提言書(案)が議長に提出された後、全議員による政策討論会を実施する。 その後、政策討論会での意見等を整理して委員会でとりまとめ、市長に提言を行う。	年度当初に委員間で議論のうえ決定する。調査研究期間は1年間を基本とするが、案件によっては継続することも可能である。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政の重要課題の認識を執行機関と共有できる。 ・ 多様な意見を盛り込むことができる。 	テーマによっては調査研究期間が短いので、中間報告を行うなど長期間の調査研究とするなど改善の余地がある。

超党派の政策研究会の設置例について

	名称 位置付け (設置時期)	概要	構成	成果
さいたま市	政策条例策定に関するプロジェクト会議 各派代表者会議で設置について合意 (平成23年度～)	政策条例の策定。	副議長を座長とし、各党派所属議員15名で構成される。	設置されたばかりで特に成果はない。
京都府	政策調整会議 会議規則の規定に基づく協議又は調整の場 (平成21年度～)	理事調整会議で立案検討が合意された議員提案による政策条例の立案検討を行う。	各党派の議員により、計5名で構成される。	平成22年12月に議会基本条例を提案・可決。 その後は、政策調整会議で検討を行った事例はない。
三重県	議員提出条例に係る検証検討会 議会基本条例の規定に基づく検討会 (平成20年度～)	議員提出条例の検証に関する事項を調査・検討し、必要に応じて条例改正を行う。	各党派の議員により、15名以内で構成される。	「三重県リサイクル製品利用推進条例の一部を改正する条例(平成21年)」, 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の一部を改正する条例(平成21年)」, 「三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例の一部を改正する条例(平成22年)」を提案・可決した。 「三重県リサイクル製品利用推進条例の運用(平成21年)」について知事への申入れを行った。
	政策討論会議 議会基本条例の規定に基づく検討会 (平成19年度～)	独自の政策提案等に関する調査・検討を行う。 討論の成果は、県民に公表するとともに、必要に応じて知事に政策提案する。	政策討論会議ごとで異なるが、各党派の議員により、15名以内で構成される。	「新博物館整備にかかる基本的考え方(政策討論会議最終報告書)(平成19年)」を取りまとめた。 「福祉医療助成制度の見直しに関する県議会からの申入れ(平成20年)」及び「財政の健全化に向けた提言(平成21年)」を知事に対して行った。

福島 県 会 津 若 松 市	政策討論会	市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、政策提案等を推進する。	全体会：議員全員で構成される。	全体会で割り振られた10のテーマについて、約2年間かけて各分科会で政策研究し、その成果を全体会に報告した。当該報告を全体会で議決した。そのうち、提言すべき部分は、市長に対して政策提言を行った（平成23年）。
	議会基本条例の規定に基づく政策討論会（平成20年度～）		分科会：四つの常任委員会と同じ構成。各分科会7名ずつで構成される。	
			議会制度検討委員会：各会派から選出された議員7名及び公募による市民2名の計9名で構成される。	

【調査集計表】会派制の運用状況等について

●全国県庁所在都市46市区に対し調査を実施 ⇒ 43市区が回答(回答率 93.5%) ※平成26年10月実施

設 問	選択肢		佐賀市		回答集計(佐賀市を除く)								合計			
			番号	備考	1	2	3	4	5	6	7	8		他		
問1 会派制を導入していますか?	1 している	2 していない	1		43	0								0	43	
問2 所属議員の何人以上を正式(交渉)会派としていますか? 人数の根拠(理由)等があれば、備考欄にご記入ください。	1 1人以上	2 2人以上	3	2人では意見が割れたときに調整がつきにくいとの理由から3人としている。	1	8	21	6	7	0	0	0	0	0	43	
	3 3人以上	4 4人以上														
	5 5人以上	6 6人以上														
	7 7人以上	8 8人以上														
	9 9人以上	10 10人以上														
問3 正式(交渉)会派の数、所属議員数の合計をお聞かせください。 (注)所属議員が1人の場合も会派にカウント	-	-	-	-	-	3	会派	2	9							
問4 その他会派(正式会派以外)の数、所属議員数の合計をお聞かせください。 (注)所属議員が1人の場合も会派にカウント	-	-	-	-	-	4	会派	7								
問5 議長は会派に所属していますか?	1 している	2 していない	1		41	2								0	43	
問6 正式(交渉)会派への控室の割当(配分)はありますか? (注)「3」の場合は、その具体的内容を備考欄にご記入ください。	1 ない		2		0	37	6								0	43
	2 ある(1会派に1室)															
	3 ある(その他)															
問7 その他会派(正式会派以外)への控室の割当(配分)はありますか? (注)「5」の場合は、その具体的内容を備考欄にご記入ください。	1 ない		2		1	19	5	2	16						0	43
	2 ある(1会派に1室)															
	3 ある(複数会派に1室)															
	4 ある(全会派に1室)															
	5 ある(その他)															
問8 議会運営委員会の定数をお聞かせください。 定数の根拠(理由)等があれば、備考欄にご記入ください。	1 8人以下	2 9人	3	明確な基準はないが、現在の常任委員会も定数を9人としているが、過去10人のときがあったため、これに合わせているものと思われる。	5	4	7	6	10	4	1	5	1	1	43	
	3 10人	4 11人														
	5 12人	6 13人														
	7 14人	8 15人以上														
問9 議会運営委員会委員の会派への割当(配分)はありますか? 割当がある場合は、その割当の方法を備考欄にご記入ください。	1 ない		2	正式会派の所属議員の数に応じて割当している。 <参考> その他会派は、会派から各1人ずつオブザーバーとして参加している。	0	35	2	0	6						0	43
	2 ある(正式会派のみ)															
	3 ある(すべての会派)															
	4 ある(正式会派はすべて、その他会派は全体をひとつの会派とみなし割当)															
	5 ある(その他)															
問10 定例会中の議案審査に係る各常任委員会の開催日時は同じですか、違いますか。	1 同じ(同時開催)		1	同一日時に一斉開催をしている。会期短縮等のメリットがある反面、委員外の議員が傍聴できない等のデメリットがある。	21	5	17							0	43	
	2 違う(分割開催)															
	3 違う(一部同時又は分割開催)															
問11 申し合わせに基づく、議長の任期をお聞かせください。	1 1年	2 2年	2		11	18	0	3						11	43	
	3 3年	4 4年														
問12 申し合わせに基づく、副議長の任期をお聞かせください。	1 1年	2 2年	2		13	16	0	3						11	43	
	3 3年	4 4年														
問13 常任委員会委員の任期をお聞かせください。	1 1年	2 2年	2		24	13	0	5						1	43	
	3 3年	4 4年														

【調査集計分析表①】議会運営委員会の委員数と議員数（現員数）の相関関係

全国県庁所在都市46市区を対象にした調査「党派制の運用状況等について」（平成26年10月実施）より作成

委員定数	該 議 会 数	議員数（現員数）内訳															議員数 平均値										
		28	31	32	33	34	35	36	38	39	40	43	44	46	47	48		50	51	52	53	55	59	68	75	86	
8人以下	5	1			1		1							1													37
9人	4				1		2	1																			36
10人	7		1	1		1		1	1						1			1									39
11人	6					1			1	1		1									1		1				47
12人	10			1		1		3	1		1						1					1	1				44
13人	4						1				1				1						1						44
14人	1																			1							52
15人以上	5																				1		1	1	2	1	74
合計	42	1	1	2	2	1	2	4	5	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	3	1	2	46

※42市の委員定数の平均は11人、議員数の平均は11人となっている。（議員4人当たり1人の委員）

＜注意＞委員定数が8人以下の議会については、便宜上8人として計算している。

【調査集計分析表②】議会運営委員会の委員数を固定化していない議会の委員選出方法

全国県庁所在都市46市区を対象にした調査「会派制の運用状況等について」（平成26年10月実施）より作成

議会名		議員数 (現員数)	現在の 委員数	委員の選出方法
1	長崎	40	6	正式会派の所属議員の数に応じて選出 ①8人以下は1人 ②15人以下は2人 ③21人以下は3人 ④22人以上は4人
2	大分	44	8	正式会派の所属議員の数に応じて選出 ①3人以下は0人 ②7人以下は1人 ③11人以下は2人 ④15人以下は3人 ⑤19人以下は4人 ⑥24人以下は5人 ⑦25人以上は6人
3	宮崎	46	7	正式会派の所属議員の数に応じて選出 ①9人以下は1人 ②10人以上は2人
4	松江	33	9	正式会派の所属議員の数に応じて選出 3人につき1人
5	奈良	39	12	正式会派の所属議員の数に応じて選出 3人につき1人
6	津	36	6	正式会派の数に応じて選出 1会派につき1人
7	和歌山	36	9	正式会派の所属議員の数に応じて選出 ①5人以下は1人 ②9人以下は2人 ③10人を超えて5人を増すごとに1人を加える
8	前橋	38	12	正式会派の所属議員の数に応じて選出 ①5人以下は1人 ②9人以下は2人 ③13人以下は3人 ④17人以下は4人 ⑤21人以下は5人 ⑥25人以下は6人 ⑦29人以下は7人 ⑧33人以下は8人 ⑨38人以下は9人
9	金沢	36	13	正式会派の所属議員の数に応じて選出 3人につき1人
10	青森	40	13	正式会派の所属議員の数に応じて選出 3人につき1人
11	札幌	68	11	正式会派の所属議員の数に応じて選出 ①9人以下は1人 ②19人以下は2人 ③20人以上は3人

平成16年度当初予算での議会費の削減について

平成16年度当初予算編成時期に市財政当局より、義務的経費を除く経費について前年当初から10%カットの枠配当予算を実施する旨の方針が事務レベルで出された。議会事務局として担当者レベルで、財政当局に申し入れを行ったが、「厳しい財政状況のなか、議会だけを特別に扱うことはできないため、協力をお願いしたい」との対応であった。これを受け、10%に相当する額850万円の削減について議会内で検討を行った。また、市長から議会へに対し、3,000万円程度の削減要請（別紙新聞記事参照）も行われた。主な削減内容は下記のとおりである。

<議員に関係ある項目> 拡大代表者会議で決定。 ※当時の議員数は34名

- 1 出席費用弁償（会議出席に対し、議員1人当たり日額4,700円を支給）

廃止（議員提案により条例廃止）・・・削減幅（H15 予算比） 約1,000万円

- 2 個人研修費（研修旅費として議員1人当たり年額200,000円を支給）

凍結・・・削減幅（H15 予算比） 約700万円

- 3 九州市議会議長会主催海外視察旅費（1人100万円の3名分を予算措置）

凍結・・・削減幅（H15 予算比） 約300万円

上記に関連し、政務調査費（議員一人当たり年額600,000円を支給）、委員会旅費単価（常任＝115,000円/人、特別90,000円）、及び議員報酬額についても、協議を行ったが、現状のままという意見で一致をみた。

<議長に関係ある項目> 拡大代表者会議で決定。

- 1 議長交際費、議会交際費（総額180万円を予算措置）

削減・・・削減幅（H15 予算比） 約100万円

全国の市議会の出席費用弁償について（資料：全国市議会議長会／H25.12.31現在）

1 支給状況

	支給している	支給していない	その他
5万人未満 (257市)	147市 57.2%	108市 42.0%	2市 0.8%
5～10万人未満 (270市)	100市 37.0%	168市 62.2%	2市 0.7%
10～20万人未満 (156市)	51市 32.7%	105市 67.3%	0市 0.0%
20～30万人未満 (46市)	20市 43.5%	25市 54.3%	1市 2.2%
30～40万人未満 (26市)	10市 38.5%	15市 57.7%	1市 3.8%
40～50万人未満 (23市)	9市 39.1%	14市 60.9%	0市 0.0%
50万人以上 (14市)	10市 71.4%	4市 28.6%	0市 0.0%
指定都市 (20市)	8市 40.0%	12市 60.0%	0市 0.0%
全市 (812市)	355市 43.7%	451市 55.5%	6市 0.7%

2 支給形態（定額・実額等の別）

	定額	実額	その他
5万人未満 (257市)	40市 27.2%	39市 26.5%	68市 46.3%
5～10万人未満 (270市)	43市 43.0%	25市 25.0%	32市 32.0%
10～20万人未満 (156市)	24市 47.1%	7市 13.7%	20市 39.2%
20～30万人未満 (46市)	10市 50.0%	1市 5.0%	9市 45.0%
30～40万人未満 (26市)	5市 50.0%	0市 0.0%	5市 50.0%
40～50万人未満 (23市)	4市 44.4%	0市 0.0%	5市 55.6%
50万人以上 (14市)	6市 60.0%	0市 0.0%	4市 40.0%
指定都市 (20市)	0市 0.0%	2市 25.0%	6市 75.0%
全市 (812市)	132市 37.2%	74市 20.8%	149市 42.0%

3 支給日額（定額支給の市議会分）

	1千円未満	1千円以上2千円未満	2千円以上3千円未満	3千円以上5千円未満	5千円以上
5万人未満 (257市)	3市 7.5%	19市 47.5%	16市 40.0%	2市 5.0%	0市 0.0%
5～10万人未満 (270市)	1市 2.3%	14市 32.6%	26市 60.5%	2市 4.7%	0市 0.0%
10～20万人未満 (156市)	0市 0.0%	13市 54.2%	5市 20.8%	6市 25.0%	0市 0.0%
20～30万人未満 (46市)	0市 0.0%	1市 10.0%	6市 60.0%	3市 30.0%	0市 0.0%
30～40万人未満 (26市)	0市 0.0%	0市 0.0%	1市 20.0%	2市 40.0%	2市 40.0%
40～50万人未満 (23市)	0市 0.0%	0市 0.0%	0市 0.0%	4市 100.0%	0市 0.0%
50万人以上 (14市)	0市 0.0%	0市 0.0%	0市 0.0%	5市 83.3%	1市 16.7%
指定都市 (20市)	0市 0.0%	0市 0.0%	0市 0.0%	0市 0.0%	0市 0.0%
全市 (812市)	4市 3.0%	47市 35.6%	54市 40.9%	24市 18.2%	3市 2.3%

県内市議会及び九州各県市議会の出席費用弁償の支給状況

(H27. 1. 1 現在)

	支給の有無	支給形態	支給額（日額）
佐賀市	無	—	—
佐賀県	有	実額	4 [*] 未満=3,000円、4 [*] 以上=1 [*] 当たり37円を加算
唐津市	有	定額	3,000円
鹿島市	有	定額	1,800円
伊万里市	有	実額	[*] 当たり37円
鳥栖市	有	定額	2,600円
武雄市	有	定額	1,800円
多久市	有	定額	2,600円
小城市	有	定額	1,900円
嬉野市	無	—	—
神埼市	無	—	—
福岡市	有	実額	5 [*] 未満=1,000円、5~10 [*] 未満=2,000円 10 [*] 以上=3,000円
北九州市	無	—	—
長崎市	無	—	—
熊本市	有	実額	4 [*] 未満=5,000円、4~8 [*] 未満=6,000円 8 [*] 以上=7,000円
大分市	有	定額	3,000円
宮崎市	有	実額	10 [*] 未満=3,000円、10 [*] 以上=5,000円
鹿児島市	有	定額	3,000円
那覇市	無	—	—

専門的知見の活用事例（資料：全国市議会議長会／H24. 1. 1～H25. 12. 31）

都道府県	市区名	委託契約の有無	専門的知見を有する者に関わる費用	事例
岩手県	陸前高田市	有	有償	陸前高田市議会基本条例の検証
宮城県	石巻市	有	有償	災害廃棄物処理業務委託に関する調査における弁護士による専門的知見
山形県	米沢市	有	有償	市内で操業する企業(2社)の事業に伴って発生する臭気が、広範囲の地域に達しており、大きな社会問題へ発展した。特に、堆肥製造事業所の臭気対策等について、市当局が実施した調査(外部委託)の見解と事業所側の見解が分かれたことから、市議会として第三者の専門家に調査を依頼したものの、具体的な委託内容は、①堆肥製造事業所の臭気対策に関する調査②堆肥製造事業所の堆肥製造に関する調査、の2事項である。
埼玉県	所沢市	無	有償	所沢市議会議員定数に関する審議会(審議会委員5人)
千葉県	流山市	有	有償	「流山市市民参加条例の制定について」に係る調査
三重県	亀山市	有	有償	議会が行う調査研究や議会基本条例の改正等を行うにあたり専門的助言を得るため委託契約し、活用を行った。
岐阜県	可児市	無	有償	議会基本条例策定までのアドバイス
大阪府	八尾市	無	有償	八尾市が災害対策本部を設置した場合に、八尾市議会及びその補佐を行う市議会事務局はどのような活動をするのか、また、そのような状況下における八尾市議会の役割とは何かについて調査を依頼。
奈良県	奈良市	有	有償	奈良市議会議員の政治倫理に関する条例の改正にあたり、各条文の法的審査及び整合性の調査報告を行う。
奈良県	奈良市	有	有償	奈良市議会基本条例の改正にあたり、各条文の法的審査及び整合性の調査報告を行う。
鳥取県	鳥取市	有	有償	鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例(試案)第2条第1項第2号に関する事項
鳥取県	鳥取市	有	有償	鳥取市庁舎耐震改修及び一部増築案に関する事項
岡山県	井原市	有	有償	議会基本条例の運用及び検証に関する調査研究委託期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日
山口県	山陽小野田市	有	有償	議会基本条例制定に関する専門的事項に係る調査報告書作成
熊本県	熊本市	有	有償	本市議会の運営、本会議のあるべき議員定数、本会議の議員報酬全般について、地方議会に精通する学識経験者の報告を受けた。
三重県	四日市市	有	有償	四日市市補助金等交付基準の検証及び本市補助金支出の適否にかかる調査分析
京都府	京都市	無	有償	議員定数及び議員報酬についての検討に当たり、市会改革推進委員会で学識者から意見聴取を行った。
奈良県	奈良市	有	有償	奈良市議会議員の政治倫理に関する条例の改正にあたり各条文の法的審査及び整合性の調査報告を行う。
奈良県	奈良市	有	有償	奈良市議会基本条例の制定にあたり各条文の法的審査及び整合性の調査報告を行う。
岡山県	総社市	有	有償	総社市の美術館・博物館の建設構想の調査

横浜市会の出席費用弁償の復活(H25.10.1)について

1 出席費用弁償に関する地元記事の抜粋 ～はまれぼ.com より～

横浜市会は今年 9 月 26 日に行われた第 3 回定例会において、2007 年度以降廃止されていた議員の費用弁償を復活させる条例改正案を可決し、10 月 1 日分から支給することとなった。廃止されていた制度を復活させたとして、新聞などをにぎわせている。

費用弁償とは？

費用弁償とはいったい何なのか？ そして、廃止されていた 13 政令市の中で横浜市が唯一復活させたという。横浜市議会局で経緯などを伺った。

費用弁償とは、地方議会の議員が、議員報酬や政務活動費とは別に交通費や出張旅費などの名目でもらう手当のこと。この費用弁償のうち、関内の市庁舎（市会棟）で行われる議会や委員会に出席するための交通費及び雑費について、2007 年度以降廃止されていた。

この費用弁償、横浜市では 2005 年度までは、（市会や委員会に出席する度に）1 日あたり、1 万 2000 円が支給されていたが、2006 年度からは 1 万円に減額となっていた。かつては議会や委員会のために自宅から関内に来るだけで、費用弁償として 1 万 2000 円（1 万円）も支給されていたということだ。

ただし、例えば議会に出席するにあたって、1 回の議会に対応するために、下調べなどで何度も来庁する必要があり、単純に自宅との 1 回分の交通費だけで済まないこと、そして資料など雑費もかかっているため、この金額はそれも含むものとされていた。

ここで 2007（平成 19）年に費用弁償が廃止になった理由について確認しておこう！

当時、横浜市会において賛成多数で可決し廃止となったのは、「議員特権」に厳しい視線が向けられており、横浜市会でも「現下の社会情勢、本市の行財政改革への取り組み等を総合的に勘案し、議会の裁量、判断により日額の費用弁償を廃止する」という理由であった。

「横浜市は交通網も発達しており、費用弁償は税金の無駄遣い」という記者会見での議員の発言もあった（ちなみに、2007 年は横浜市議会議員選挙の年）。

現在この費用弁償を実施しているのは、全政令市 20 市中、横浜市を除くと 7 市。川崎市、相模原市、静岡市の 3 市は実費を支給している。神戸市、広島市、福岡市、熊本市の 4 市は定額制としているが、いずれも減額の方に改定しているという。ほか 12 市では支給自体を廃止しているが、横浜市のみが今回復活を決めた。

つまり、支給なしの継続あるいは減額する市ばかりの中で、横浜市だけが流れに逆行しているとして話題になっているのだ。

復活した費用弁償はいくら？

では、議員は自宅から区内まで行くだけで、また 1 万円もらえるようになったの？ というとうそうではない。では、実費の交通費なのかな？ というとうそうでもない。

議員が召集に応じて会議、委員会などの会議などに出席したときは、議員の住居の場所に応じて、1 日につき、次の額を支給するというものになった。

1000 円 磯子区 神奈川区 中区 西区 南区

2000 円 旭区 金沢区 港南区 港北区 栄区 鶴見区 保土ヶ谷区

3000 円 青葉区 泉区 瀬谷区 都筑区 戸塚区 緑区

年間総額はおよそ 1200 万円になると試算されている。1200 万円を議員数 86 で割ると、ひとり当たり平均 14 万円ほど。南係長によると、議員の来庁回数はおおむね年間、のべ 50～100 回だとのこと。議員の年俸はおよそ 1380 万円、政務活動費が年間 660 万円。それに対して年間 14 万円はたいした金額ではないように感じる。

では、たいした金額でもないものを、なぜ当のご本人たちがわざわざ復活させたのだろうか。そして、実費ではなくてどんぶり勘定的な定額なのはどうしてだろう。なお、実費で支給した場合は年間総額約 330 万円と試算されており、決まった定額制の 4 分の 1 程度だ。

議案に対する各会派の賛否と復活の理由など

この議案は自民・公明・民主に無所属の太田正孝議員を含めた 62 名の賛成多数で可決。みんな・共産などの反対は 23 名。平成 25 年第 3 回定例会審議速報での質疑、答弁より理由などを探ってみた。簡単にいくつかの理由をまとめてみると以下の通り。

●費用弁償を復活する理由

地方分権化が進むなか、首長に対する監視機能、首長の政策の修正及び政策立案機能などを最大限に発揮し、各議員の議会活動の支援の拡充を図るためであり、また、法（※）の趣旨にのっとった改正である。（地方自治法第 203 条に「議員は職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる」とある。）

●なぜ 1000 円、2000 円、3000 円なのか？

費用弁償は、議員が職責を十分に果たすための準備、連絡調整などの費用として、交通費や諸雑費などを含めたものである。実費を支給する案もあるが、議会棟からの距離や公共交通機関の状況などから 3 方面に分け、事務の効率性などを考慮し定額を支給するものとした。

●実費支給とし、議員報酬や政務活動費とあわせた議論をすべきでは？

費用弁償は議会活動において議員が職務の執行などに要した経費として支給されるもの。したがって、一定の役務の対価として与えられる議員報酬や、そのほかの活動に資するために必要な経費の一部として支給される政務活動費とは区別されるものである。（政務活動費は議会、委員会の出費に当てることができない）また、地方自治法で規定されているそれぞれの趣旨を踏まえ、適正な額を支給するものとする。

2 出席費用弁償の支給額試算 ～横浜市会HPより～

試算にあたっての前提（各案共通）

- (1) 平成 24 年度の会議開催実績をもとに算出。
- (2) 試算の便宜上、支給対象会議は、①本会議、②運営委員会（理事会を除く）、③常任・特別委員会（予算・決算特別委員会を含む）と設定。
- (3) 本会議など、全議員が出席する会議については、全議員が1回登庁した際の合計額（A）に開催回数を乗じて算出。
- (4) 常任委員会等については、Aの額を議員数（86人）で除して得た一人当たり平均支給額に、開催回数及び所属委員数を乗じて算出。

案1 実費支給：自宅から市会棟までの公共交通機関の往復運賃又は車賃を支給

年間支給合計額（試算）：約 300 万円

※試算では、全議員が最も経済的な通常の経路により、自宅から公共交通機関を利用して市会棟に登庁する際の交通費を算出

案2 実費相当分支給：市会棟のある中区を基準として、交通機関にかかわらず居住する行政区で定額（下枠）を支給

年間支給合計額（試算）：約 1,100 万円

1,000 円：神奈川区、西区、中区、南区、磯子区
2,000 円：鶴見区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、金沢区、港北区、栄区
3,000 円：緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、泉区、瀬谷区

案3 案1又は案2による支給に加え、日当（横浜市旅費条例に定める特号の額 3,300 円）を支給

ア 案1 + 日当…**年間支給合計額（試算）：約 2,000 万円**

イ 案2 + 日当…**年間支給合計額（試算）：約 2,800 万円**

出席費用弁償 年間所要額試算表 (H26.1～H26.12ベース)

議員	片道 キロ	往復 キロ	1日当たり 費用弁償 (千円 37円)	費用弁償 年間所要額 (単位:円)					合計
				一人当たり年間出席日数 D (年間延出席日数÷36人)					
				本会議 33日	議会運営 委員会 5日	常任 委員会 19日	特別 委員会 4日	協議又は 調整の場 24日	
				①	②	③	④	⑤	
				A	B	C	C*D	C*D	
				A×2	B×37				
1	1.2	2.0	74	2,442	370	1,406	296	1,776	6,290
2	1.3	2.0	74	2,442	370	1,406	296	1,776	6,290
3	1.4	2.0	74	2,442	370	1,406	296	1,776	6,290
4	2.0	4.0	148	4,884	740	2,812	592	3,552	12,580
5	2.2	4.0	148	4,884	740	2,812	592	3,552	12,580
6	2.3	4.0	148	4,884	740	2,812	592	3,552	12,580
7	2.6	5.0	185	6,105	925	3,515	740	4,440	15,725
8	2.7	5.0	185	6,105	925	3,515	740	4,440	15,725
9	3.3	6.0	222	7,326	1,110	4,218	888	5,328	18,870
10	3.3	6.0	222	7,326	1,110	4,218	888	5,328	18,870
11	3.4	6.0	222	7,326	1,110	4,218	888	5,328	18,870
12	3.5	7.0	259	8,547	1,295	4,921	1,036	6,216	22,015
13	3.6	7.0	259	8,547	1,295	4,921	1,036	6,216	22,015
14	3.6	7.0	259	8,547	1,295	4,921	1,036	6,216	22,015
15	4.2	8.0	296	9,768	1,480	5,624	1,184	7,104	25,160
16	4.2	8.0	296	9,768	1,480	5,624	1,184	7,104	25,160
17	4.3	8.0	296	9,768	1,480	5,624	1,184	7,104	25,160
18	5.0	10.0	370	12,210	1,850	7,030	1,480	8,880	31,450
19	5.5	11.0	407	13,431	2,035	7,733	1,628	9,768	34,595
20	6.3	12.0	444	14,652	2,220	8,436	1,776	10,656	37,740
21	6.3	12.0	444	14,652	2,220	8,436	1,776	10,656	37,740
22	6.6	13.0	481	15,873	2,405	9,139	1,924	11,544	40,885
23	7.3	14.0	518	17,094	2,590	9,842	2,072	12,432	44,030
24	7.8	15.0	555	18,315	2,775	10,545	2,220	13,320	47,175
25	8.2	16.0	592	19,536	2,960	11,248	2,368	14,208	50,320
26	8.4	16.0	592	19,536	2,960	11,248	2,368	14,208	50,320
27	9.2	18.0	666	21,978	3,330	12,654	2,664	15,984	56,610
28	9.3	18.0	666	21,978	3,330	12,654	2,664	15,984	56,610
29	9.6	19.0	703	23,199	3,515	13,357	2,812	16,872	59,755
30	10.1	20.0	740	24,420	3,700	14,060	2,960	17,760	62,900
31	11.4	22.0	814	26,862	4,070	15,466	3,256	19,536	69,190
32	16.4	32.0	1,184	39,072	5,920	22,496	4,736	28,416	100,640
33	17.3	34.0	1,258	41,514	6,290	23,902	5,032	30,192	106,930
34	22.3	44.0	1,628	53,724	8,140	30,932	6,512	39,072	138,380
35	26.4	52.0	1,924	63,492	9,620	36,556	7,696	46,176	163,540
36※	6.9	13.0	481	15,873	2,405	9,139	1,924	11,544	40,885
合計				588,522	89,170	338,846	71,336	428,016	1,515,890

※1名欠員であるため、「36」の議員は他35人の議員の平均値を計上している。

(注)①法定会議のみで試算。(H26.4から法定化を予定している議案勉強会、議会報告会を含む)

(注)②会議の重複は、加味していない。 ③出席日数は、概算(速報値)であり正式なものではない。

議員等の身分と出席費用弁償について

1 市長・議員等の身分と出席費用弁償の支給

地方公務員法第3条第3項で「特別職は、次に掲げる職とする」として、「就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職」等が規定され、市長・議員等の身分は「特別職」として一般職と区別して位置づけられている。法律に特別の定めがある場合を除き、地方公務員法は適用されない。

この特別職については、給与や報酬等とは別に出席費用弁償の支給が可能であり、実際に他の自治体では支給されている事例は多いが、当市において通常支給されているのは「農業委員会の委員」のみである。

<参考：特別職の性質区分表>

	区 分	具体的な職名
1	住民またはその代表の信任によって就任する政治職	市長、 <u>市議会議員</u> 、副市長、監査委員、選挙管理委員会の委員、人事委員会の委員、教育委員会の委員 など
2	任命権者が自由に選任することができる自由任用職	地方公営企業の管理者（交通局長、上下水道局長） など
3	特定の場合に、一定の学識、知識、経験などにに基づき、随時、参画する者の職（非専務職）	審議会や審査会などの委員、臨時又は非常勤の顧問 など

2 特別職と一般職とのちがい

特別職は、「恒久的でない職または常時勤務することを必要としない職であり、かつ、職業的公務員の職でない点において、一般職に属する職と異なるものと解される。」（行政実例）。また、自己の責任で職責を果たすことが期待され、職務には勤務時間という概念がない。

	特別職	一般職
地方公務員法第三条	限定列記 1 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職	特別職以外
指揮命令関係の有無	法律や自己の学識経験等に従って職務を遂行	上司の命令に従って職務を遂行
専務職であるか	他の職務を有することも妨げられない	専ら地方公務員としての職務に従事
終身職であるか	一定の任期（市長：4年）	定年に達するまでの勤務を想定
成績主義の適用の有無	選挙、任命権者との信頼関係、特定の知識経験などに基づいて当該職に就くものであり、人事異動の対象となることが想定されていない	受験成績、勤務成績など客観的な能力の実証に基づいて採用、昇任等が行われる
政治職であるか	政治活動において中立性が要求されるわけではない	政治活動において中立性が要求される
給料の性質 (S48.12.10自治省行政局公務員部長通知)	職務の特殊性に応じて決定	生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定

【参考】橋本勇「新版 逐条 地方公務員法」(学陽書房)

議会基本条例の評価・見直しについて

1 他市の状況

(1) 評価・見直しのサイクル

それぞれの市で異なるが、毎年、2年毎（議員の任期中2回）、4年毎（議員の任期中1回）のいずれかのケースとなっている。

(2) 評価・見直しを実施する組織

それぞれの市で異なるが、議会運営委員会が実施するケース、議会改革全般を所管する組織（委員会等）がその所管の1つとして実施するケース、専門的な組織を設置して実施するケースのいずれかのケースとなっている。

(3) 評価・見直しの手法

チェックシートを作成して、条文ごとに「現状分析」による取り組み状況や課題、問題点等の抽出を行い、その「具体的対応策の検討」、または「条文改正の検討」へとつなげる形が多い。

一部では、全員協議会において現状分析を行った後、具体的な対応策のみを委員会で検討した事例もある。

2 当市議会における論点

(1) 評価・見直しのサイクル

○ 毎年実施する場合

- ・ P D C A サイクルの観点から評価・見直しを短期間で実施する必要がある。
- ・ 期間の関係上、評価に重点が置かれ、見直しの部分が深まらない可能性がある。
- ・ 単発的な見直しになりやすく、体系的な見直しにつながりにくい可能性がある。
- ・ 時間の経過とともに事務局任せとなる可能性がある。

○ 2年毎（議員の任期中2回）に実施する場合

- ・ P D C A サイクルの観点から評価・見直しをある程度短期間で実施する必要がある。
- ・ 議員の任期中のサイクルを検討する必要がある。
 - A：改選 ⇒ 評価・見直し① ⇒ 見直し事項実施① ⇒ 評価・見直し②
⇒ 見直し事項実施② ⇒ 改選
 - B：改選 ⇒ 改選前見直し事項実施 ⇒ 評価・見直し ⇒ 見直し事項実施
⇒ 改選後に向けての評価・見直し ⇒ 改選

○ 4年毎（議員の任期中1回）に実施する場合

- ・ 一定程度時間をかけた評価・見直しが可能である。
- ・ 単発的な見直しだけでなく、体系的な見直しが実施しやすい。
- ・ 議員の任期中のサイクルを検討する必要がある
 - A：改選 ⇒ 評価・見直し ⇒ 見直し事項実施 ⇒ 改選
 - B：改選 ⇒ 改選前見直し事項実施 ⇒ 改選後に向けての評価・見直し ⇒ 改選

(2) 評価・見直しを実施する組織

評価・見直しを実施する組織の検討が必要である。

- A：議会運営委員会で実施
- B：議会運営等改革検討会で実施
- C：別途組織の設置
- D：その他

【例】議会運営委員会（諮問） ⇒ 議会運営等改革検討会（検討・答申）
⇒ 議会運営委員会（検討・決定）

(3) 評価・見直しの手法

- ・評価・見直しを条文ごとにチェックして行うのか、別の方法を選択するのかの検討が必要となる
- ・チェックシートを作成するとした場合は、項目設定の検討が必要となるが、項目が詳細になり過ぎると評価・見直しの期間が長期化する可能性がある。
 - A：評価（4～5段階）、評価の理由
 - B：現状分析（議員間討議等による問題、課題の抽出）、検証結果、今後の対応等
 - C：現状分析（議会の活動について細分化した項目をチェックし、問題点、課題を抽出）、検証結果、今後の対応等

議員の倫理、議員の身分、議員活動（非公務）について

1 議員の倫理（政治倫理）について

政治倫理とは、一般的に「住民全体の代表者として公平・公正に行動するために政治家が持たなければならない行動規範」と言われており、本市議会においては、佐賀市議会基本条例及び佐賀市政治倫理条例にその規定がある。

<参考：佐賀市議会基本条例（抜粋）>

○佐賀市議会基本条例（平成21年3月26日 条例第17号）

第5章 政治倫理

（政治倫理）

第20条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、政治倫理の確立及び向上に関しては、佐賀市政治倫理条例（平成17年佐賀市条例第5号）の定めるところによる。

<参考：佐賀市政治倫理条例（抜粋）>

○佐賀市政治倫理条例（平成17年10月1日 条例第5号）

（目的）

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、市議会議員（以下「議員」という。）及び市長の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定め、また市民が議員及び市長の高潔性について判断できるよう、その資産等を公開する措置を講ずることにより、政治倫理の確立及び向上に努め、もって清浄で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（政治倫理基準）

第2条 議員及び市長は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。
- (2) 政治活動に関し、企業、団体等から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないものとし、その後援団体についても同様に措置すること。
- (3) 常に市民全体の利益のみを指針として行動するものとし、その地位を利用しかなる金品も授受しないこと。
- (4) 市民全体の代表者としてその名誉及び品位を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

2 議員及び市長は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合は、自ら誠実な態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

2 議員の身分について（平成27年3月20日の会議資料の抜粋・再掲）

（1）市長・議員等の身分

地方公務員法第3条第3項で「特別職は、次に掲げる職とする」として、「就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職」等が規定され、市長・議員等の身分は「特別職」として一般職と区別して位置づけられている。法律に特別の定めがある場合を除き、地方公務員法は適用されない。

<参考：特別職の性質区分表>

	区 分	具体的な職名
1	住民またはその代表の信任によって就任する政治職	市長、市議会議員、副市長、監査委員、選挙管理委員会の委員、人事委員会の委員、教育委員会の委員 など
2	任命権者が自由に選任することができる自由任用職	地方公営企業の管理者（交通局長、上下水道局長） など
3	特定の場合に、一定の学識、知識、経験などにに基づき、随時、参画する者の職（非専務職）	審議会や審査会などの委員、臨時又は非常勤の顧問 など

（2）特別職と一般職とのちがい

特別職は、「恒久的でない職または常時勤務することを必要としない職であり、かつ、職業的公務員の職でない点において、一般職に属する職と異なるものと解される。」（行政実例）。また、自己の責任で職責を果たすことが期待され、職務には勤務時間という概念がない。

	特別職	一般職
地方公務員法第三条	限定列記 1 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職	特別職以外
指揮命令関係の有無	法律や自己の学識経験等に従って職務を遂行	上司の命令に従って職務を遂行
専務職であるか	他の職務を有することも妨げられない	専ら地方公務員としての職務に従事
終身職であるか	一定の任期（市長：4年）	定年に達するまでの勤務を想定
成績主義の適用の有無	選挙、任命権者との信頼関係、特定の知識経験などに基づいて当該職に就くものであり、人事異動の対象となることが想定されていない	受験成績、勤務成績など客観的な能力の実証に基づいて採用、昇任等が行われる
政治職であるか	政治活動において中立性が要求されるわけではない	政治活動において中立性が要求される
給料の性質 (S48.12.10 自治省行政局公務員部長通知)	職務の特殊性に応じて決定	生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定

【参考】橋本勇「新版 逐条 地方公務員法」(学陽書房)

3 議員活動（非公務）について

議員活動の実態は、議会・委員会に出席する「公務活動」だけではなく、「準公務活動」としての任意設置の会議や会派の会合、勉強会、研修会、さらには非公務の「政治活動」として地域住民や支持者からの要望や意見の聴取、議員・会派が行う議会報告会、地元団体（自治会、商店会、PTAなど）の会合や地域イベント事業への参加・協力など広範な領域に及んでいる。

また、上記1、2の内容を勘案すれば、その職責は重く、議員活動においては、その公務性の有無にかかわらず、政治倫理基準や特別職たる議員の身分を意識した行動が求められる。

なお、本市議会では、佐賀市議会基本条例にもその規定が設けられている。

<参考：佐賀市議会基本条例（抜粋）>

○佐賀市議会基本条例（平成21年3月26日 条例第17号）

（議員の活動原則）

第4条 議員は、市民福祉の向上を目指して活動しなければならない。

2 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を尊重するものとする。

3 議員は、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握しなければならない。

佐賀市政治倫理条例について

1 条例制定の経緯

合併前の旧佐賀市で、平成3年の統一地方選挙後の臨時議会での議長選挙において、贈収賄事件が発覚したことをきっかけとして制定され、平成5年4月1日の施行後、2度の合併を経て、現在の佐賀市に引き継がれている。

2 条例の特色

- 議員だけでなく、市長も公選の職にありその身分が保障されていることから、市長も条例の対象としている。
- 問責制度、資産公開制度、政治倫理基準の設定という3つの柱が全て入っている。
※制定当時は全国で初
- 政治倫理基準違反について、市民に対する説明会の開催を市民が直接請求できる。
※制定当時は全国で初
- 政治倫理基準違反について、市民に対する説明会の開催を議員も請求できる。
※市民からの監視という面だけでなく、議会の清浄化に対する議員の自助努力を認めたもの。

3 政治倫理基準について

<参考：佐賀市政治倫理条例（抜粋）>

- 佐賀市政治倫理条例（平成17年10月1日 条例第5号）
（政治倫理基準）

第2条 議員及び市長は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。
 - (2) 政治活動に関し、企業、団体等から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないものとし、その後援団体についても同様に措置すること。
 - (3) 常に市民全体の利益のみを指針として行動するものとし、その地位を利用しいかなる金品も授受しないこと。
 - (4) 市民全体の代表者としてその名誉及び品位を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- 2 議員及び市長は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合は、自ら誠実な態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

4 条例に基づく各種報告書

	報告書名	記載基準日（期間）	提出期限
1	資産等報告書 （条例第3条第1項関係）	任期開始日	任期開始から起算して 100日以内
2	資産等変更報告書 （条例第3条第2項関係）	12月31日	4月30日
3	所得等報告書 （条例第4条関係）	毎年分（1月～12月）	
4	関連会社等報告書 （条例第5条関係）	4月1日	

※閲覧開始日は、当該報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日

5 政治倫理審査会

（1）設置

- 政治倫理に関する重要な事項を審議するため、政治倫理審査会を設置（条例第7条）
- 政治倫理審査会では、定例的審査を導入していない。

※報告書等の真偽についてはその立証が困難であり、立証できないことにより逆に公的な「お墨付き」を与えてしまうことになりかねないことから、市民の審査請求を受けて審査会が活動を開始する方式を採用している。

（2）審査請求

- 有権者の200分の1以上の者の連署をもって、資産報告書等に疑義があることを証する書面を添えて審査の請求があったときは、議長または市長は直ちに審査会に審査を求めなければならない。
- 審査を終えたときは、審査結果の要旨または審査結果を市報への掲載により公開する。

（3）説明会開催請求

- 有権者の70分の1以上（議員の場合は定数の3分の1以上）の者の連署をもって、政治倫理基準に違反する疑いのあることを証する書面を添えて説明会開催の請求があったときは、議長または市長は直ちに審査会に当該請求の適否の審査を求めなければならない。
- 審査を終えたときは、審査結果の要旨または審査結果を市報への掲載により公開し、かつ、議長または市長に送付する。
- 議長または市長は、請求が適当であると認められたときは、市民に対する説明会を開催し、政治倫理基準に違反する疑いのある議員または市長は説明会に出席し、釈明しなければならない。

6 贈収賄罪宣告後の釈明

議員または市長が、贈収賄罪により有罪判決の宣告を受け、なおその職にとどまろうとするときは、議長または市長が市民に対する説明会を開催し、当該議員または市長は説明会に出席し、釈明しなければならない。

議員報酬に関する調査結果について

1 基礎となるデータ

平成26年7月に全国市議会議長会が公表した、平成25年12月31日現在における全国の市（区）議会の正副議長及び議員の報酬に関する調査の結果を元に比較等を行った。

2 佐賀市の報酬月額について

区 分	議長報酬 (万円/月)	副議長報酬 (万円/月)	議員報酬 (万円/月)
佐 賀 市 人口：235,002 人	69.20	60.70	55.30

3 報酬月額の各種平均値について

区 分	議長報酬 (万円/月)	副議長報酬 (万円/月)	議員報酬 (万円/月)
類似規模都市 (対象：46) 平均人口：248,004 人	67.46	60.26	54.36
都道府県庁所在都市 【政令市を除く】 (対象：32) 平均人口：342,029 人	70.40	63.55	59.04
都道府県庁所在都市 (対象：47) 平均人口：700,913 人	76.73	69.36	64.21
全 国 (対象：812) 平均人口：144,001 人	50.80	44.85	41.40
佐賀県内 (対象：10) 平均人口：70,075 人	47.20	40.91	38.22

4 報酬月額の高額・低額について

区 分	議長報酬 (万円/月)		副議長報酬 (万円/月)		議員報酬 (万円/月)	
	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額
類似規模都市 (対象：46)	93.8	50.4	80.0	46.0	67.0	43.5
都道府県庁所在都市 【政令市を除く】 (対象：32)	93.8	55.7	80.0	48.0	68.6	44.9
都道府県庁所在都市 (対象：47)	114.0	50.0	104.0	48.0	93.0	44.9
全 国 (対象：812)	114.0	23.0	104.0	20.0	93.0	18.0
佐賀県内 (対象：10)	69.2	38.6	60.7	32.0	55.3	30.0

議員定数に関する調査結果について

1 基礎となるデータ

平成26年7月に全国市議会議長会が公表した、平成25年12月31日現在における全国の市（区）議会の正副議長及び議員の報酬に関する調査の結果を元に比較等を行った。

2 佐賀市の議員定数等について

区 分	議員定数(人)	人 口(人) 【議員1人当たり】	面 積(k㎡) 【議員1人当たり】
佐 賀 市	36	235,002 【6,527.83】	431.42 【11.98】

3 議員定数等の各種平均値について

区 分	議員定数(人)	人 口(人) 【議員1人当たり】	面 積(k㎡) 【議員1人当たり】
類似規模都市 (対象：46)	32.54	248,004 【7,621.51】	285.92 【8.79】
都道府県庁所在都市 【政令市を除く】 (対象：32)	38.44	342,029 【8,897.74】	502.57 【13.07】
都道府県庁所在都市 (対象：47)	46.26	700,913 【15,151.60】	540.63 【11.69】
佐賀県内 (対象：10)	23.60	70,075 【2,969.27】	199.74 【8.46】

4 議員定数の旧法定上限定数との比較について

区 分	類似規模都市 (対象：46)	都道府県庁所在都市 【政令市を除く】 (対象：32)	都道府県庁所在都市 (対象：47)	佐賀県内 (対象：10)
↑ 3人	1 (2.2%)	1 (3.1%)	1 (2.1%)	
↑ 2人		1 (3.1%)	1 (2.1%)	
↑ 1人				
0人	4 (8.7%)	5 (15.6%)	6 (12.8%)	
↓ 1人				
↓ 2人	8 (17.4%)	4 (12.5%)	4 (8.5%)	3 (30.0%)
↓ 3人	1 (2.2%)	1 (3.1%)	3 (6.4%)	
↓ 4人	7 (15.2%)	2 (6.3%)	4 (8.5%)	2 (20.0%)
↓ 5人		1 (3.1%)	1 (2.1%)	
↓ 6人	6 (13.0%)	7 (22.0%)	7 (14.9%)	1 (10.0%)
↓ 7人	3 (6.5%)	3 (9.4%)	4 (8.5%)	
↓ 8人	6 (13.0%)	3 (9.4%)	4 (8.5%)	2 (20.0%)
↓ 9人		1 (3.1%)	3 (6.4%)	
↓ 10人	9 (19.6%)	1 (3.1%)	5 (10.7%)	2 (20.0%)
↓ 11人		1 (3.1%)	1 (2.1%)	
↓ 12人	1 (2.2%)	1 (3.1%)	2 (4.3%)	
↓ 13人			1 (2.1%)	

(注) 旧法定上限定数を現状の人口規模に当てはめて比較したため、法定上限定数撤廃後に定数変更を行わず、人口が人口区分を超えて減少した都市については旧法定上限定数を上回っており、同様に定数変更を行わず、人口が人口区分を超えて増加した都市については旧法定上限定数からの減員幅が広がっている。

5 議員定数の旧法定上限定数に対する増減平均値について

区 分	類似規模都市 (対象：46)	都道府県庁所在都市 【政令市を除く】 (対象：32)	都道府県庁所在都市 (対象：47)	佐賀県内 (対象：10)
平均値(人)	↓ 5.46	↓ 4.63	↓ 5.53	↓ 5.60



答 申 書

武雄市特別職報酬等審議会

平成26年11月26日

武雄市長 樋渡 啓祐 様

武雄市特別職報酬等審議会
会長 松尾 興直 

特別職の報酬等の額について (答申)

平成26年10月10日付け武市総第361号で諮問された、武雄市議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額については、当審議会において審議の結果、次のとおり答申いたします。

記

- 1 武雄市議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額については、

市長	890,000円	を	950,000円	に
副市長	663,000円	を	760,000円	に
議長	455,000円	を	490,000円	に
副議長	385,000円	を	440,000円	に
議員	360,000円	を	410,000円	にするとともに、

常任委員長及び議会運営委員長の職名区分を新たに設け、それぞれの額を425,000円と改定することが適当である。
- 2 市長及び副市長の退職金支給割合については、

市長	100分の45	を	100分の50	に
副市長	100分の28	を	100分の30	に改定することが

適当である。
- 3 改定の時期は、できるだけ早い時期の実施が適当である。

【附帯意見】

非常勤特別職の報酬の額については、社会経済情勢等を勘案しながら、適時見直しを行われたい。

【審議内容】

審議に当たり、特別職の報酬等の額の決定については、市民の目線に立ち、社会経済情勢、市の財政状況、県内他市における特別職の報酬等月額状況、人事院勧告の推移及び職員の給与改定等の状況を総合的に勘案することとした。

- ① 最近の経済情勢としては、国においてデフレからの脱却、経済再生を掲げ、様々な経済対策がとられ、企業収益や生産の回復、賃金の上昇など回復基調が見られる一方、都市部と地方の地域経済格差が見られるなど、今後の影響も考慮しながら市政運営を行っていく必要がある。
- ② 本市の財政状況は、合併後、健全化に向けて各種改善に取り組まれており、良好な財政基盤が構築されつつある。
- ③ 議員定数については、新市発足後の30名から現在24名に削減され、更に本年、市議会が率先して、議員定数を20名とする議決をしている。また、政務活動費を半額にするなど、議会自らが歳出削減はもとより、様々な議会改革に取り組まれている。
- ④ 事務事業や組織の再編などの見直しで、職員数を削減し、合併と行革による人件費の削減効果として、10億4千万円(30%削減)が実現できており、他団体と比較しても特別職等はじめ相当の努力をされた結果だと受け止めている。
- ⑤ 職員等の給料は、26年の人事院勧告で月例給、ボーナスともに7年ぶりの引上げ勧告がなされている。

これまでの市の実績としては、市民病院の民営化などを実現し、市財政の一層の健全化を図るとともに、新たな特産品の開発やSNSを活用して全世界に情報発信をするなど、農商工業の振興に積極的に取り組まれている。

最近では武雄市図書館や官民一体型の教育改革などに対する行政視察数の大幅な増加がみられるように、武雄市が全国的に注目され多大な評価を得ている。武雄市の知名度が向上し、企業誘致の実現など成果も出てきており、今後も、雇用創出・市民所得の向上が図られるよう期待するところである。

特別職の給料及び武雄市議会議員の報酬については、特別職や議員の活動が多様化する中、その果たす役割はさらに高まると考えられる。これまでの成果を正しく評価し、これからの特別職の責務と議員活動の重要性を考慮し、これを報酬等に反映することが必要と考える。

上記のような状況や他市との比較等を総合的に判断すると、答申額のと通りの引上げが適当との結論に至った。

佐賀県内10市 議員・議長・副議長の報酬

議員	報酬月額（千円）			期末手当（年額）（千円）			報酬年額（千円）		
	現在	過去最高時	差	現在	過去最高時	差	現在	過去最高時	差
佐賀市	553	570	▲ 17	1,971	2,622	▲ 651	8,607	9,462	▲ 855
唐津市	438	438	0	1,561	2,015	▲ 453	6,817	7,271	▲ 453
鳥栖市	413	422	▲ 9	1,472	1,747	▲ 275	6,428	6,811	▲ 383
多久市	345	353	▲ 8	1,230	1,624	▲ 394	5,370	5,860	▲ 490
伊万里市	407	421	▲ 14	1,451	1,961	▲ 510	6,335	7,013	▲ 678
武雄市	410	410	0	1,462	1,462	0	6,382	6,382	0
鹿島市	331	358	▲ 27	1,180	1,276	▲ 96	5,152	5,572	▲ 420
小城市	374	386	▲ 12	1,333	1,487	▲ 154	5,821	6,119	▲ 298
嬉野市	310	310	0	1,105	1,194	▲ 89	4,825	4,914	▲ 89
神崎市	310	310	0	1,105	1,105	0	4,825	4,825	0

議長	報酬月額（千円）			期末手当（年額）（千円）			報酬年額（千円）		
	現在	過去最高時	差	現在	過去最高時	差	現在	過去最高時	差
佐賀市	692	713	▲ 21	2,467	3,280	▲ 813	10,771	11,836	▲ 1,065
唐津市	503	503	0	1,793	2,314	▲ 521	7,829	8,350	▲ 521
鳥栖市	493	504	▲ 11	1,758	2,087	▲ 329	7,674	8,135	▲ 461
多久市	441	453	▲ 12	1,572	2,084	▲ 512	6,864	7,520	▲ 656
伊万里市	486	503	▲ 17	1,733	2,343	▲ 610	7,565	8,379	▲ 814
武雄市	490	490	0	1,747	1,747	0	7,627	7,627	0
鹿島市	416	459	▲ 43	1,483	1,636	▲ 153	6,475	7,144	▲ 669
小城市	460	474	▲ 14	1,640	1,826	▲ 186	7,160	7,514	▲ 354
嬉野市	400	400	0	1,426	1,541	▲ 115	6,226	6,341	▲ 115
神崎市	400	400	0	1,426	1,426	0	6,226	6,226	0

副議長	報酬月額（千円）			期末手当（年額）（千円）			報酬年額（千円）		
	現在	過去最高時	差	現在	過去最高時	差	現在	過去最高時	差
佐賀市	607	625	▲ 18	2,164	2,875	▲ 711	9,448	10,375	▲ 927
唐津市	459	459	0	1,636	2,111	▲ 475	7,144	7,619	▲ 475
鳥栖市	441	451	▲ 10	1,572	1,867	▲ 295	6,864	7,279	▲ 415
多久市	371	381	▲ 10	1,323	1,753	▲ 430	5,775	6,325	▲ 550
伊万里市	435	450	▲ 15	1,551	2,096	▲ 545	6,771	7,496	▲ 725
武雄市	440	440	0	1,569	1,569	0	6,849	6,849	0
鹿島市	350	386	▲ 36	1,248	1,376	▲ 128	5,448	6,008	▲ 560
小城市	401	413	▲ 12	1,430	1,591	▲ 162	6,242	6,547	▲ 306
嬉野市	330	330	0	1,176	1,271	▲ 95	5,136	5,231	▲ 95
神崎市	332	332	0	1,184	1,184	0	5,168	5,168	0

佐賀県内10市 市長・副市長の報酬

市長	報酬月額（千円）			期末手当（年額）（千円）			報酬年額（千円）		
	現在	過去最高時	差	現在	過去最高時	差	現在	過去最高時	差
佐賀市	1,039	1,070	▲ 31	3,704	4,922	▲ 1,218	16,172	17,762	▲ 1,590
唐津市	963	963	0	3,433	4,430	▲ 997	14,989	15,986	▲ 997
鳥栖市	956	976	▲ 20	3,408	4,041	▲ 633	14,880	15,753	▲ 873
多久市	813	884	▲ 71	2,898	4,066	▲ 1,168	12,654	14,674	▲ 2,020
伊万里市	946	979	▲ 33	3,372	4,560	▲ 1,187	14,724	16,308	▲ 1,583
武雄市	950	950	0	3,387	3,387	0	14,787	14,787	0
鹿島市	778	894	▲ 116	2,774	3,187	▲ 414	12,110	13,915	▲ 1,806
小城市	823	925	▲ 102	2,934	3,298	▲ 364	12,810	14,398	▲ 1,588
嬉野市	768	768	0	2,738	2,959	▲ 221	11,954	12,175	▲ 221
神埼市	829	829	0	2,955	2,955	0	12,903	12,903	0

副市長	報酬月額（千円）			期末手当（年額）（千円）			報酬年額（千円）		
	現在	過去最高時	差	現在	過去最高時	差	現在	過去最高時	差
佐賀市	820	845	▲ 25	2,923	3,887	▲ 964	12,763	14,027	▲ 1,264
唐津市	770	770	0	2,745	3,542	▲ 797	11,985	12,782	▲ 797
鳥栖市	766	782	▲ 16	2,731	3,237	▲ 507	11,923	12,621	▲ 699
多久市	652	702	▲ 50	2,324	3,229	▲ 905	10,148	11,653	▲ 1,505
伊万里市	755	781	▲ 26	2,692	3,638	▲ 946	11,752	13,010	▲ 1,258
武雄市	760	760	0	2,709	2,709	0	11,829	11,829	0
鹿島市	631	702	▲ 71	2,250	2,503	▲ 253	9,822	10,927	▲ 1,105
小城市	659	740	▲ 81	2,349	2,638	▲ 289	10,257	11,518	▲ 1,261
嬉野市	635	635	0	2,264	2,446	▲ 183	9,884	10,066	▲ 183
神埼市	655	655	0	2,335	2,335	0	10,195	10,195	0

市長	退職金（千円）		
	現在	過去最高時	差
佐賀市	24,936	25,680	▲ 744
唐津市	19,414	19,414	0
鳥栖市	22,944	23,424	▲ 480
多久市	19,512	21,216	▲ 1,704
伊万里市	22,704	23,496	▲ 792
武雄市	22,800	22,800	0
鹿島市	18,672	21,456	▲ 2,784
小城市	16,460	18,500	▲ 2,040
嬉野市	15,360	15,360	0
神埼市	16,580	16,580	0

副市長	退職金（千円）		
	現在	過去最高時	差
佐賀市	11,808	12,168	▲ 360
唐津市	9,240	9,240	0
鳥栖市	11,030	11,261	▲ 230
多久市	9,389	10,109	▲ 720
伊万里市	10,872	11,246	▲ 374
武雄市	10,944	10,944	0
鹿島市	9,995	10,109	▲ 114
小城市	7,750	8,702	▲ 953
嬉野市	7,468	7,468	0
神埼市	7,703	7,703	0

委員長等への報酬加算の状況

H26.12.31現在

類似規模の45自治体中、以下の13自治体が報酬加算あり

都道府県	市区名	常任委員会 加算額(円)		議会運営委員会 加算額(円)		特別委員会 加算額(円)	
		委員長	副委員長	委員長	副委員長	委員長	副委員長
東京都	港区	38,000	12,000	38,000	12,000	38,000	12,000
東京都	新宿区	47,000	17,000	47,000	17,000	47,000	17,000
東京都	墨田区	41,000	19,000	41,000	19,000	41,000	19,000
東京都	目黒区	50,000	27,000	50,000	27,000	50,000	27,000
東京都	渋谷区	32,900	10,000	32,900	10,000	32,900	10,000
東京都	豊島区	40,000	19,000	40,000	19,000	40,000	19,000
東京都	荒川区	49,000	22,000	49,000	22,000	49,000	22,000
神奈川県	茅ヶ崎市	6,000	—	6,000	—	—	—
埼玉県	上尾市	10,000	—	10,000	—	—	—
大阪府	茨木市	4,000	—	4,000	—	—	—
大阪府	寝屋川市	10,000	5,000	—	—	—	—
山口県	下関市	27,000	13,000	27,000	13,000	—	—
長崎県	佐世保市	10,000	5,000	10,000	5,000	10,000	5,000

新宿区を除く県庁所在地の46自治体中、以下の5自治体が報酬加算あり

都道府県	市区名	常任委員会 加算額(円)		議会運営委員会 加算額(円)		特別委員会 加算額(円)	
		委員長	副委員長	委員長	副委員長	委員長	副委員長
神奈川県	横浜市	30,000	20,000	30,000	20,000	30,000	20,000
大阪府	大阪市	32,000	16,000	—	—	—	—
兵庫県	神戸市	30,000	15,000	30,000	15,000	30,000	15,000
山口県	山口市	10,000	5,000	10,000	5,000	—	—
鹿児島県	鹿児島市	10,000	—	10,000	—	—	—

全国の報酬加算状況

区分	常任委員会		議会運営委員会		特別委員会	
	委員長	副委員長	委員長	副委員長	委員長	副委員長
市数	215	66	209	62	59	38
全市に対する割合(%)	26.4	8.1	25.7	7.6	7.3	4.7
平均加算額(万円)	1.5	1.2	1.5	1.2	2.7	1.7

質問主意書について

1 質問主意書とは

質問主意書とは、国会法第74条の規定に基づき、国会議員が内閣に対し質問する際の文書のことをいう。

国会においては、国政全般に関して内閣の見解をたずねる行為を質問と呼び、会議（本会議、委員会等）の場で議題となっている案件について疑義をたずねる行為を質疑と呼ぶ。質疑が口頭で行うものであるのに対し、質問は緊急質問（国会法第76条）の場合を除き、文書で行うことが原則である。緊急質問に対して、文書（質問主意書）を用いて行う質問を、特に文書質問と呼ぶ。

議長に提出され承認を受けた質問主意書は内閣に送られ、内閣は7日以内に文書（答弁書）によって答弁する。期間内に答弁できない場合はその理由と答弁できる期限を通知する。

2 地方議会における現状

- 国会における質問主意書と類似するものとして、地方議会においては、「文書質問」の制度を導入している事例が見られる。
- 「文書質問」の制度導入に当たっては、各議会において議会基本条例にその規定が明記されている場合が多い。
- 「文書質問」の取り扱いについては、各議会において、規程や要綱、要領、議会運営委員会申し合わせ等において詳細に定められている。

【例】

- ・質問できる範囲は、一般質問と同等の範囲かつその必要性、妥当性、時期等を勘案した上で適正なものであること。
- ・「文書質問」ができる期間は、会期中を除く期間（閉会中）。
- ・「文書質問」ができる回数は、議員1人当たり、文書質問期間ごとに1回とし、1回当たりの質問件数は1件。

特別委員会の所管事項に係る所属委員の一般質問について

1 九州内県庁所在地の状況

【申し合わせあり】

○熊本市

- ・所管事項に関することは、所管の特別委員会が行うべきことである。
- ・執行部の負担等の問題がある。

【申し合わせの必要なし】

○宮崎市

- ・所管事項に関しては、全議員が質問しない風潮であり、改めて申し合わせをする必要がない。

【申し合わせなし】

○福岡市

- ・所管事項に関することも一般質問をすることは可能。
- ・実際に行われているかについては、調査に相当の期間を要するとのことで不明。
- ・現在のところ、特に問題は出ていない。

○長崎市

- ・特別委員会の所管事項の範囲が広いため、一般質問で重複することは必ずある。
- ・現在のところ、特に問題は出ていない。

○大分市

- ・所管事項に関することも一般質問をすることは可能。
- ・実際に行われているかについては、調査に相当の期間を要するとのことで不明。
- ・現在のところ、特に問題は出ていない。

○鹿児島市

- ・特別委員会の所管事項の範囲が広いため、一般質問で重複することは必ずある。
- ・現在のところ、特に問題は出ていない。

○那覇市

- ・過去2年間特別委員会を設置していないが、所管事項に関することも一般質問をすることは可能。
- ・実際に行われているかについては、調査に相当の期間を要するとのことで不明。
- ・現在のところ、特に問題は出ていない。

2 その他の市の状況

※HP上に申し合わせを公開しており、一般質問の制限に関する項目がある市

【申し合わせあり】

○和光市

- ・特別委員会を設置する意義が薄れてしまう。
- ・委員会の中でしっかりと議論すべき。

【申し合わせの必要なし】 ※常任委員会の所管事項については申し合わせあり

○横須賀市

- ・特別委員会については制限していないが、常任委員会は制限しているため、現実に所属委員会の所管事項に係る一般質問を行う議員はいない。

3 佐賀市議会の状況

【平成21年3月定例会まで】※いつからかは不明

「付託継続調査中の一般質問は、原則としてしない。」

<議会側の背景>

特別委員会は、議会の総意で、ある特定の案件についての調査を付託するために設置したものである。当該案件について一般質問を認めれば、特別委員会を設置してまで集中的に調査を行うことの意義が薄れる(わざわざ特別委員会を設置する必要がない、特別委員会の形骸化など)。

<執行部側の問題>

執行部側の問題として、特別委員会の所管事項の担当部署は、委員会への対応に対してかなりの負担があり、その上一般質問にまで対応することとなると、相当な負担となると思われる。

【平成21年6月定例会以降】

「付託継続調査中、委員の一般質問は原則として行わない。」

<決定時の確認事項>

- ・今後、特別委員会の所管事項について、一般質問で最新の情報が出てくる可能性があるため、議員から、執行部に対して、特別委員会より先に情報を出した等の苦情が出ないように各会派で周知を図る。
- ・一般質問で最新の情報がした場合、間を置かずに特別委員会に報告するなどのフォローが必要。

<現状>

- ・一般質問で最新の情報が出る場合等は、執行部から正副委員長へその旨報告が行われており、その後の対応は正副委員長に委ねられている。